

史跡小山崎遺跡 整備基本計画書



2024年3月
山形県遊佐町
教育委員会



史跡小山崎遺跡 整備基本計画書

令和6（2024）年3月

山形県遊佐町教育委員会

序

遊佐町は山形県の最北部に位置し、北から東は鳥海山を主とした出羽丘陵、西は庄内砂丘をへだて日本海を望む自然豊かな町です。鳥海山を水源とする豊富な水量の湧水および河川を背景に、肥沃な土壌が形成されています。このような自然環境を理由として、古くは旧石器時代より人類の足跡が確認されており、縄文時代や古代の遺跡の多さとその内容は特筆に値します。

小山崎遺跡は縄文時代早期末から晩期までの遺跡で、これまでに18次にわたって調査され、令和2（2020）年3月10日、本州日本海沿岸北部における縄文文化を解明する上で欠くことのできない遺跡であるとして、国史跡に指定されました。

悠久の時を超え、鳥海山の湧水に守られてきた縄文時代の人々の生活の痕跡、そして、史跡とその周辺をとりまく豊かな自然環境と文化的背景を擁するこの地は、私たちに当時の様相を伝え、さらには地域の文化的源流を感じさせてくれる場所でもあります。

遊佐町教育委員会では、この小山崎遺跡を恒久的に保護し、その価値を損なうことなく将来に継承していくために策定した「史跡小山崎遺跡保存活用計画」を受けて、今後の整備を進めていくための指針となる「史跡小山崎遺跡整備基本計画」を策定しました。今後は本計画を基礎として、史跡の確実な保存・管理を前提としながら、史跡が持つ価値や魅力を高めていけるような活用・整備を進めるべく、関係各所と連携を図りながら保存整備事業に取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました町民の皆様、多角的な視点で協議いただきました策定委員会の皆様、細部にわたり丁寧なご指導・ご助言をいただきました文化庁及び山形県ほか関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月31日

遊佐町教育委員会
教育長 土門 敦

例言

1. 本書は山形県飽海郡遊佐町吹浦字七曲・七曲堰東・柴燈林ほかに所在する「史跡小山崎遺跡」の整備基本計画書である。
2. 本計画は、遊佐町教育委員会が主体となって策定し、令和4・5年度に国庫補助事業（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）として実施した。
3. 本計画書は、遊佐町教育委員会が令和4年（2022）に設置した「史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会」（岡村道雄委員長）における2か年の協議により取りまとめられ、遊佐町教育委員会が編集・発行する。
4. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化資源活用課及び山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課の指導・助言を得た。
5. 本計画の策定に係わる事務は、遊佐町教育委員会教育課文化係が担当し、一部業務を株式会社イビソクに委託した。体制は以下のとおりである。

遊佐町教育委員会（令和4・5年度）

総括 教育長 土門 敦

事務局長 教育課 課長 菅原 三恵子（令和4年度）

鳥海 広行（令和5年度）

事務 同上 課長補佐兼文化係長 渋谷 志保（令和4年度）

同上 文化係長 友野 毅（令和5年度）

同上 主事 金野 史弥

同上 主事 石垣 潤子（令和5年度）

同上 主事補 川俣 郁也（令和4年度）

同上 主事補 阿部 琴乃（令和5年度）

同上 会計年度任用職員 本間 加代子

同上 会計年度任用職員 石船 夕佳

同上 会計年度任用職員 佐藤 静雄

業務支援 株式会社イビソク

6. 本計画の策定並びに本書の作成にあたり、多くの関係者や関係機関からご理解とご協力を賜った。ここに記して心より感謝申し上げる。

目次

第1章	計画策定の経緯と目的	1
第1節	計画策定の経緯.....	1
第2節	計画の目的.....	2
第3節	委員会の設置・経緯	2
第4節	関連計画との関係	3
第5節	計画の対象範囲.....	6
第6節	計画期間.....	6
第2章	計画地の現状	8
第1節	自然的環境.....	8
第2節	歴史的環境.....	16
第3節	社会的環境.....	18
第3章	史跡の概要及び現状と課題	31
第1節	指定の状況.....	31
第2節	史跡の概要.....	34
第3節	現状と課題.....	52
第4節	広域関連整備計画.....	57
第4章	基本方針	58
第1節	本史跡整備のストーリー	58
第2節	整備の理念.....	58
第3節	整備の基本方針.....	59
第4節	短期計画目標	60
第5章	整備基本計画.....	62
第1節	全体計画及び地区区分計画	62
第2節	遺構保存に関する計画.....	65
第3節	遺構の表現に関する計画.....	66
第4節	動線計画.....	72
第5節	視点場に関する計画	75
第6節	案内・解説施設に関する計画.....	77
第7節	修景及び植栽に関する計画	81
第8節	管理施設及び便益施設等に関する計画	82
第9節	ガイダンス施設に関する計画.....	84
第10節	公開・活用に関する計画	85
第11節	地域全体における関連文化財等との有機的な活用に関する計画	87
第12節	整備事業に必要となる調査等に関する計画	88
第13節	管理・運営に関する計画	89

第14節	事業計画	90
第6章	縄文の森づくり－整備と活用の一体化－	92
第1節	森づくりの基本的な考え方	92
第2節	森づくりの手法	93
第3節	森づくりの展望	95
第7章	完成予想図	96
巻末資料		97
	史跡小山崎遺跡「縄文の森づくり」に関する報告書	98

図目次

図1	史跡小山崎遺跡位置図	1	図25	水辺遺構	39
図2	計画の対象範囲	6	図26	主な捨て場の変遷（推定）	40
図3	遊佐町位置図	8	図27	赤漆塗木製容器	41
図4	史跡周辺の地形	9	図28	炭素・窒素同位体比分析（作成：米田 穰）	41
図5	豊かな湧水環境	11	図29	斜面部居住域	41
図6	史跡周辺の植生図	12	図30	斜面部の遺構配置図	42
図7	小山崎遺跡の植物群落図（作成：島中 裕之）	13	図31	小山崎遺跡に運ばれてきた品々	43
図8	遊佐町の遺跡分布	17	図32	小山崎遺跡の集落景観イメージ（後期）	44
図9	遊佐町へのアクセス	18	図33	構成要素配置図①	47
図10	史跡へのアクセス	19	図34	構成要素配置図②	48
図11	観光地・関連施設等位置図	21	図35	周辺構成要素配置図①	50
図12	遊佐町埋蔵文化財調査室	22	図36	周辺構成要素配置図②	51
図13	ハザードマップ（洪水）	24	図37	便益施設と見学動線	54
図14	ハザードマップ（津波）	25	図38	地区区分図	64
図15	ハザードマップ（噴火）	26	図39	景観保護エリア対象範囲図	64
図16	史跡周辺の法規制状況	30	図40	地形造成想定図	65
図17	指定地の状況	33	図41	竪穴建物跡（左）及び水辺遺構（右） 整備断面模式図	66
図18	土地所有状況	33	図42	斜面居住地エリア 整備平面図	67
図19	地区名称と主要な遺構の位置	34	図43	竪穴建物跡 整備イメージ図	67
図20	価値の変遷図①（前期初頭）	35	図44	竪穴建物跡 整備詳細図	68
図21	価値の変遷図②（前期中葉）	36	図45	木道の事例	69
図22	出土した骨角器	37	図46	透明なサイン板の事例	70
図23	価値の変遷図③（後期前葉）	37	図47	水辺遺構 整備平面図	71
図24	価値の変遷図④（後期中葉・後葉）	38			

図 48 動線・園路計画図.....	72	図 66 修景・植栽計画	82
図 49 防草シートの整備事例	73	図 67 東屋の事例.....	83
図 50 木質チップの整備事例	73	図 68 トイレの事例	83
図 51 階段の整備事例	73	図 69 車止めの事例	83
図 52 園路舗装の整備事例	74	図 70 エントランスエリア計画図	84
図 53 視点場・眺望位置図	76	図 71 旧吹浦小学校校舎.....	84
図 54 視点場・管理用エリア 整備平面図	76	図 72 小学校の校外学習の様子	85
図 55 案内板の事例	77	図 73 縄文食の調理体験の様子	86
図 56 総合解説板の事例.....	78	図 74 考古学講座の様子.....	86
図 57 撤去予定の解説板.....	78	図 75 パンフレット	86
図 58 標柱の事例.....	78	図 76 「鳥海温泉 遊楽里」のレンタサイク ル駐輪場	87
図 59 境界標の事例	78	図 77 関連文化財等位置図	87
図 60 遺構解説板の事例.....	79	図 78 小山崎遺跡の管理・運営体制.....	89
図 61 眺望案内板の事例.....	79	図 79 庄内砂丘のクロマツ林.....	92
図 62 誘導板の事例	79	図 80 整備事例視察（第2回委員会）	93
図 63 本史跡付近の既設誘導板.....	79	図 81 森づくり工程イメージ.....	94
図 64 サイン施設計画図.....	80	図 82 完成予想図.....	96
図 65 本史跡周辺の既設誘導板位置図....	80		

表目次

表 1 史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員	2	表 11 活用事業一覧①	55
表 2 史跡小山崎遺跡整備基本計画期間	7	表 12 活用事業一覧②	56
表 3 鳥海山の火山活動.....	10	表 13 地区別整備内容	63
表 4 有史時代の活動記録	10	表 14 法定外公共財産の払い下げ手続き	69
表 5 各群落の概説.....	14	表 15 園路表.....	73
表 6 国・県指定文化財一覧	21	表 16 案内・解説板の構成	77
表 7 国登録文化財一覧.....	22	表 17 公開・活用事業の例	86
表 8 史跡周辺の関係法令一覧.....	29	表 18 事業スケジュール	91
表 9 史跡を構成する要素	46	表 19 主な植物遺存体	95
表 10 史跡の周辺を構成する要素	49		

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡小山崎遺跡（以下、「本史跡」もしくは「史跡」）は、鳥海山の南山麓、庄内平野北端に位置する縄文時代早期～晩期の遺跡である。平成7（1995）年の県営ほ場整備事業を契機に本格的な調査が開始され、出土遺物の豊富さから、県内でも類を見ない遺跡として保護が図られた。これ以降、国史跡指定を目指し、遺跡の価値を明らかにするため、18次にわたる保存目的調査が行われた。

平成27（2015）年の『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編-』（以下、「総括編」）の刊行や土壌や遺物の分析、本格的な活用事業等を経て、令和元（2019）年7月に国史跡指定に係る意見具申書を提出した。この結果、令和2（2020）年3月10日付の文部科学省告示第17号を以って国の史跡に指定され、続いて同年7月22日に文化庁告示58号の官報告示を以って遊佐町が文化財保護法第113条に基づく管理団体の指定を受けた。

史跡指定を受け、遊佐町は史跡の本質的価値を明確にし、現状・課題を把握した上で、①適切かつ確実に史跡の保存管理を行い、次世代へ継承する、②町民が史跡をとおして郷土への愛着や誇りを育み、地域の活性化に寄与するための整備・活用を推進するべく、その基本方針を定めた「史跡小山崎遺跡保存活用計画（以下、「保存活用計画」）」を策定した。この計画に示される整備の実現に向けて、「史跡小山崎遺跡整備基本計画（以下、「本計画」）」を策定するものである。

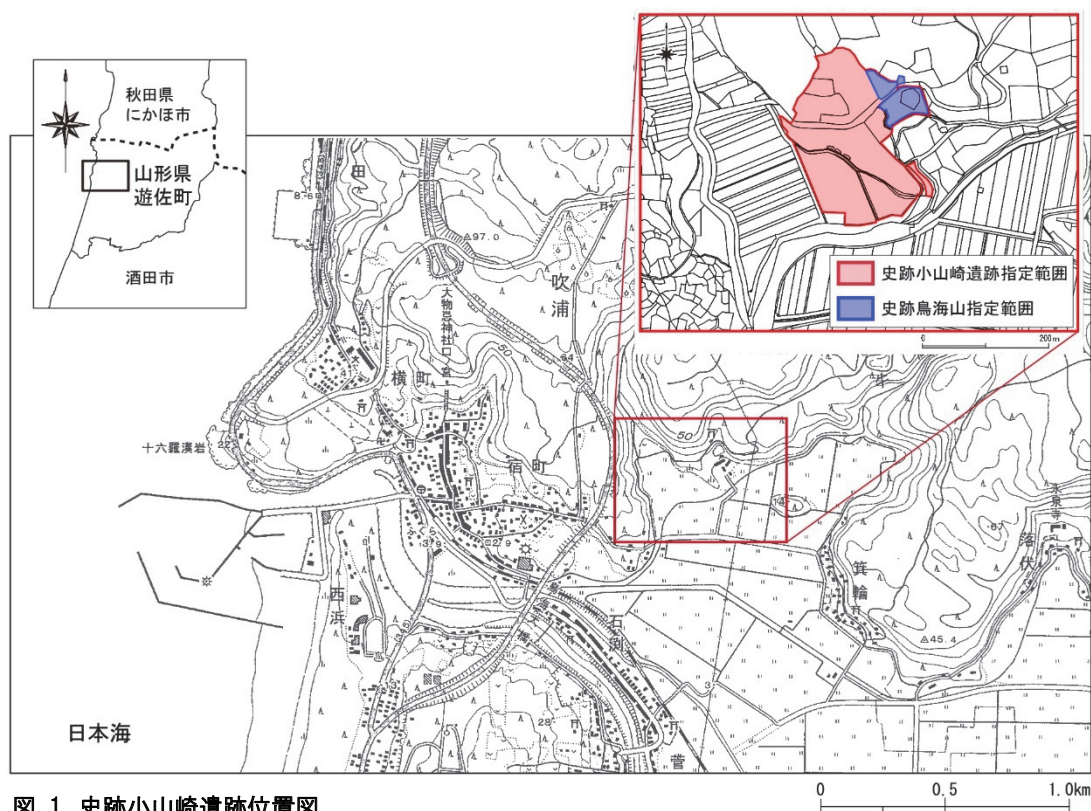


図1 史跡小山崎遺跡位置図

第2節 計画の目的

史跡整備は、史跡の本質的価値を保存するとともに、地域住民が史跡の内容を理解し、文化的活動の場として活用できるようにすることが基本である。

令和4（2022）年3月に策定した保存活用計画において、保存、活用、整備、運営・体制の基本方針を定めている。本計画では、史跡の整備実現に向けて具体的な整備内容や整備方法の基本的な計画を定めることを目的とする。

第3節 委員会の設置・経緯

1. 委員会の設置

本計画を策定するにあたり、史跡の特性を正しく把握し、将来を見据えた整備の方法等について、専門的見地からの客観的な意見や助言等を受けることを目的として、「史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会（以下、「委員会」）」を設置した。委員・事業協力者・オブザーバーは次のとおりである。

表 1 史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員

	氏名	所属
委員長	岡村 道雄	元文化庁主任文化財調査官
副委員長	渋谷 孝雄	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 館長
委員	小林 敬一	東北芸術工科大学 基盤教育研究センター 教授
委員	青野 友哉	東北芸術工科大学 歴史遺産学科長 准教授
委員	菅原 善子	遊佐町文化財保護審議会委員
事業協力者	鈴木 三男	東北大学名誉教授
事業協力者	梅津 勘一	樹木医事務所明翠舎 代表
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課 整備部門
オブザーバー	稲村 圭一	山形県観光文化スポーツ部 博物館・文化財活用課

2. 委員会の経緯

本計画は令和4（2022）年度及び同5（2023）年度の2カ年で策定した。委員会は全6回開催し、以下のことについて意見交換及び検討を行った。

(1)第1回委員会 令和4(2022)年8月9日

委員の互選により委員長として岡村道雄氏、副委員長として渋谷孝雄氏が選任された。事務局より保存活用計画の内容についての説明後、計画骨子（案）等について協議された。

(2)第2回委員会 令和4(2022)年11月11日

本計画第1～5章第2節（案）及び現地整備内容の検討を行った。また、縄文の里山整備の内容検討のため、事例視察及び史跡現地の視察を行った。

(3)第3回委員会 令和5(2023)年2月24日

前回指摘事項の修正案及び遺構表示方法の検討を行った。

(4)第4回委員会 令和5(2023)年6月16日

遺構表示方法・ビューポイント・情報発信・デジタルコンテンツ導入について検討を行った。

(5)第5回委員会 令和5(2023)年10月6日

遺構表示方法・見学動線及び園路・植栽に関する事項等について検討を行った。

(6)第6回委員会 令和6(2024)年2月2日

計画全体の検討を行った。

第4節 関連計画との関係

1. 遊佐町総合発展計画―第8次遊佐町振興計画―

「オール遊佐の英知（町民力）を結集」という理念のもと、「子供たちの夢を育むまち～子供たちに夢を～」 「働き場・若者・賑わいのあるまち～いきいきゆぎの構築～」 「自然と調和した安全・安心・快適なまち～鳥海山との共生～」を将来像として設定し、実現を目指す計画である。6つの分野の基本目標が設定されているが、本史跡の保存・活用を検討する上で関連する分野及び計画目標・施策は以下のとおりである。

○教育・文化分野では「ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成」を目標とし、「歴史・文化遺産の継承と活用」を基本施策の1つとしている。鳥海山・飛鳥ジオパークにも触れながら、講座等の企画を通して、町内外の人々に学習の機会を提供するとともに、学校教育では身近な歴史に学びながら興味関心を高め、探究する意欲を育むとしている。

○産業・振興分野では「地域の特性を生かした産業振興と多彩な働き場の構築」を目標とし、基本施策の「地域資源を活かした観光振興」では、鳥海山の豊かな自然資源を有効に活用し、観光客に対する情報発信に努めながら観光資源の商品力を高めていくとしている。

○くらし・防災・環境分野では「鳥海山の自然と調和した快適な暮らしの創造」を目標とし、基本施策の「良好な地域環境の保全」では、鳥海山の湧水保全活動を継続しながら鳥海山の自然生態系を維持することはもちろん、環境保全に対する町民意識の啓発に努めるとしている。

○町民参画・連携分野では「人のきずなで織りなす賑わいあふれる街づくり」を目標とし、基本施策の「協働によるまちづくりの推進」では地域活動により多くの町民が参加できる機会や仕組みづくり、交流の場づくりを進めることで、地域の連帯意識を醸成し、地域活動の充実を図っていくとしている。

本史跡の整備にあたっては、これらを踏まえて進めていく必要がある。

2. 第4次遊佐町国土利用計画

国土利用計画法第8条の規定に基づき、「山形県国土利用計画」を基本とするとともに、遊佐町新総合発展計画に係る基本構想に即して策定された、遊佐町の土地利用に関する指

針となる計画である。

基本構想では、生態系を含めた環境保全を図るとともに、文化・歴史・民俗芸能・町内各地に点在する歴史的遺産等の保存・保全や、自然との共生に努めていく旨を示す。同時にまちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向性を提示した「遊佐町土地利用マスタープラン」も策定され、本史跡は低地部以外が自然環境保全ゾーンにあたる。湧水地や貴重な動植物が多い遊佐町にあって、森林の持つ諸機能の維持は重要な財産であることから将来にわたり保全を図り、学習交流フィールドとして利活用を図っていく地域である。

本史跡の整備においては、学習の場所として利活用を図ることを念頭に整備を行うことが求められる。

3. 遊佐町国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、遊佐町における国土強靱化に関する施策を総合的に推進する基本的な計画である。

文化財については危機管理分野において「文化財の所有者に適切な文化財の保存や防災対策を進めるよう啓発する」「文化財の喪失を防ぐために、平時から町民の文化財保護意識を醸成する必要がある」「文化財をまちづくりに活かしつつ、町民の文化財に関連する様々な活動に参画する機会を創出し、担い手の育成と確保に取り組む」との施策推進方針が挙げられている。

本史跡においても、町民が管理運営や活用事業に参加する機会を設けることで、文化財保護に関する意識の向上に努めることが求められる。

4. 第2次遊佐町教育振興基本計画

遊佐町における教育振興のための施策に関する基本的な計画である。第8次遊佐町振興計画の教育・文化分野と同様、「ふるさとを愛し、未来を拓く、「いのち」輝く町民の育成」を基本目標に掲げ、より具体的に掘り下げて遊佐町の教育が向かうべき基本的方向と、16の基本施策に基づく60の具体的施策を示している。

学校（園）教育の基本的方向「未来にはばたく「いのち」輝く子どもの育成」では、基本施策3「よりよい生き方を育む教育の推進」の具体的施策の1つに「地域に根差す自然、歴史、文化等に学ぶふるさと教育の推進」が掲げられ、基本施策4「確かな学力を育む教育の推進」の具体的施策の1つには「自然や文化、人材等の地域素材を活かす体験的な学習の推進」を位置づけている。また、社会教育の基本的方向「心豊かに「いのち」輝く町民の育成」では、基本施策14「歴史・文化遺産の保存と継承・活用」を掲げ、展示施設を含めた本史跡の整備について触れている。また、町内外に貴重な歴史資料や文化遺産に関する公開等の発信を進めて理解を促し、身近な歴史に学びながら探究的な学習活動やまちづくり、さらには観光資源として生かしていくと謳っている。

5. 第5次遊佐町生涯学習推進計画

遊佐町総合発展計画を上位計画とし、第2次遊佐町教育振興基本計画における生涯学習

分野の具体的な推進に資する個別計画である。

計画の基本方針となる4つの施策の柱それぞれに、文化財の保護・活用および歴史や文化に関する学習の機会や場の提供とその推進等が盛り込まれている。特に、施策の柱Ⅳ「次世代につなぐ地域活動の推進」では「地域の歴史や文化等を学ぶ機会の充実」を目指す方向に掲げ、また、私たちが生まれ育った故郷（地域）への愛着を持ち、魅力あるまちづくりを推進していくため、地域をさらに理解するための歴史や地域に伝わる伝統芸能等を学ぶ機会の充実を図るとしている。

史跡を活用した講座等の開催をとおして、地域への愛着を醸成し、まちづくりに活かしていくことが望まれる。

6. 史跡鳥海山保存管理計画

史跡鳥海山の本質的価値を明らかにし、それらを次世代に継承していくために、町内にある指定地の適切な保存管理の方針等を定めている。

本史跡には史跡鳥海山丸池地区が一部を除き含まれており、鳥海山の湧水に由来する丸池と丸池神社境内地とが一体となり、歴史的風致景観を形成する本殿や拝殿のほか、歴史的な信仰の在り方を顕す石造物が存在する。これらを保持するため、人々の生業に配慮しながら構成資産の価値の確実な保存・管理を行うこととしている。特に町指定天然記念物「丸池神社の池・社叢」については、現状維持を基本とするとしている。

7. 遊佐町空き校舎利活用基本計画

遊佐町総合発展計画、遊佐町公共施設等総合管理計画を上位計画とし、令和5（2023）年度の町内小学校統合による空き校舎の利活用について、地域の意向やニーズに配慮しつつ、行政課題及び財政状況等を踏まえ、空き校舎の利活用が町や地域の更なる発展に繋がるよう、指針として定められた計画である。

本史跡の出土品を含めた展示施設として、空き校舎の1つである旧吹浦小学校の利用が決定しており、本史跡のガイダンス施設として位置付けられる。

8. 遊佐町地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定により、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定められた計画である。

本史跡は鳥海山の噴火による被害想定区域であり、また一部は土砂災害警戒区域、津波・洪水の浸水想定区域であるため、各災害を想定した施設の設置や管理体制が望まれる。

第5節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡指定地を対象とする。また、ガイダンス機能を有する施設として整備予定の旧吹浦小学校をはじめとした、史跡周辺に所在する文化財や施設との一体化した活用を図るため、概ね史跡から半径 3 km の範囲に所在する主要な文化財や施設を含めた範囲も併せて整備対象とする。

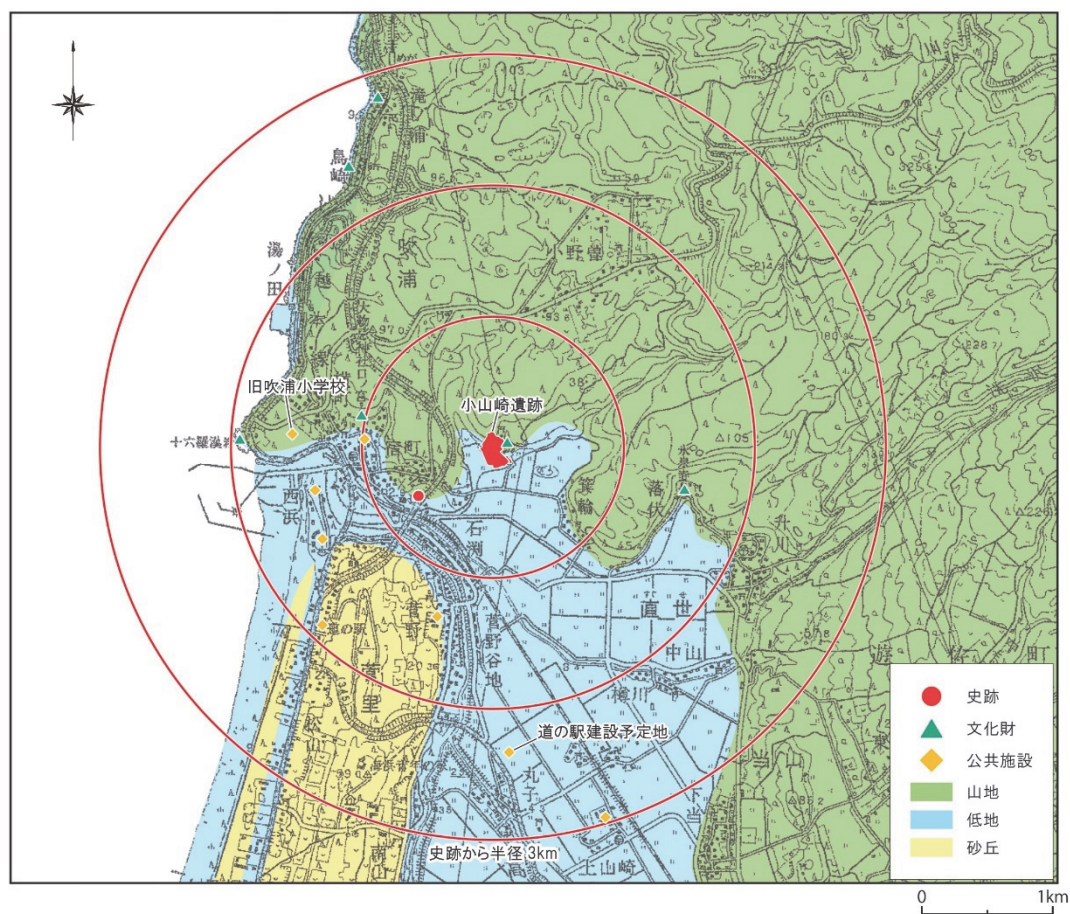


図 2 計画の対象範囲

第6節 計画期間

本史跡は、日本海沿岸部北部における縄文文化を解明する上で重要な遺跡である。史跡の本質的価値を将来にわたって適切に保存・活用していくための整備は、調査・研究、研究成果の反映、遺構復元等多岐にわたり、計画は長期間に及ぶものである。

本計画で掲げる事業を確実に実施していくため、計画期間を令和 6 (2024) 年度～令和 15 (2023) 年度までとし、令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度を短期計画前半、令和 11 (2029) 年度～令和 15 (2023) 年度を短期計画後半と設定する。短期計画前半では、史跡指定地の公有化や遺構表示等の本質的価値の顕在化に係る整備を行う。短期計画後半では、便益施設の設置等、来訪者のための環境整備を行う。また、計画の監視と評価を行うた

め、およそ5年ごとに事業の進捗に合わせて計画の修正と見直しを図る。

なお、令和16（2034）年度以降を長期計画とし、短期計画期間での整備状況を踏まえながら、必要に応じて新たな整備や保存活用について検討・実施していく。

表 2 史跡小山崎遺跡整備基本計画期間

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
整備基本計画	短期計画前半					短期計画後半					長期計画

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1. 遊佐町の位置(図 3)

本史跡が所在する遊佐町は、山形県庄内地域の北西端に位置し、西側は日本海に面する。北は秋田県にかほ市、東から南は山形県酒田市に隣接する。東西 16.6 km、南北 15.9 km で、総面積は 208.39 km² である。町域は山間・平野・砂丘地帯に大別され、平坦地は町域の 28% 程度である。



図 3 遊佐町位置図

2. 気候

遊佐町の気候は、日本海式気候（日本海側気候）あるいは日本海型の東北・北海道型に区分される。日本海沿岸を北上する対馬海流の影響を強く受ける海洋性気候を示し、多雨多湿が特徴である。平均気温は 13.2℃ と県内陸部より全般的に高く日較差・年較差が小さい。年間降水量は約 2,075 mm となっている。冬季は北西の季節風、夏季は南東の季節風が卓越する。庄内地方沿岸の強風は特徴的である。

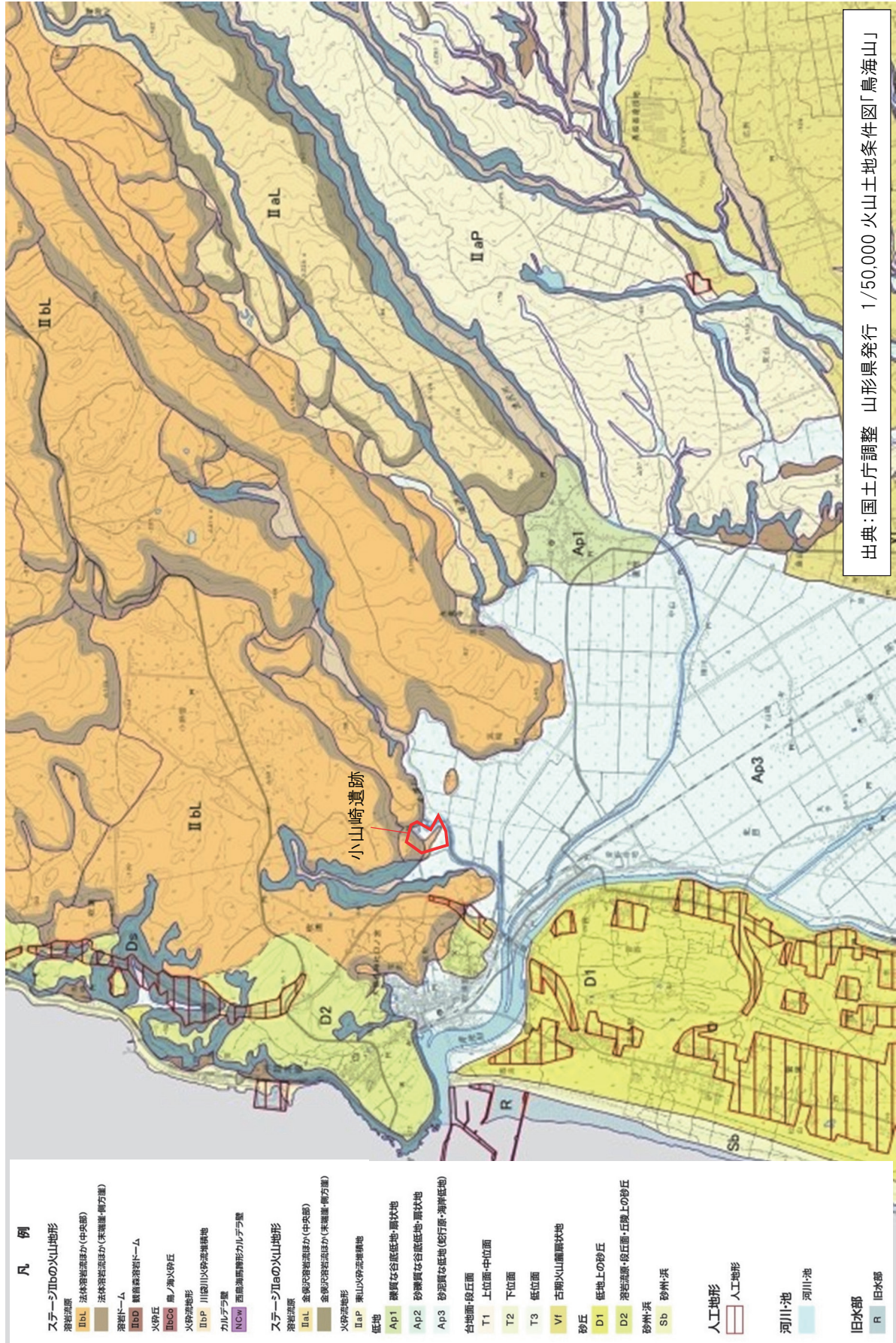
3. 地形・地質

(1) 遊佐町の地形

秋田県境には出羽山地（丘陵）の一部を構成する活火山である鳥海山（標高 2,236m）がそびえ、町域の約半分を占める山間地帯を構成している。町全体を横切るように月光川水系の河川が流れるが、南端には酒田市と境界を接する日向川が流れる。鳥海山に源を発し日本海へ注ぐこれらの河川は、急峻な地形のために流路が短く、滝も見られる。河川により運ばれてきた土砂によって町中央から南部にかけては肥沃な沖積平野となり、庄内平野の北側を形成している。流域面積 154.2 km² の月光川は、町内のほぼ全ての川を合流し、日本海に注ぐ。月光川以北の海岸部は鳥海山から流れ込んだ溶岩による岩礁が広がっているが、月光川河口から日向川河口に至るまでの南北約 10 km は、標高の異なる 2 列の並行した砂丘（庄内砂丘）が続いている。

(2) 史跡周辺の地形

本史跡は秋田県境に接する吹浦地区の、鳥海山の裾野と庄内平野の北端が接する場所に所在する。北東に鳥海山を望み、南側は集落が点在する田園地帯となっている。また、南西には庄内砂丘を望むことができる。図 4 に史跡周辺の地形について示しており、北側の山地は鳥海山の噴火活動により流れ出た安山岩溶岩（IIbL）で形成されている。一方、史跡の南側の田園地帯は潟湖性低地（Ap3）であり、砂礫や砂・泥等が堆積する沖積平野となっている。また、南西に位置する庄内砂丘（D1）は庄内地方沿岸の強風の働きにより形成されている。さらには、牛渡川をはじめとした河川が流れ、また、月光川の河口から約 1.5km の位置に所在しており、史跡周辺は庄内の地形的要素である海・山・川・砂丘・平野が狭い範囲で凝縮されている地域となっている。



出典：国土庁調整 山形県発行 1/50,000 火山土地条件図「鳥海山」

凡 例	
ステージIIbの火山地形	溶岩流原
II bL 法体溶岩流原(中央部)	II bL 法体溶岩流原(末端部・側方部)
溶岩ドーム	II bD 顕著な溶岩ドーム
II bC 崖ノ海火砕丘	II bP 川原川火砕流堆積地
火砕流地形	カルデラ
II cP 西側海扇形カルデラ壁	
ステージIIaの火山地形	溶岩流原
II aL 全般的溶岩流原(中央部)	II aP 全般的溶岩流原(末端部・側方部)
火砕流地形	II aP 東山火砕流堆積地
II aP 低地	Ap1 礫質な谷底低地・扇状地
Ap2 砂礫質な谷底低地・扇状地	Ap3 砂泥質な低地(低行原・海岸低地)
台地面・段丘面	T1 上位面・中位面
T2 下位面	T3 低位面
VI 古期火山麓扇状地	砂丘
D1 低地上の砂丘	D2 溶岩流原・段丘面・丘陵上の砂丘
Sb 砂州・浜	
人工地形	人工地形
河川・池	河川・池
旧水部	R 旧水部

図 4 史跡周辺の地形

(3)鳥海山の火山活動

鳥海山の火山活動時期は、その内容によりステージⅠからⅢに分類される（表3）。約55万年前から活動を開始し、複数回の大規模な火山活動を経て、周辺の山地を含めた現在の地形を形成した。なお、史跡周辺の地形（図4）は約10万～9万年前の法体溶岩流（ⅡbL）によって形成されている。

縄文時代にも活発な火山活動が起こっており、約2万年前から始まったステージⅢの火山活動時には、猿穴火口の噴火による猿穴溶岩流（約3,000年前）や、山体崩壊による東鳥海馬蹄型カルデラの形成（約2,500年前）が確認されている。発掘調査では本史跡の継続期間における火山活動の明確な痕跡は検出されていないが、有史時代以後も多くの火山活動の記録が残されており（表4）、縄文時代から現代にいたるまで、周辺に住まう人々の活動に大きな影響を与えてきたことを窺い知ることができる。

表3 鳥海山の火山活動

活動時期		主な火山活動
ステージⅠ		
	約55万年～16万年前	古鳥海山火山体の形成と大規模な山体崩壊 等
ステージⅡ		
Ⅱa	約16万年～12万年前	金俣沢溶岩流ほか（ⅡaL）、東山火砕流堆積地（ⅡaP）
Ⅱb	約10万年～9万年前	法体溶岩流（ⅡbL）による史跡周辺地形の形成 等
Ⅱc	約9万年～2万年前	山体崩壊による西鳥海馬蹄型カルデラの形成 等
ステージⅢ		
Ⅲa	約2万年～2,500年前	猿穴火口での噴火による猿穴溶岩ドームの形成 等
Ⅲb	約2,500年前～現在	山体崩壊による東鳥海馬蹄型カルデラの形成 等

表4 有史時代の活動記録

年 代		火山活動内容	
西 暦	和 暦	現象	備 考
708～815	和銅元～7	水蒸気噴火	
810～823	弘仁元～14	水蒸気噴火	
830	天長7	水蒸気噴火	泥流発生
871	貞観13	水蒸気噴火→マグマ噴火	泥流発生
939	天慶2	水蒸気噴火	
1659～1663	万治2～寛文3	水蒸気噴火	稲作に被害
1740～1747	元文5～延享4	水蒸気噴火	噴煙多量、稲作・川魚に被害
1800～1804	寛政12～文化元	水蒸気噴火→マグマ噴火	新火口丘（新山）の形成
1804	文化元	地震	象潟地震
1821	文政4	水蒸気噴火	
1834	天保5	水蒸気噴火	川魚等に被害
1974	昭和49	水蒸気噴火	火砕物降下、泥流発生

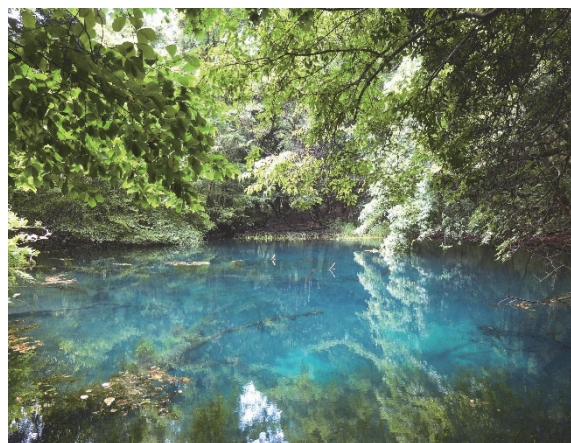
4. 湧水環境

遊佐町のシンボルとなっている鳥海山は町に豊かな水の恵みをもたらしてきた。山に降った雨や雪の一部は清流となって町を流れ、またその一部は、火山活動により形成された地下に堆積する溶岩の隙間にスポンジのようにためこまれ、豊富な地下水となって町の至るところで湧き出している。特に史跡の所在する吹浦地区に多く、女鹿の「神泉の水」、滝ノ浦の「瀧の水」、宿町の「大清水」、釜磯の「浜湧水」などは、水量が多く著名であり現在も生活用水として利用されているものもある。また、鳥海山周辺のサケ漁のほかハタハタ漁やイワガキ漁は、ブナ樹林帯の湧水や小河川あるいは海底湧水の恩恵とされている。

史跡の脇を流れる牛渡川は、鳥海山の溶岩の縁に沿って流れる全長 1.68 km の小河川で、流路で集めた湧水を流水の全てとしている。その流量は 24 t / 分で、水温は年間を通してほぼ 11°C で一定している。夏に小さな純白の可憐な花を水面に浮べるキンポウゲ科の梅花藻（バイカモ）が自生しており、イバラトミヨが生息しているほか、サケが遡上する基ともなっている。史跡内には湧水を湛え、底まで青緑に透き通る丸池があり、地元住民からは「丸池様」と呼ばれ、信仰の対象となっている。



サケの遡上



丸池

図 5 豊かな湧水環境

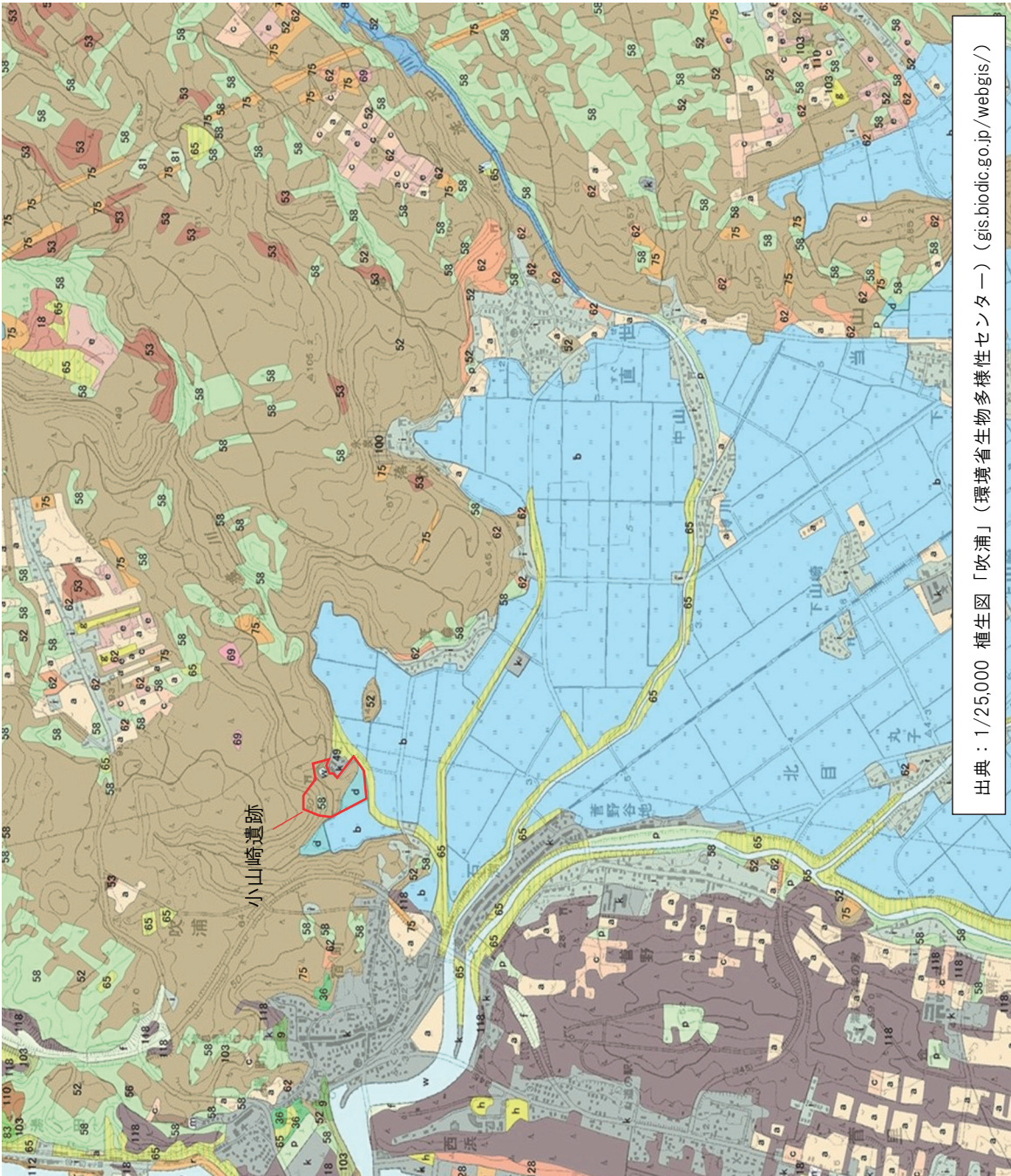
5. 植生

(1) 遊佐町の植生(図 6)

『遊佐町史上巻』(2008)によれば、遊佐町には鳥海山の高山に生息する周北極型の植物と、それに近い寒帯植物、あるいは北方の植物が分布している。また、日本海特有の、いわゆる日本海要素の植物が分布している。さらに、日本海に面する海浜や海浜山麓部には、東亜植物区系に属する暖温植物、いわゆる南方系の植物が見られる。北海道から九州、あるいはそれ以南にまで分布する植物も見られる。したがって、遊佐町の大部分の植物は、日本全土に分布する植物であるが、その他の高山植物や日本海要素などは分布が限られ、これらが遊佐町の植生を特徴づけている。

植生図 凡例

- 凡例 植生図凡例番号、統一凡例コード、統一凡例名
- 1. 010101. コケモヘイマイツ群集
 - 12. 070100. シナノモンハイミヤマキンポウゲ群回
 - 20. 070200. ササ群落 (II)
 - 7. 110100. チンマササバナ群回
 - 24. 140300. クロベキタヨヨ群落
 - 37. 160101. ジュウモンジシターサワグルミ群集
 - 87. 160400. ケヤキ群落 (IV)
 - 44. 180100. ヤナキ高木群落 (IV)
 - 45. 180200. ヤナキ低木群落 (IV)
 - 84. 180300. オニグルミ群落 (IV)
 - 63. 190100. ウラジロヨウラクミヤマナラ群回
 - 31. 200101. ヒメヤシヤブシターニウツキ群落
 - 57. 220100. プナミズナラ群落
 - 81. 220103. オオハクロモジミズナラ群集
 - 83. 220200. カシワ群落 (V)
 - 58. 220501. オウチヨウジサクラコナラ群集
 - 121. 221200. オニグルミ群落 (V)
 - 36. 221300. ケヤキ二次林
 - 18. 230100. アカマツ群落 (V)
 - 75. 240102. タニウツギノリウツキ群落
 - 84. 250100. ササ群落 (V)
 - 85. 250200. ススキ群回 (V)
 - 89. 260000. 伐跡地群落 (V)
 - 9. 271600. タブノキ群落
 - 103. 410700. アカマシノカラスザンシヨウ群落
 - 110. 430000. タケ・ササ群落
 - 46. 470400. ヨシケラス
 - 47. 470501. ツルヨシ群集
 - 49. 470600. ヒルムシロケラス
 - 128. 490000. 砂丘植生
 - 112. 491000. 雑草植生
 - 52. 540100. スギ・ヒノキ・サウラ樹林
 - 100. 540101. スギ巨木林
 - 53. 540200. アカマツ樹林
 - 118. 540300. クロマツ樹林
 - 66. 540700. カラマツ樹林
 - 56. 541100. その他樹林 (常緑針葉樹)
 - 62. 550000. 竹林
 - h. 560100. コルム場・芝地
 - a. 560200. 牧草地
 - f. 570100. 遊歩・空地雑草群落
 - c. 570101. 放棄畑雑草群落
 - e. 570200. 果樹園
 - a. 570300. 畑雑草群落
 - b. 570400. 水田雑草群落
 - d. 570500. 放棄水田雑草群落
 - k. 580100. 市街地
 - l. 580101. 緑の多い住宅地
 - p. 580200. 残存・植栽樹林をもった公園、墓地等
 - l. 580300. 工場地帯
 - m. 580400. 開放水域
 - w. 580600. 開放水域
 - r. 580700. 自然裸地



出典：1/25,000 植生図「吹浦」（環境省生物多様性センター）（gis.biodic.go.jp/webgis/）

図 6 史跡周辺の植生図

(2)史跡指定地内の植生

『史跡小山崎遺跡植生調査報告書』(2022)によれば、史跡一帯は、閉鎖性水域(カサスゲ群集)である丸池とその周りにわずかに残存するタブノキの高木だけが原生植生の面影を残す。それ以外は人為的影響下での代償植生域で、面積的にも優占しているスギの常緑針葉樹植林と植栽されたマダケ林(放置林)からなっている(図7)。

史跡指定地内の植物群落について、原生植生は常緑広葉樹林タブノキ群落と、閉鎖性水域にあるカサスゲ群集とカラコギカエデ群落の3群落に区分される。一方、代償植生は落葉広葉樹二次林カスミザクラ-コナラ群落、常緑針葉樹植林:スギ植林、竹林:マダケ植林(放置林)と、耕作地植生の畑放棄地雑草群落と水田放棄地雑草群落の5群落に区分され、合計8群落にまとめられる(表5)。

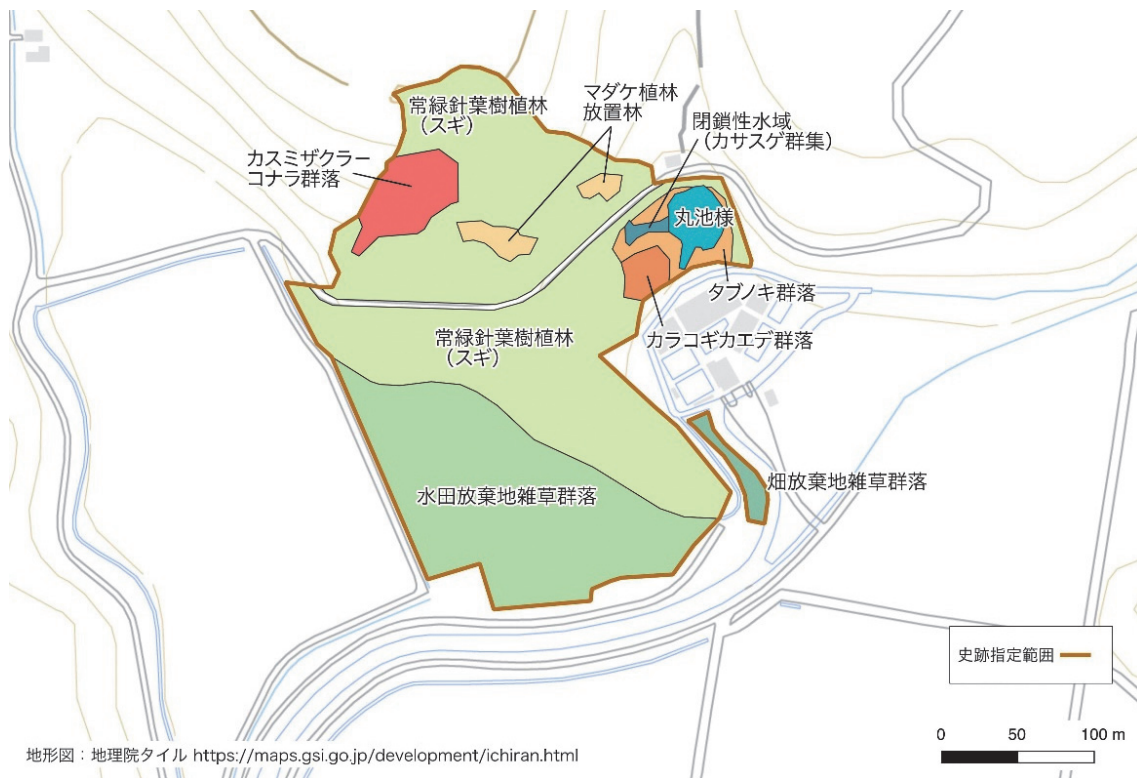



図7 小山崎遺跡の植物群落図(作成:島中裕之)

表 5 各群落の概説

植物群落名	高木層	亜高木層	低木層	草本層
カササゲ群集 	<p>本群落は、丸池の南側のほぼ半分を占める。カササゲは低層湿原の一例としてスケ型湿原のもっとも代表的な構成種として知られている。カササゲを優占種、また標徴種として、その植分はカササゲ群集にまとめられる。湧き水による池の水温や林冠による日照不足などが種組成に反映されたためか、調査地のカササゲ群集の種組成は単純であり、カササゲとネコノメソウやハイハマボスが優占して、アオウキサが水面に浮いている。また、池の西側に流入する湧き水の流れがあるが、そこにはナガエミクリの沈水葉が確認される。なお、池の保護上の観点から、池に入っの詳しい調査は行っていない。</p>			
タブノキ群落 	<p>この調査地域の原植生及び潜在植生でもあるタブ林が、丸池の周りにわずかに残されており、タブノキ群落を確認できる。正確には、タブノキイノデ群集とすべきものであるが、本調査地では、皆伐を免れたタブノキが丸池の周囲に単木状に残されているので、あえてタブノキ群落とした。</p>			
	タブノキ、フジ	タブノキ、ヒサカキ(逸出)、フジ	アサクラザンショウ、ヤツデ、ヒメアオキ	イヌワラビ、ウワバミソウ、オニグルミ、サトメシダ、ホソバナライシダ、ケヤキ、ヤマモミジ、ツルアジサイなど
カラコギカエデ群落 	<p>カラコギカエデは湿地や池の周囲などの湿潤な環境下に生育する落葉広葉樹である。本調査地域では丸池の東側にカラコギカエデ群落の林分が確認できた。なお、一部フジが、林冠部まで伸長している。</p>			
	なし	カラコギカエデ、キタコブシ、フジ	カラコギカエデ、フジ、ヤマグラ	オオバジャノヒゲ、カササゲ、キタコブシ、ヤマグラ、サイハイラン、ヤマユリ、アカソ、エゾノクロウメモドキ、タブノキ、キツタ、ジャノヒゲ、ドクゼリ、トラノオシダ、フユノハナワラビ、ヘクソカズラ、ヤブコウジなど
カスミザクラ-コナラ群落 	<p>コナラ群落のなかでも日本海側に見られるのが、カスミザクラ-コナラ群落である。調査地の南西側にある斜面に本群落の林分がある。この林分は、自然林に見えるようであるが、薪炭林として過去に定期的に伐採や下刈りなどを人為的管理のもとに維持されて来た、いわば持続群落でもある。</p>			
	カスミザクラ、コナラ、ホオノキ	タブノキ、アオハダ、フジ	タブノキ、ツノハシバミ、オオバクロモジ、ムラサキシキブなど	タブノキ、チュウゴクザサ、チマキザサ、ヒメアオキ、ヤブコウジ、ミチノクホンモンジスグ、チゴユリ、ガマズミ、ムラサキシキブ、フジ、ミツバアケビ、キツタ、オモト、ケテイカカズラ、アオハダ、オオバジャノヒゲなど
スギ植林 	<p>調査地域の多くを占めるスギ植林は丸池の西側斜面と南東に見られ、平均胸高直径は30cmである。丸池神社付近のスギは古くから植樹され、大木がめだつ。</p>			
	スギ	なし	県内では庄内地方特有の暖地性のタブノキ、ヤブツバキ、アカメガシワ、ヤツデなどの他に、クサギ、タラノキ、フジ、ヒメコウゾ、ヤマグラ、クリ、スルデ、カスミザクラ、ホオノキ、ミズナラ、エゾイタヤ、ムラサキシキブ、エノキなど	暖地性の植物も多く、タブノキ、テイカカズラ、イノデ、ナワシログミ、ベニシダ、ヤマアイなどが見られる。一方、日本海要素植物では、ヒメアオキ、ハイイヌツグ、ミチノクホンモンジスグ、オオバタチツボスミレ、オオサワハコベ、チマキザサ、オクノカンスグ、ヒロバスグなどが生育している。その他、ダキバヒメアザミ、ミズヒキ、ヨモギ、オオバコ、ヤブジラミ、ヤマノイモ、チゴユリ、フジ、ミツバアケビ、ウワバミソウ、チヂミザサ、オオバクロモジ、オオウバユリ、ジュウモンジシダ、イワガネゼンマイ、ヤブハギ、シロダモ、コウライテンナンショウ、モミジイチゴ、ヒシユウザサ、エゾフユノハナワラビ、オカトラノオ、エゾイタヤカエデ、トウゲシバ、ヤブソテツ、ヒトリシズカ、ムカゴイラクサ、コウモリカズラ、アマチャヅル、ツタウルシ、ミヤマシシウド、ミノボロスグ、シケシダ、ハリガネワラビ、サルトリイバラ、トウゴクシダ、ワラビ、ヤマユリ、ノブドウ、ノダケ、ナルコユリ、キンミズヒキ、ウドなど
マダケ植林 	<p>丸池の西側斜面のスギの植林地の中にマダケの植栽があり、放置されている状態である。</p>			
	なし	マダケが優占し、アカメガシワがわずかに生育	マダケ、オオバクロモジ、アサクラザンショウ、ヤマウルシなど	タブノキ、スギ、イノデ、ベニシダ、ハリガネワラビ、サカゲイノデ、テリハヤブソテツ、オクノカンスグ、ツユクサ、コウライテンナンショウ、ヒメアオキ、チマキザサ、ヒカゲイノコズチ、オクモミジハグマ、モミジイチゴ、ヤブコウジ、サワグルミなど
畑放棄地雑草群落 	<p>かつて畑のあったところで、カナムグラが優占しており、コウヤワラビ、カキドオシ、アオミズ、ミゾソバ、イヌタデ、ヨモギ、ヒナタイノコヅチ、ツユクサ、ヒメシオン、ヒメクラマゴケ、アキタブキ、オニタビラコ、ユウガギク、ナルコビエ、セリ、アキノエノコログサ、クズ、ワラビ、ドクゼリ、ヤマハッカ、アカネ、キタササガヤ、ダキバヒメアザミ、スギナ、カモジグサ、シオン(逸出)、ススキ、ヒルガオ、イガホオズキ、オオネズミガヤ、マルバノホロシ、セイタカアワダチソウ、ナガバギギンシなどが生育している。</p>			
水田放棄地雑草群落 	<p>かつて水田のあったところで、コウヤワラビやアキノエノコログサなどが優占している。その他に、絶滅危惧種のレンリソウやノウルシをはじめ、ワラビ、イヌタデ、アキタブキ、ヘクソカズラ、スギナ、ミゾソバ、エノキグサ、ヒメジツ、オオジシバリ、キノネグサ、メヒシバ、スイバ、タマガヤツリ、ヒメクダ、イヌビエ、ノチドメ、ヒナタイノコヅチ、アゼナ、タネツケバナ、チャガヤツリ、アゼムシロ、ムラサキサギゴケ、ノハナショウブ、ヨシなどが生育している。イヌビエなど水田に生える雑草も多く見られる。</p>			

(3)縄文時代の植生

『総括編』において、これまでの花粉分析・植物種実遺体及び木材の植物種調査を総合し、まとめた結果が述べられている。鈴木三男氏・吉川昌伸氏・吉川純子氏・秋山綾子氏によると「遺跡が立地する丘陵地と台地には縄文時代早期～前期にはブナの優先する森林が広がっていた。縄文人の活動が活発となる中期にはブナ林は衰退し、コナラの優先する落葉樹林となり、やがてクリが増加してくる。このブナ林の衰退は縄文人による森林の伐開、即ち開発行為によるものであり、クリの増加は自然林あるいは二次林の中にだんだんと増えてくると言うよりはむしろ自然林を伐開した土地に「クリ林」をつくることによってもたらされたものと考えられる。この遺跡での人間活動がピークとなる後期には集落の周囲の丘陵地、台地上ともクリ林が大きく広がり、そのクリ林とモザイク状にコナラ、ケヤキを主とする落葉樹二次林があり、遺跡から離れた丘陵地にはブナ林が残存していたことだろう。晩期になり人間活動の低下などによりクリ林は急速に縮小し、再び、コナラを主体とする落葉樹林が遺跡周辺を覆うようになった。一方、それまで開放水面あるいはヨシなどの湿性草地であった低地は徐々に陸化し、ハンノキ林が成立した。」と縄文時代早期から晩期にかけての変遷が推定されている。

6. 動物

遊佐町及び史跡周辺では、以下の種が確認されている。

哺乳類：鳥海山一帯では、ニホンカモシカ、ヤマネ、ニッポンツキノワグマ、ホンシュウジカ、ニホンイノシシ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドキツネ、ホンドザル、ホンドオコジョ、ホンシュウモモンガ、ニッコウムササビ、トウホクノウサギ、ニホンリス、ホンシュウヒミズ等が確認されている。

鳥類：遊佐町では、ハクセキレイ、ウグイス、ミソサザイ、ツバメ、スズメ、カラス、ツクミグロ、ヤマガラ、ノジコ、カシラダカ、サンコウチョウ、オオシギ、カワセミ、シラサギ、アオサギ、キジバト、イワツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、コムクドリ、メジロ、モズ、アカゲラ、オオワシ、ハヤブサ等が確認されている。

魚類：牛渡川では、スナヤツメ、ニッコウイワナ、サケ、サクラマス、ヤマメ、アユ、ウグイ、アブラハヤ、オイカワ、コイ、ギンブナ、ナマズ、メダカ、イバラトミヨ、ヌマチチブ、マハゼ、カジカ、アユカケ、ヌマガレイ等が確認されている。

昆虫：史跡周辺では、トラマルハナバチ等のハチ目、ゲンジボタル、カブトムシ、ノコギリクワガタ等の甲虫目、ウスバシロチョウ、アオスジアゲハ、キアゲハ、クロアゲハ等のチョウ目、アジアイトトンボ、アキアカネ、オオシオカラトンボ、オニヤンマ等のトンボ目、ミズカマキリ、アメンボ、アブラゼミ、ヒグラシ等のセミ目、オオカマキリ等のカマキリ目、トゲヒシバツタ、オンブバツタ、エンマコオロギ等のバツタ目が確認されている。

爬虫類・両生類：史跡周辺では、ニホンアカガエル、ツチガエル、モリアオガエル、アマガエル、シマヘビ等が確認されている。

史跡周辺ではクマやイノシシが目撃されており、獣害等の被害が発生する恐れがある。ま

た、特別天然記念物に指定されているカモシカも史跡周辺に広く生息しており、整備事業を行う上で配慮が必要である。

第2節 歴史的環境

遊佐町では 210 ヶ所を数える遺跡の存在が知られている。時期別にみると縄文時代と平安時代の遺跡にほぼ二分され、縄文時代の遺跡が全体の半数を超えている。基本的に旧石器・縄文時代の遺跡は山麓部に、奈良時代以降の遺跡は平野部に多く分布している。庄内砂丘とその東部 1 km 以内に、遺跡の分布状態は稀薄である。以下、主要な遺跡を取り上げる。

1. 旧石器時代

秋田県との県境付近には、後期旧石器時代前半期の水林下遺跡があり、県内最古の事例となる透閃石岩製の磨製石斧が出土している。また、後期旧石器時代前半期の懐ノ内 F 遺跡からは、石刃と米ヶ森型台形石器と呼ばれる特徴的な台形石器が出土している。

2. 縄文時代(図 8)

史跡から西南 800m には県指定史跡の吹浦遺跡がある。大正 8 (1919) 年の長谷部言人博士の一本木貝塚(吹浦遺跡の旧名)調査に始まり、昭和 26 (1951) 年～同 28 (1953) 年まで本県での最初の科学的な発掘調査が行われ、同 58 (1983) 年～同 61 (1986) 年にも国道建設による緊急発掘調査が行われた前期末の拠点集落である(柏倉他 1955、山形県教育委員会 1984.85.86 ほか)。本史跡と箕輪鮭孵化場を挟んだ東側の山麓には柴燈林遺跡がある。起伏のある山腹にかなりの広がりをもつと考えられる中期の集落跡で、分布調査では大木 8a 式期の深鉢数個体とともに、新潟県信濃川流域に主体的な火焰型土器が出土した。吹浦遺跡に後続する拠点集落と考えられる。鳥海山南西麓は、縄文時代遺跡が密集した地域であるが、特にこの二つの遺跡は本史跡との深い関係が推測される(遊佐町教育委員会 2005)。

鳥海山麓にはほかにも、東南 5 km には後晩期主体の神矢田遺跡が、北方 4.5 km には中国殷代と考えられている青銅刀子(東京国立博物館所蔵)が出土した後期～晩期の三崎山 A 遺跡がある。また、東南 9.5 km には遮光器系の中空土偶(奈良国立博物館所蔵)が石囲いの中に埋納された状態で出土した晩期の杉沢 A 遺跡がある。

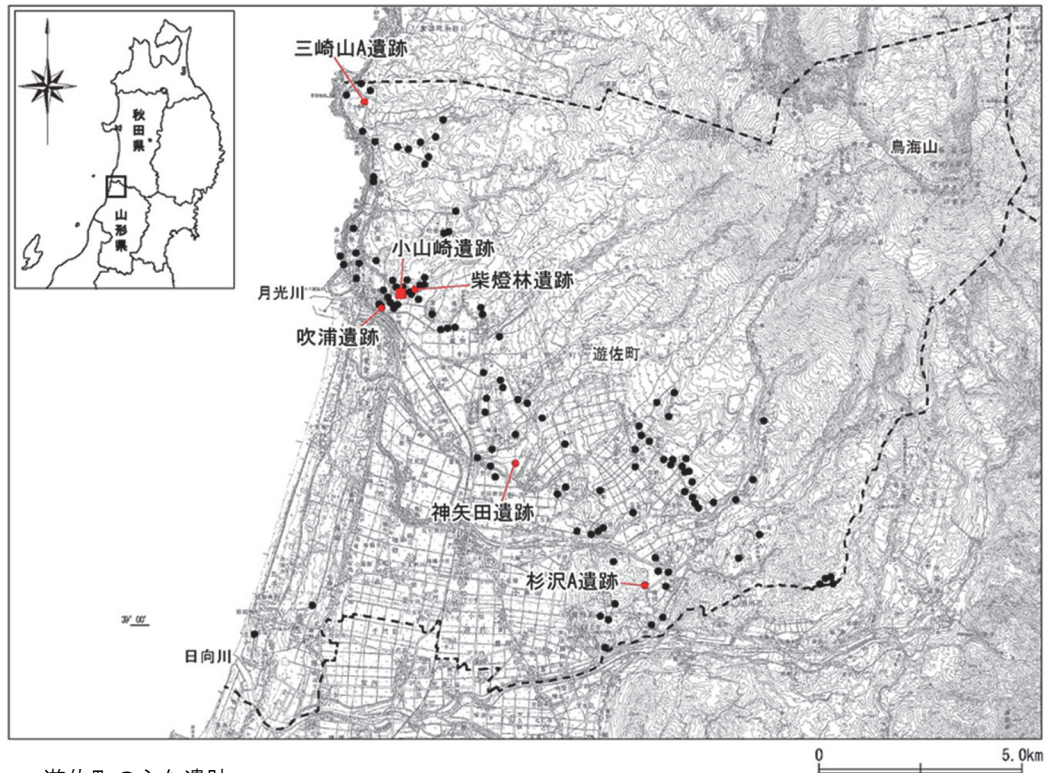
なお、遊佐町を含む古代出羽国には考古学に関わる古くからの記録がある。『続日本後紀』『日本三代実録』には長雨の後に浜辺で石鏃が発見される、いわゆる「石鏃雨降」の記事があり兵乱などの前兆を示す異変として報告された。石鏃の出土地の中でも月山・大物忌両神社前、飽海郡海浜、飽海郡神宮寺西浜、飽海郡諸神社辺については、遊佐町内の特に吹浦地区の可能性が高い。

3. 平安時代

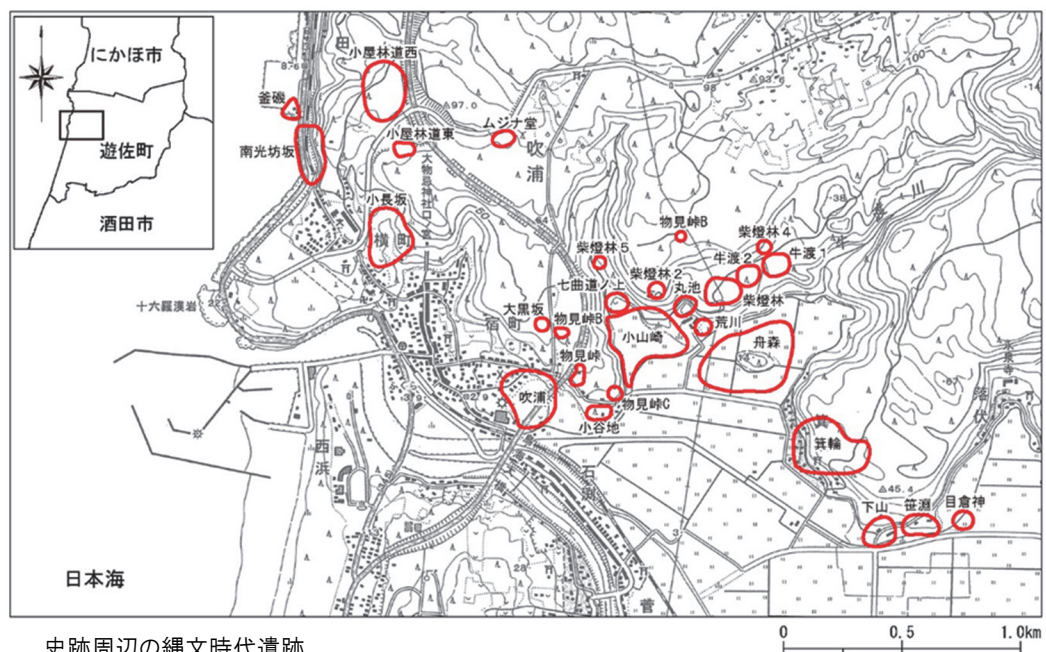
吹浦遺跡は、縄文時代のほか平安時代の遺構が確認されている。竪穴建物跡・掘立柱建物跡・土坑などが検出された。掘立柱建物跡のほぼ全ての軸線が南北に沿っていることから、方位が規制された計画的な建物群であったと推測でき、大物忌神社に関連する建物、あるいは神宮寺のようなものとも考えられる(山形県教育委員会 1988)。

4. 鎌倉時代

平野部には、平安時代末から鎌倉時代にかけての居館跡である大楯遺跡がある。出土品の半数以上が土師質土器（かわらけ）で、次いで陶磁器が多く国内産のほか、青磁・白磁などの輸入陶磁器が700点以上に及んでいる。摂関家藤原氏の荘園「遊佐荘」に関連する荘家や出羽国留守所であった可能性が指摘されている（遊佐町教育委員会1991）。



遊佐町の主な遺跡



史跡周辺の縄文時代遺跡

図8 遊佐町の遺跡分布

第3節 社会的環境

1. 交通・アクセス(図 9)

(1)遊佐町へのアクセス

遊佐町へのアクセスは、鉄道や自家用車をはじめとした車が主な交通手段となる。鉄道はJR羽越本線が運行しており、JR遊佐駅は「特急いなほ」の停車駅となっている。なお、遊佐町と町外を結ぶバス等は運行していない。車では、日本海沿岸東北自動車道（比子 IC、遊佐鳥海 IC）や国道7号線等を通じてアクセスできる。

近隣都市から遊佐町までの所要時間について、JRでは、山形駅から遊佐駅までは新幹線つばさ、および在来線を利用して2時間半、秋田駅から特急いなほを利用した場合は1時間半、新潟駅から同じく特急いなほを利用した場合は2時間半を要する。車では、山形市から高速道路を利用して2時間、秋田市からは1時間半、新潟市からは3時間半を要する。都心からは、羽田空港から酒田市に所在する庄内空港まで1時間、庄内空港から遊佐町までは車で30分を要する。



図 9 遊佐町へのアクセス

(2)史跡へのアクセス(図 10)

本史跡へ直接アクセスする手段としては、車、自転車、JR を利用しての徒歩が挙げられる。なお、遊佐町ではタクシー以外の公共交通機関は JR のみであり、町営バス等は運行していない。

車でのアクセスについて、主なルートとしては、国道 7 号線から国道 345 号線を経由し、さらに吹浦駅周辺の住宅地を通過するルートがある。ただし、このルートは住宅地周辺の道幅が狭く、大型バスが通行できない。大型バスの場合、国道 345 号線を経由し、田園地帯を通過するルートとなる。酒田方面から高速道路を利用し遊佐鳥海 IC (史跡から 4.5 km) で降りた場合もこちらのルートを通行することとなる。なお、秋田方面については令和 8 年度の全線開通が予定されており、併せて遊佐鳥海 IC に新しい道の駅が開業予定である。

自転車でのアクセスについて、吹浦地区に所在する宿泊施設である遊楽里 (史跡から 2.5 km) や JR 遊佐駅 (史跡から 7.5 km) 構内の観光協会では、レンタサイクルの貸出を行っており、利用した場合の所要時間はそれぞれ 10 分、30 分を要する。

JR と徒歩の場合、最寄り駅である JR 吹浦駅は史跡から 1.5 km の距離に位置しており、所要時間は 20 分を要する。

史跡へのルート上には、史跡指定地内に所在する「丸池」をはじめとした観光地への誘導板が設置されているが、史跡が表記された誘導板は設置されていない。また、道中に目印となるものが少なく、道順が分かりにくい。

これらのことから、現状では史跡へのアクセスは良好とはいえない状態となっている。

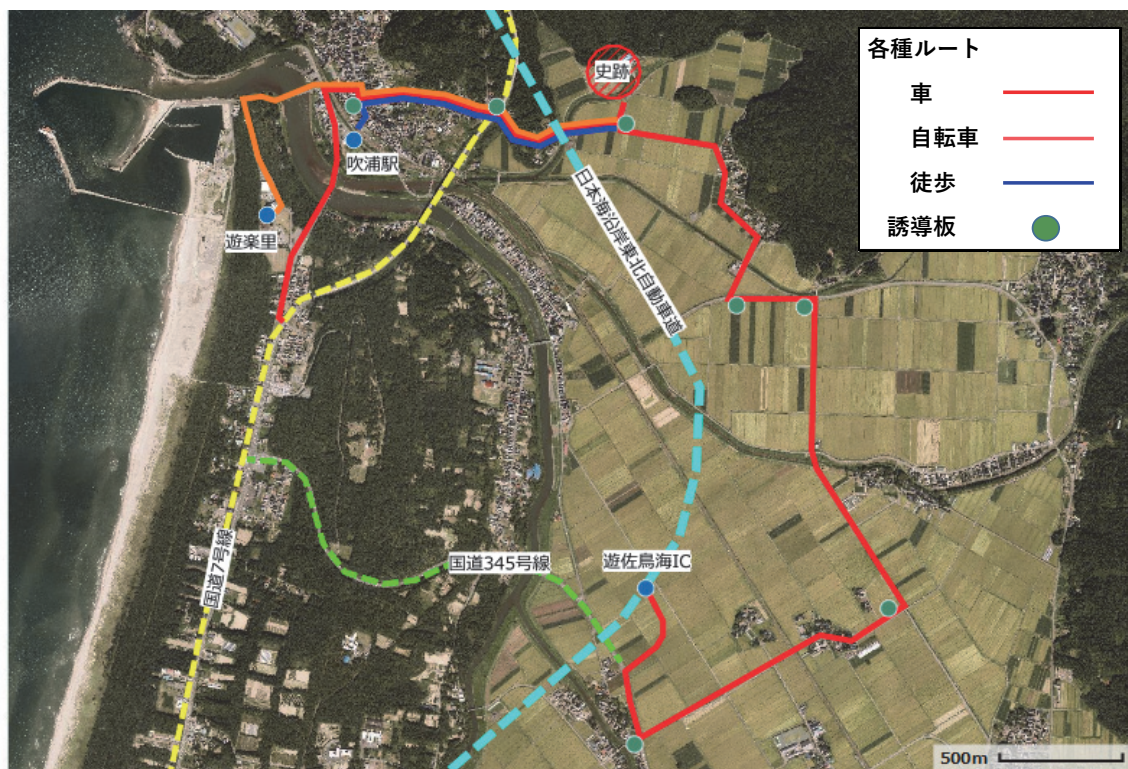


図 10 史跡へのアクセス

2. 人口

遊佐町の人口は、昭和 25（1950）年の 25,726 人をピークに減少に転じ、平成 2（1990）年に 2 万人を割り込んだ。その後も漸減傾向が続き、令和 4（2022）年 9 月末時点で 12,852 人、世帯数は 4,942 世帯となっている。令和 2（2020）年に 65 歳以上の高齢者が 4 割を超え、出生率の低下により令和 5（2023）年度に町内の小学校が 1 校に統合されるなど、少子高齢化の影響が深刻となっている。史跡が所在する吹浦地区は、令和 4（2022）年 9 月末時点の統計で人口 1,917 人、世帯数 788 世帯である。吹浦地区でも少子高齢化が顕著であり、加えて世帯数の減少や空き家の増加が進んでいる。

3. 産業

遊佐町は稲作を中心とした農業を基幹産業とし、パプリカや庄内砂丘におけるメロン栽培など、果樹栽培も盛んに行われている。他には、吹浦漁港における漁業、鳥海南工業団地における製造業、近年では太陽光や風力による再生可能エネルギー事業も多く見られる。史跡周辺では、稲作等の農業や鮭ふ化事業による漁業など、一次産業が盛んである。

4. 観光(図 11)

遊佐町の主な観光地としては、鳥海山や西浜・釜磯・十里塚海水浴場、西浜キャンプ場、十六羅漢岩、三崎公園、湯ノ田・鳥海温泉、一ノ滝・二ノ滝・高瀬峡・胴腹の滝、牛渡川・丸池が挙げられる。

また、平成 28（2016）年に「鳥海山・飛島ジオパーク」が日本ジオパークに認定されており、本史跡に含まれる丸池や隣接する牛渡川がジオサイトとして登録されている。近年、ジオツアーを目的とした観光客や教育現場での活用が増加しており、さらに、ジオガイドによる案内の中で本史跡が取り上げられる等、本史跡とジオパークは活用面で密接なつながりがある。本史跡の活用のため、今後、鳥海山・飛島ジオパークとの連携を強化していく必要がある。

5. 文化財(表 6・7)

日本海に面し、鳥海山を仰ぐ気候風土に恵まれたこの地域では、古くから文化が栄え、史跡や天然記念物に限らず、民俗芸能等も豊富である。

国指定文化財は建造物 1 件、記念物 3 件、無形民俗文化財 2 件、古文書 1 件の計 7 件であり、さらに 10 件の県指定文化財、106 件の町指定文化財、14 件の国登録文化財を有する。これらのうち、国・県指定文化財、国登録文化財の半数程度は吹浦地区に所在し、文化財が密集した地域となっている。また、平成 30（2018）年には吹浦地区の女鹿・鳥崎・滝ノ浦集落で行われる遊佐の小正月行事（アマハゲ）が「来訪神 仮面仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。

文化財の保管・展示施設としては、博物館類似施設で国指定重要文化財の旧青山家住宅のほか、昔の生活用具や農機具など約 4,000 点を収蔵・展示している遊佐町歴史民俗学習館、本史跡を含む町内遺跡の出土品を保管している遊佐町埋蔵文化財調査室がある。

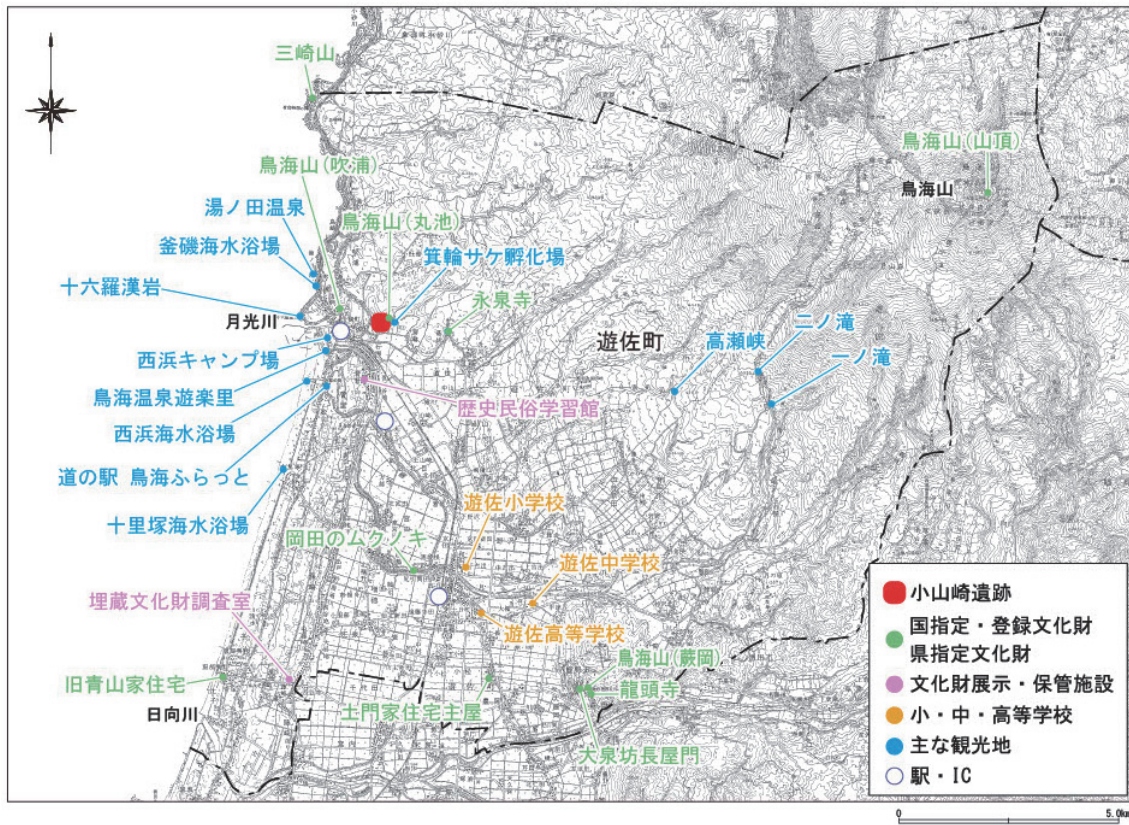


図 11 観光地・関連施設等位置図

番号	指定区分	種別	指定年月日	指定の名称	図11での標記 (個人所有・無形文化財除く)
1	国	古文書	昭和 12. 7.29	鳥海山大物忌神社文書 正平十三年八月三十日 北島頭信寄進状 1通 承久二年十二月三日 鎌倉幕府奉行人連署奉書 1通	鳥海山 (吹浦)
2	国	無形民俗	昭和 53. 5.22	杉沢比山	
3	国	無形民俗	平成 11.12.21	遊佐の小正月行事	
4	国	建造物	平成 12.12. 4	旧青山家住宅	
5	国	史跡	平成 20. 3.28	鳥海山	鳥海山 (山頂) ・鳥海山 (蕨岡) 鳥海山 (吹浦) ・鳥海山 (丸池)
6	国	名勝	平成 27. 3.10	おくのほそ道の風景地 三崎 (大師崎)	三崎山
7	国	史跡	令和 2.3.10	小山崎遺跡	
1	県	建造物	昭和 28. 8.31	石造九重層塔	永泉寺
2	県	工芸品	昭和 30.10.25	鰐口 暦応五年壬午七月二十六日の銘がある	鳥海山 (吹浦)
3	県	史跡	昭和 28. 5.25	吹浦石器時代遺跡	
4	県	天然記念物	昭和 33. 3. 4	岡田のムクノキ	
5	県	天然記念物	昭和 33. 3. 4	吹浦三崎山のタブ林	三崎山
6	県	絵画	昭和 38. 1.22	紙本著色花鳥図 狩野直信筆	
7	県	絵画	昭和 38.12.20	絹本著色古岳上人像 冷泉為恭筆	
8	県	無形民俗	平成 5.12. 3	吹浦田楽舞	
9	県	無形民俗	平成 5.12. 3	蕨岡延年	
10	県	天然記念物	平成 26. 3.28	永泉寺のハリモミ	永泉寺

表 6 国・県指定文化財一覧

※ は吹浦地区に所在する文化財

番号	登録	種別	指定年月日	指定の名称	図11での標記 (個人所有・無形文化財除く)
1	国	建造物	平成 10.9.2	土門家住宅主屋	
2	国	建造物	平成 16.6.9	大泉坊長屋門	
3	国	建造物	平成 19.10.2	鳥海山大物忌神社蔵岡口ノ宮 本殿	鳥海山 (蔵岡)
4	国	建造物	平成 19.10.2	鳥海山大物忌神社蔵岡口ノ宮 随神門	
5	国	建造物	平成 19.12.5	鳥海山大物忌神社蔵岡口ノ宮 神楽殿	
6	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 本殿	鳥海山 (吹浦)
7	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 摂社月山神社本殿	
8	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 中門及び廻廊	
9	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 後神門及び玉垣	
10	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 拝殿及び登廊	
11	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 下拝殿	
12	国	建造物	平成 27.11.17	龍頭寺 本殿	龍頭寺
13	国	建造物	平成 27.11.17	龍頭寺 開山堂	
14	国	建造物	平成 27.11.17	龍頭寺 観音堂	

表 7 国登録文化財一覧

※ [] は吹浦地区に所在する文化財

6. 関連施設等(図 11)

(1)公共施設等

遊佐町内には現在小学校が1校、中学校が1校、高等学校が1校ある。小中学校は町立、高等学校は県立である。また、就学前施設としては町立保育園、認定こども園、小規模保育事業所など5施設が運営されている。その他、県立鳥海学園(児童自立支援施設)がある。

社会教育施設については、ホールや会議室等を備える遊佐町生涯学習センター、及び5つのまちづくりセンターがある。その他、宿泊型体験施設としてしらい自然館や海浜自然の家がある。

(2)遊佐町埋蔵文化財調査室

平成26年の小学校統合により空き校舎となった旧西遊佐小学校(史跡から11km)の校舎を利用し設置され、史跡を含む町内の埋蔵文化財に係る調査や出土品の保管を行っている(図12)。調査室内には展示室を設け、出土品の展示や解説パネルによる史跡の基本的な情報提供を行っている。個人や学校等の団体による見学を随時受け入れており、文化係職員が案内を行っている。



図 12 遊佐町埋蔵文化財調査室

7. 災害

本史跡及び計画対象範囲では、以下の災害が予測される。

(1)土砂災害(図 13)

計画対象範囲は山裾に位置し、土砂災害が史跡周辺では、丸池北側の範囲が土石流の発生する危険性がある区域とされ、低地部を除いて土石流が氾濫する危険性がある区域とされている。

(2)洪水(図 13)

水防法の規定により指定された想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水があった場合、月光川および庄内高瀬川の氾濫により、史跡を含めた周辺の低地部では 0.5m 以上～3.0m 未満の浸水が想定される。なお、牛渡川は水位周知河川ではないため、氾濫が推定された範囲外においても浸水は発生し得る。

(3)津波(図 14)

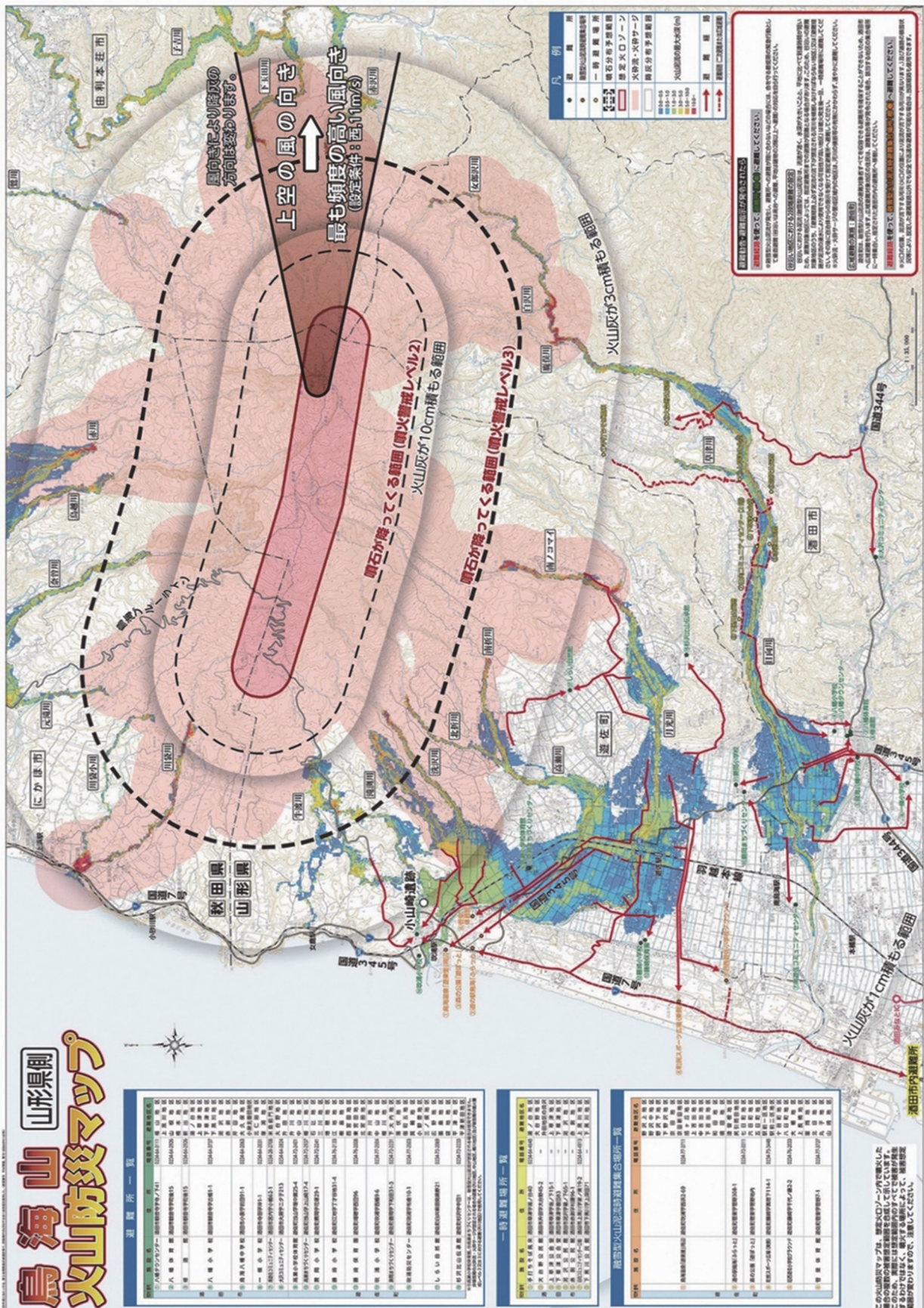
山形県の津波災害警戒区域に指定されており、山形県沖で最大クラスの津波が発生した場合、海岸沿いでは 10m 以上、月光川河口付近の住宅地では 1.0m 以上～3.0m 未満、史跡付近では牛渡川沿いの限られた範囲に、0.3m 以上～1.0m 未満の浸水が想定されている。

(4)噴火(図 15)

計画対象範囲の一部は火山泥流の最大水深が 1.0m～3.0m、火山灰が 3 cm 積もる範囲と予測されている。



図 14 ハザードマップ（津波）



鳥海山 山形県側 火山防災マップ

避難所一覧

避難所名	住所	避難所長	避難所員数	備品
山形県庁	山形市	山形県知事	約1000名	非常食、飲料水、寝具
山形県立中央公民館	山形市	山形県立中央公民館長	約500名	非常食、飲料水、寝具
山形県立東山公民館	山形市	山形県立東山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立西山公民館	山形市	山形県立西山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立南山公民館	山形市	山形県立南山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立北山公民館	山形市	山形県立北山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立東山公民館	山形市	山形県立東山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立西山公民館	山形市	山形県立西山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立南山公民館	山形市	山形県立南山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立北山公民館	山形市	山形県立北山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具

一時避難場所一覧

一時避難場所名	住所	一時避難場所長	一時避難場所員数	備品
山形県立中央公民館	山形市	山形県立中央公民館長	約500名	非常食、飲料水、寝具
山形県立東山公民館	山形市	山形県立東山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立西山公民館	山形市	山形県立西山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立南山公民館	山形市	山形県立南山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立北山公民館	山形市	山形県立北山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具

指定避難所(山形県)避難所一覧

指定避難所名	住所	指定避難所長	指定避難所員数	備品
山形県立中央公民館	山形市	山形県立中央公民館長	約500名	非常食、飲料水、寝具
山形県立東山公民館	山形市	山形県立東山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立西山公民館	山形市	山形県立西山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立南山公民館	山形市	山形県立南山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具
山形県立北山公民館	山形市	山形県立北山公民館長	約300名	非常食、飲料水、寝具

この山形県側は、山形県立中央公民館を中心とした避難所ネットワークが構築されています。このため、避難所は避難所ネットワークが構築されている避難所となります。避難所は避難所ネットワークが構築されている避難所となります。避難所は避難所ネットワークが構築されている避難所となります。

図 15 ハザードマップ(噴火)

8. 関係法令

史跡及び周辺にかかる主な法令には以下のものがある。

(1)文化財保護法

①史跡(小山崎遺跡、鳥海山)

法第 125 条により、史跡指定地内においてその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官等の許可が必要となる。具体的には次の事項が該当する。

- ア. 鉄道用地・道路の管理のための修繕、改修工事
- イ. 公園などの管理のための修繕、改修工事
- ウ. 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転又は除去
- エ. 工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
- オ. 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立てなどの地形の改変
- カ. 木竹の伐採、植栽
- キ. 地中埋設物の設置、撤去
- ク. 建築物・工作物などの色彩の変更
- ケ. 発掘調査及び保存整備
- コ. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

②周知の埋蔵文化財包蔵地

法第 92～94 条により、土木工事その他埋蔵文化財の発掘をしようとする場合、文化庁長官に届け出なければならない。

(2)自然公園法(鳥海国定公園)

史跡及びその周辺は鳥海国定公園の区域内に指定されており、区域区分に応じた規制がある。

①特別地域(第2種・第3種)

丸池周辺（鳥海山大物忌神社所有地）は第 2 種特別地域に、その他史跡周辺は第 3 種特別地域に指定されており、法第 20 条により次に掲げる行為を行う場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ア. 工作物の新築、改築、増築
- イ. 木竹伐採
- ウ. 指定地域での木竹の損傷
- エ. 鋤物や土石の採取
- オ. 河川、湖沼の水位・水量の増減
- カ. 指定湖沼への汚水の排出等
- キ. 広告物の設置等
- ク. 指定する物の集積又は貯蔵
- ケ. 水面の埋め立て等
- コ. 土地の形状変更
- サ. 指定植物の採取等
- シ. 指定区域での指定植物の植栽・播種

- ス. 指定動物の捕獲等
- セ. 指定区域での指定動物の放出
- ソ. 屋根・壁面等の色彩の変更
- タ. 指定する区域への立ち入り
- チ. 指定区域での車馬等の乗り入れ
- ツ. 政令（県規則）で定める行為

②普通地域

史跡周辺には普通地域に指定されている場所があり、法第 33 条により次に掲げる行為を行う場合、都道府県知事へ届け出なければならない。

- ア. 一定の規模を超える工作物の新築、改築、増築
- イ. 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量に増減を及ぼすもの
- ウ. 広告物等の設置等
- エ. 水面の埋め立て、干拓
- オ. 鉱物や土石の採取
- カ. 土地の形状変更
- キ. 海底の形状変更

(3)森林法

地域森林計画対象民有林に指定されている森林の伐採及び造林を行う場合、法第 10 条の 8 により市町村長に届け出なければならない。

(4)農地法

史跡の一部及びその周辺には、水田や登記地目が田となっている土地が存在し、農地法により次のとおり規制がある。

①権利移動の制限(法第 3 条)

所有権移転、使用及び収益を目的とする権利を設定、若しくは移転する場合、農業委員会の許可を得なければならない。

②農地転用の制限(法第 4 条)

農地を農地以外のものにする場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

③農地転用のための権利移動の制限(法第 5 条)

農地を農地以外のものにするため、これらの土地について使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

④農業振興地域の整備に関する法律

史跡周辺の水田地帯は、農振法により農業振興地域（農用地区域）に指定されており、法第 15 条の 2 により開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）をしようとする場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

(5)景観法・山形県景観条例

遊佐町全域は景観法の定める景観計画区域内となっており、法第 16 条により、大規模行

為（一定の規模以上の建築物・工作物の新・増・改築、色彩の変更等。一定の規模以上の開発行為、屋外における土石等の堆積、土地の形質の変更、水面の埋立干拓）を行う場合、都道府県知事に届け出なければならない。

(6)都市計画法

小山崎遺跡西側は、都市計画区域（非線引き区域）に指定されており、法第 29 条により、一定の規模以上の開発行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要となる。

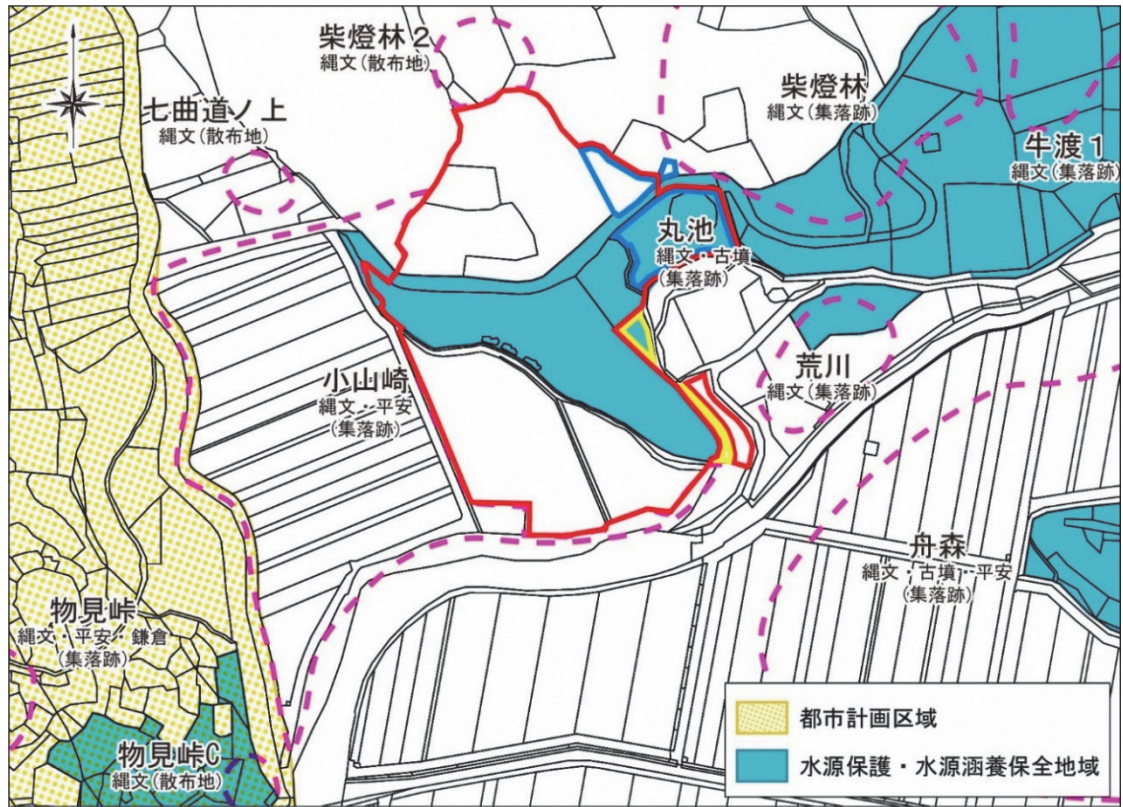
(7)遊佐町の健全な水循環を保全するための条例

史跡内の舌状台地部及び丸池周辺のほか、史跡周辺には水源保護地域及び水源涵養保全地域に指定されている地域があり、条例第 14 条により、開発行為を行おうとする場合は、事前に町長へ届け出て協議しなければならない。

表 8 史跡周辺の関係法令一覧

区域等	法令	許可等を要する行為等		許可権限者等
史跡：小山崎遺跡	文化財保護法	現状変更等の行為		文化庁長官の許可等
史跡：鳥海山	文化財保護法	現状変更等の行為		文化庁長官の許可等
周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	発掘しようとする場合		知事に届出
国定公園 (第2・3種特別地域)	自然公園法	工作物の新築・増築・改築、木竹伐採、広告物の設置、水面の埋立、土地の形状変更等		知事の許可
地域森林計画 対象民有林	森林法	立木の伐採及び伐採後の造林を行う場合		町長に届出
農地	農地法	農地等の 権利移動	所有権移転、使用及び収益を目的とする権利を設定、若しくは移転する場合	農業委員会の許可
		農地転用	農地を農地以外にする場合	知事の許可
		農地転用のための 権利移動	農地を農地以外のものにするため、これらの土地について使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合	
景観計画区域	景観法 山形県景観 条例	大規模行為（一定の規模以上の建築物・工作物の新・増・改築、色彩の変更等。一定の規模以上の開発行為、屋外における土石等の堆積、土地の形質の変更、水面の埋立干拓）を行う場合		知事に届出
法定外公共物 (道路・水路)	遊佐町法定外 公共財産の管理及び処分に関する条例	法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下に、工作物その他の物件の設置等の行為を行う場合		町長の許可
水源保護地域・ 水源涵養保全 地域	山形県水資源 保全条例	所有権移転	契約者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合、届出不要	知事に届出
	遊佐町の健全な水循環 を保全するための条例	開発行為	公共事業の場合、規制等は無し	町長の許可
農業振興地域 (農用地区域)	農業振興地域の 整備に関する法律	開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）をしようとする場合		知事の許可
国定公園 (普通地域)	自然公園法	一定の規模を超える工作物の新築・改築・増築、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更等		知事に届出
都市計画区域 (非線引き区域)	都市計画法	3000㎡以上の開発行為を行う場合		知事の許可
町道	道路法	工作物・物件・施設等の設置、継続的な道路使用行為を行う場合		町長の許可

※ は小山崎遺跡の史跡指定範囲に直接関わる法令、その他は計画範囲内に関わる法令



- 史跡(小山崎)
- 今後保護を要する範囲
- 史跡(鳥海山)
- 周知の埋蔵文化財包蔵地

0 200m

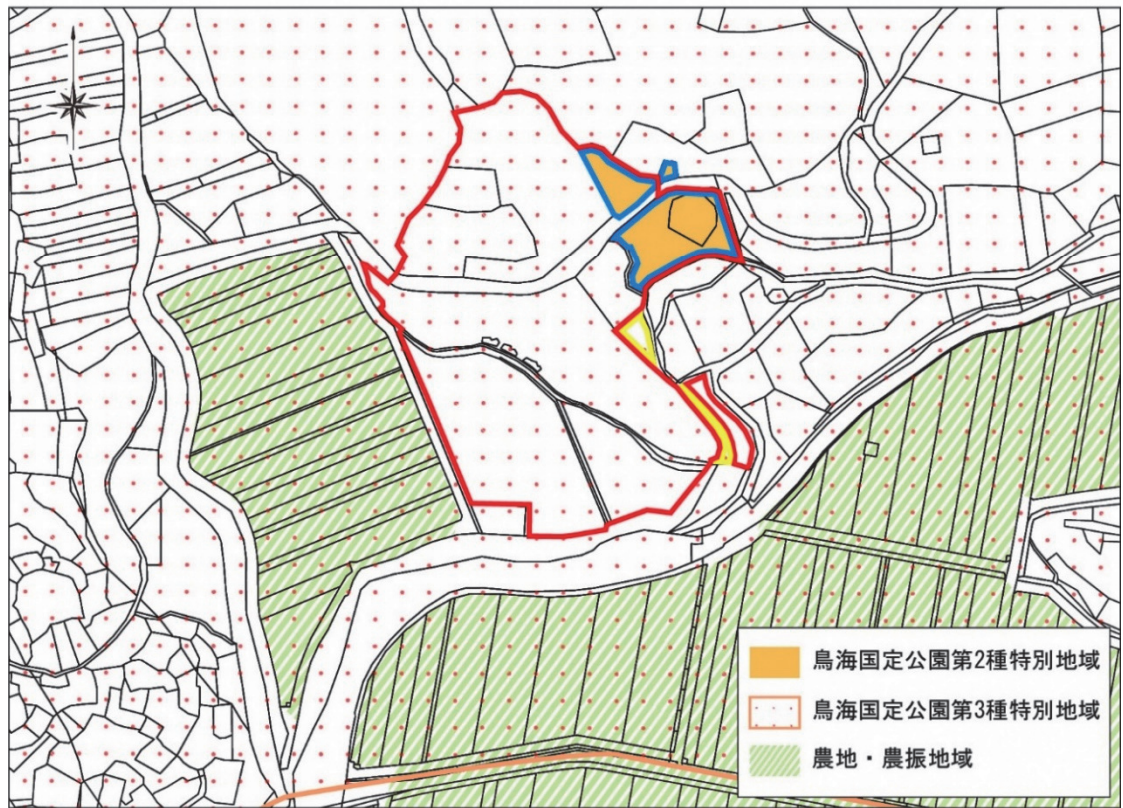


図 16 史跡周辺の法規制状況

0 200m

第3章 史跡の概要及び現状と課題

第1節 指定の状況

1. 指定告示

名称：小山崎遺跡 種別：史跡

指定年月日：令和2年3月10日（文部科学省告示第17号（官報号外第45号））

指定基準：特別史跡及び史跡天然記念物指定基準 史跡一（集落跡）による

面積：39,099.96 m²

管理団体：遊佐町（山形県）

2. 指定説明文とその範囲

(1)指定説明文

小山崎遺跡は山形県の県北、秋田県に接する遊佐町に所在する縄文時代中期末から後期を中心とした集落遺跡である。東北地方日本海側最高峰の烏海山の南西麓、庄内平野北端に位置する。遺跡東側には縄文時代から存在する「丸池」があり、南側を毎年サケが遡上する牛渡川が流れている。

本遺跡は昭和3年の『日本石器時代遺物発見地名表（第五版）』にも取り上げられ、存在が知られていたが、平成7年に県営圃場整備事業に伴って山形県教育委員会による本格的な発掘調査が開始された。その結果、完形を含む大量の縄文土器が出土し、また、その下層からもおびただしい植物遺存体を伴う包含層が存在することが判明するとともに、動物遺存体も良好な状態で残されていることが明らかとなったことから、現状保存が図られている。その後は山形県教育委員会により遺跡の範囲と内容を明らかにするための発掘調査が継続され、平成15年以降は遊佐町教育委員会が調査体制を整備して発掘調査を継続してきた。その成果を、平成27年に『小山崎遺跡発掘調査報告書－総括編－』として取りまとめ、また令和元年にその後の追加分析結果等を収録した『小山崎遺跡発掘調査報告書－総括編2－』を刊行している。

小山崎遺跡では丘陵斜面とその南側の低地を中心として、縄文時代早期から晩期までの活動痕跡が確認されている。このうち、低地東部では前期の地点貝塚が3ヶ所、ドングリ（コナラ）集積1ヶ所が残されている。コナラは先端を取り除く処理がなされており、長期保存のための工夫であったと考えられている。

遺跡の最盛期は中期末から後期後葉で、中期末に斜面地において竪穴建物が営まれ始め、後期前葉にはその南側の低地において水辺遺構が形成された。低地にはこのほか広域に捨て場が残されている。水辺遺構は水辺環境を利用するために、敷石と打ち込み杭列、木敷等によって構築された施設で、居住域と水辺をつなぐ道、付設した作業場からなる。

材料となる多量の石材や木材を集め、加工し、軟弱地盤の上に基礎地業を伴う安定した構造物を作り上げる作業は、その労働力や計画的な遺構配置、居住域との関係性等からみても、集落に居住する人々が協働して行ったものと考えられる。また長期にわたってこれを維持していることから、組織的かつ計画的な集団行動によるものであったと推定できる。捨て場はこの周囲に広く形成されている。時期が下り、水辺遺構の整備が進むとともに居住域の中

心が斜面西側下方の水辺寄りに移ることは、居住域と水辺遺構が密接に関連して営まれていたことを示唆している。

ボーリング調査の成果によると、遺跡低地部は縄文時代の海進・海退の影響を受け、早期から前期までは潟湖もしくは干潟であったが、中期末以降は湿地に変化したことが分かっている。後期前葉に始まる水辺遺構の構築は、こうした環境変化に対応した人々の活動を示すものである。

水辺遺構や捨て場からは、土器・石器のほか木製品・骨角器・漆製品とともに大量の動植物遺存体が出土した。木製品には樫未成品、石斧の膝柄の一部、小型弓などの生活道具が、骨角器には刺突具や単式釣針のほか髪針や垂飾が認められる。

漆製品には土器・木胎漆器・糸玉などがあるほか、漆貯蔵容器やパレットなど漆工関連遺物も出土した。特に、2段のくびれをもつ4層塗りの赤漆塗木製容器の存在が注目される。

動物遺存体の約8割はニホンジカとイノシシで占められている。動物骨には細片化したものが多く、四肢骨にはらせん状の剥離が認められるなど、加工の痕跡が認められる。魚類にはタイ科が多く、スズキやボラ科など汽水域を好む種、コイ科といった淡水魚のほか、サケ科も認められる。サケの椎骨は多くが被熱し白色化している。イヌ骨の炭素・窒素安定同位体比分析では人骨と近い同位体比が得られていることから、人の残飯・廃棄物を食べた家畜であった可能性が指摘されている。植物遺存体にはオニグルミ、トチノキ、クリ等の種実のほか、栽培可能性のある植物のアサやヒエ属、ゴボウ近似種が確認された。

このように、小山崎遺跡は縄文時代中期末から後期の居住域とともに、後期に入って周辺の水辺環境の利用を目的に構築された土木構造物である水辺遺構が、良好な状態で保存されている数少ない遺跡である。また、「丸池」を含む周辺景観がよく保全されているとともに、自然遺物を含め古環境に関する知見も豊富であり、縄文時代の人々がどのように環境適応を果たしてきたのかを知る上でも貴重な遺跡である。本州日本海沿岸北部における縄文文化を解明する上で欠くことのできない遺跡と評することができることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。(『月刊文化財』677号より転載)

(2)指定範囲とその状況

①指定範囲(図17)

史跡指定範囲は、山形県飽海郡遊佐町吹浦字七曲30番1外(全21筆等)であり、総面積は39,099.96㎡である。史跡は低地部・斜面部・舌状台地部・丸池周辺の4つの地区で構成され、このうち、丸池周辺は一部を除き史跡鳥海山丸池地区と重複している。

②土地の所有状況(図18)

史跡内の土地は、低地部と舌状台地部の一部が町有地、舌状台地部の大部分と斜面部が民有地、丸池周辺は鳥海山大物忌神社の社有地である。斜面部と舌状台地部の間には高倉林道、丸池周辺と舌状台地部の間には水路が存在する。

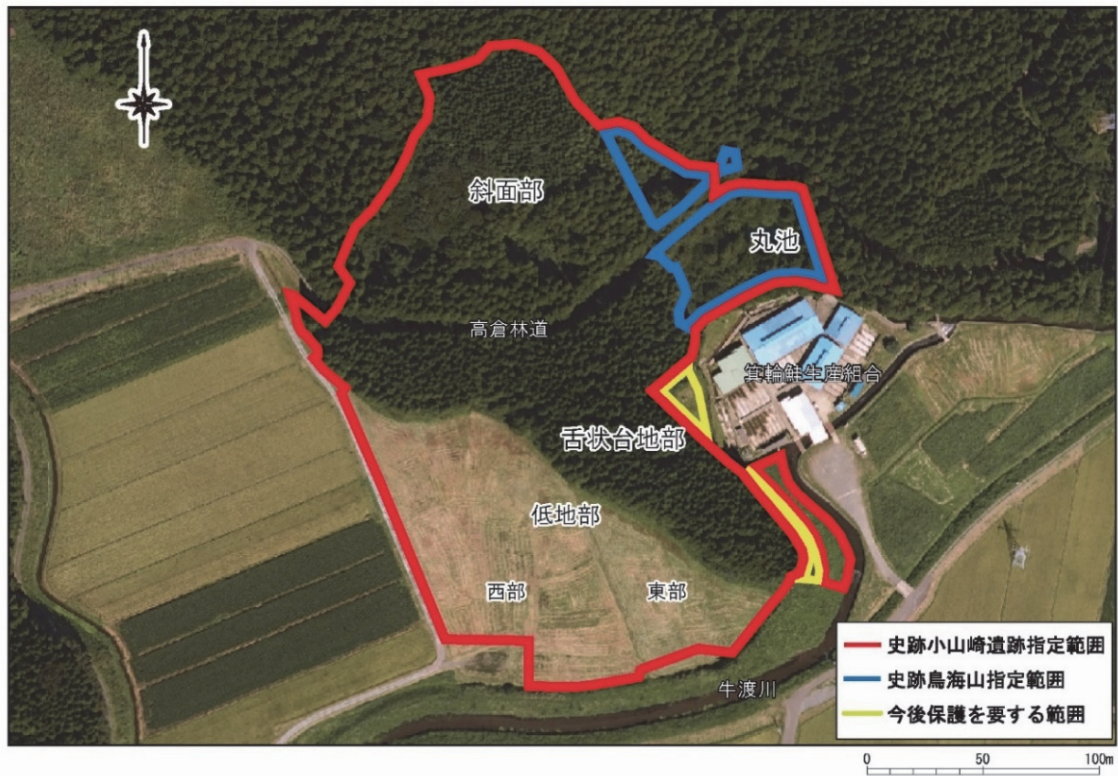


図 17 指定地の状況

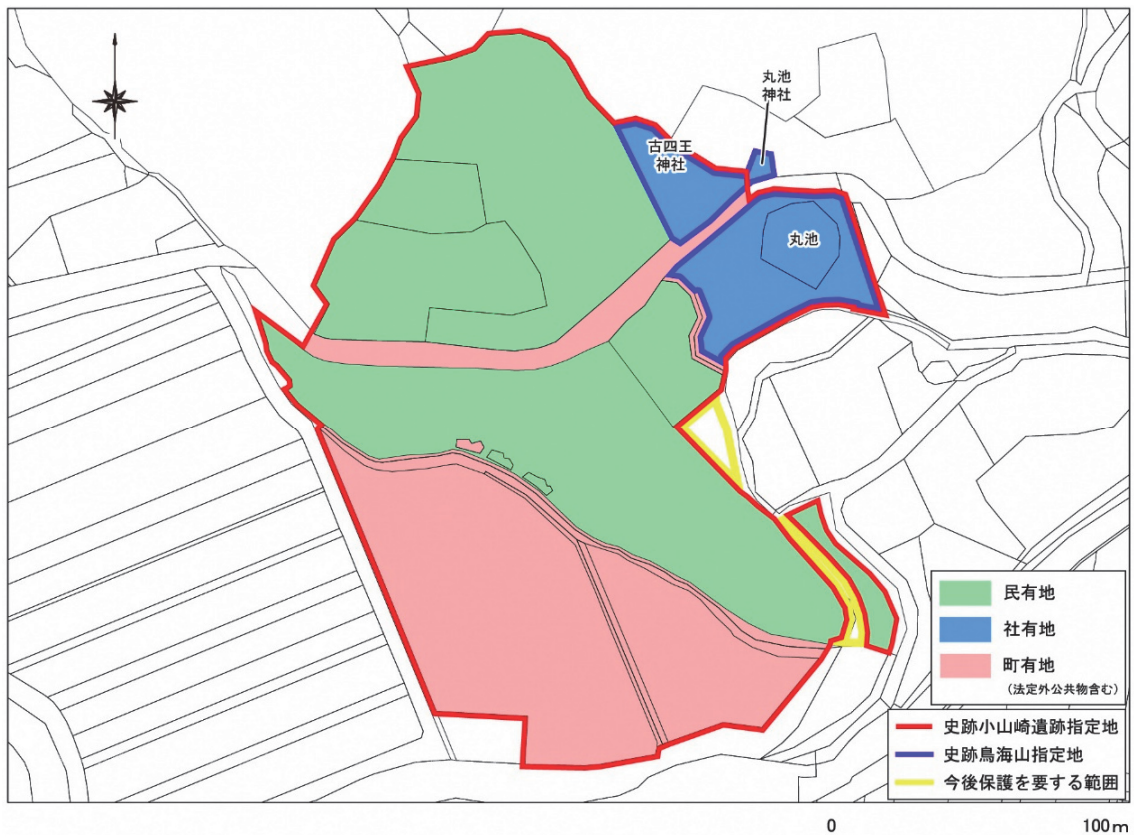


図 18 土地所有状況

第2節 史跡の概要

1. 調査成果

小山崎遺跡は縄文時代早期から晩期までの長期間にわたり繰り返し営まれた遺跡である。これまでの調査により、史跡内での人間活動は時期によって地点が異なることがわかっている。おおよそ1次調査トレンチ1（以下1次T1）を基準として、東側では早期から晩期前葉、西側では中期末葉から晩期中葉の遺構・遺物が検出される。そのため図19のように、低地部を東西に分けて低地東部と低地西部と呼称する。また、斜面部では中期末葉から後期後葉の遺構・遺物が確認できる。

低地部は堆積層や珪藻化石などの分析結果から、環境が変化したことが推定されている。そのため、活動範囲の変遷は、低地部の環境変化に対応して行われたものと考えられる。長期の気候変動に伴う環境変化に合わせて、居住域の移動と、水辺環境の整備が行われたことがうかがわれる。

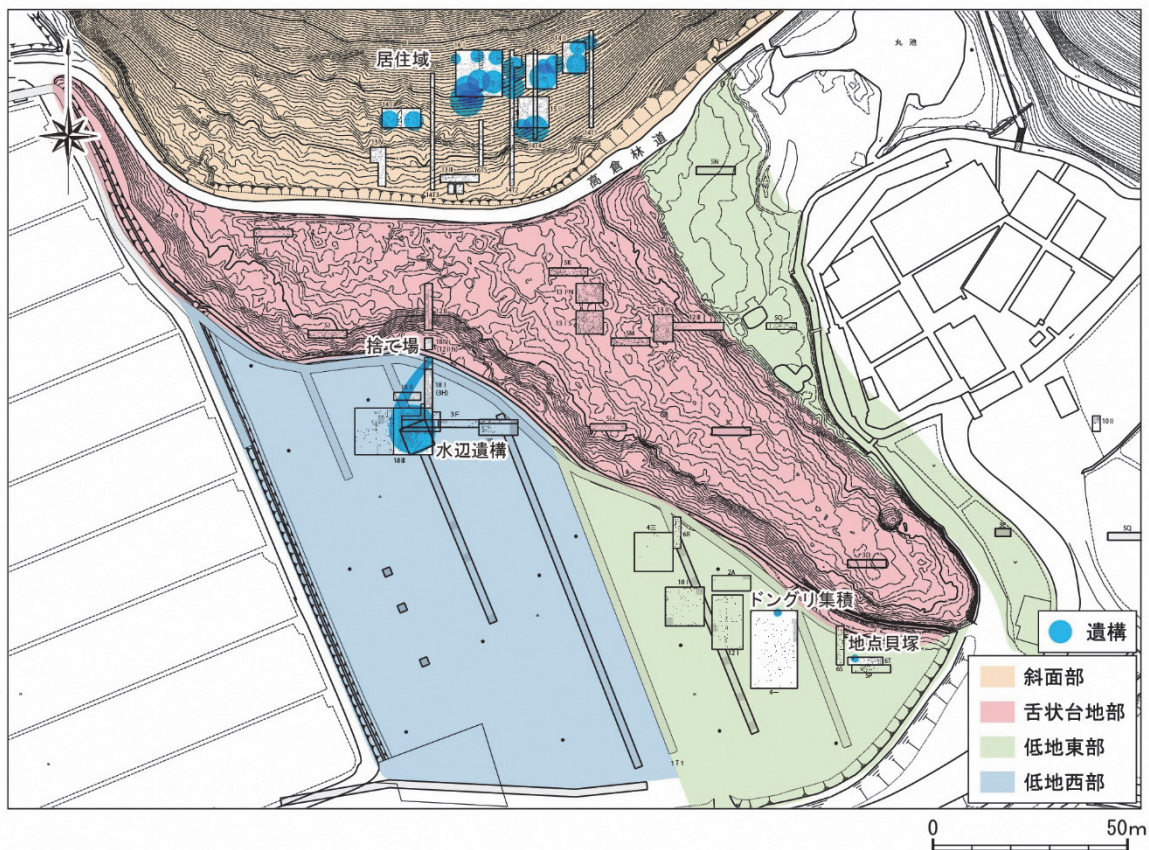


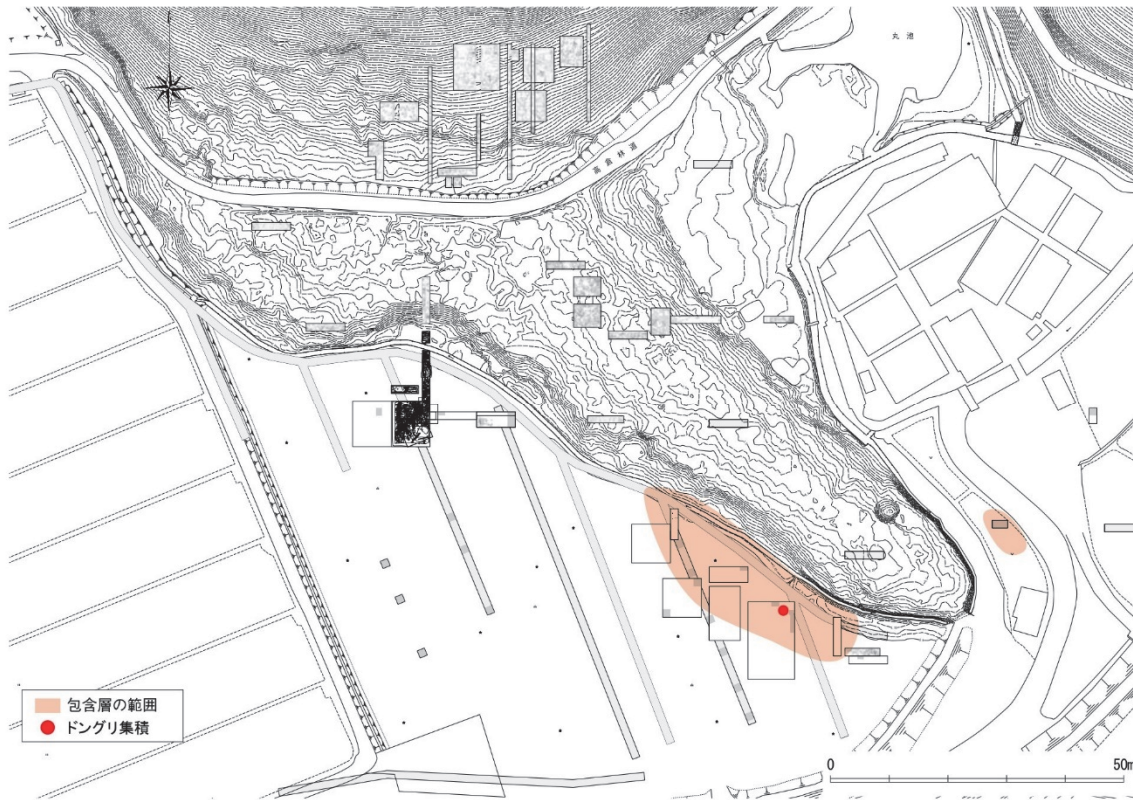
図 19 地区名称と主要な遺構の位置

(1)低地東部の調査成果

縄文時代前期のドングリ（コナラ）集積と地点貝塚が検出され、縄文時代前期の食料保存の方法や埋葬に関連する情報が得られた。

①遺構

4次調査ではドングリ（コナラ）集積が確認された。出土土器型式からみて、最終層形成期は前期初頭の上川名2式期であり、採取されたドングリの¹⁴C年代測定結果もその範囲におさまった。また、発見されたドングリの多くが、人為的に先端をつぶすような処理がされていた（図20）。



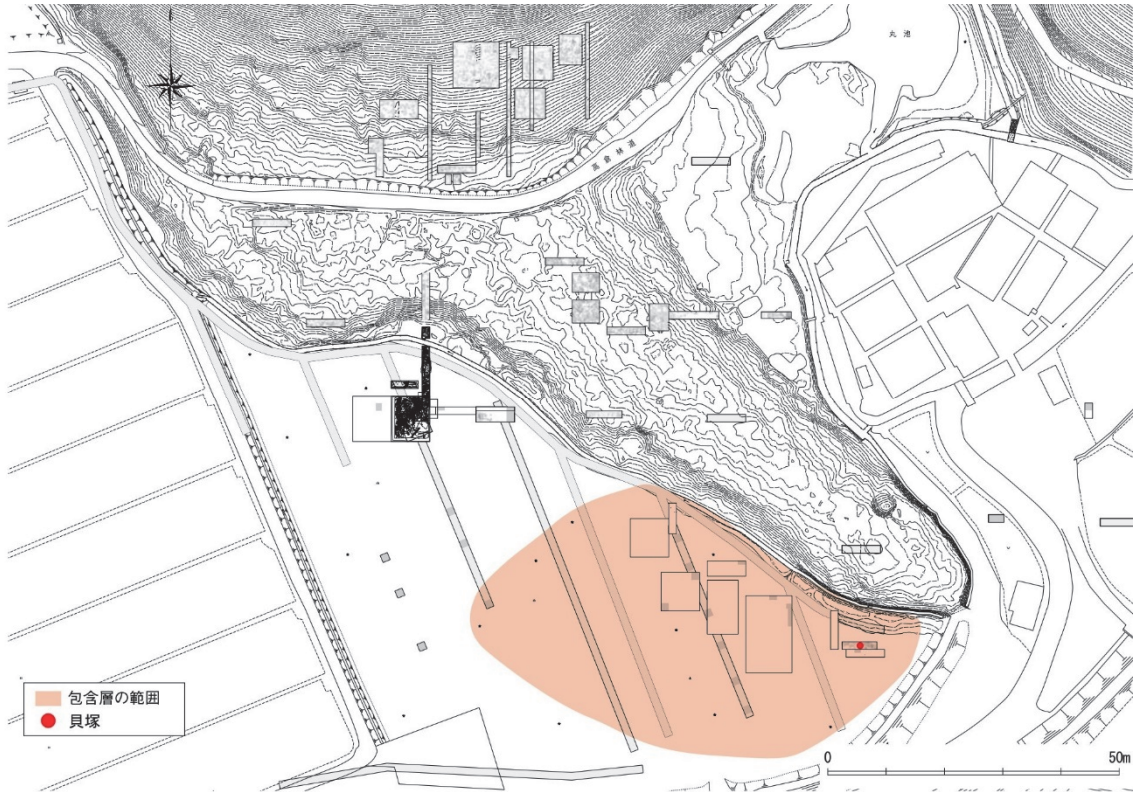
遺構配置図



写真上:先端が処理されたドングリ
写真左:ドングリ集積の出土状況

図 20 価値の変遷図①(前期初頭)

6次調査ではヤマトシジミ主体の地点貝塚が3ヶ所確認されたが、巨大な安山岩塊の隙間に形成せざるを得ない地形的な制約を受けたと考えられる。出土土器の型式から、前期前葉から中葉に形成されたとみられる。2ヶ所の出土貝殻の年代は、ともに縄文時代前期中葉の暦年代範囲におさまった。また、貝塚の下層から男女複数体の人骨片、上層から装飾品とみられる骨角器が出土し、縄文時代前期の埋葬の可能性が考えられる（図21）。



遺構配置図



貝塚出土状況



出土した人骨

図21 価値の変遷図②（前期中葉）

②遺物

特筆すべき遺物としては、これらの遺構から確認されたドングリ（コナラ）と骨角器、人骨片が挙げられる。

ドングリ（コナラ）の先端処理については、発根を抑制し、長期的に保存するための工夫であった可能性が指摘されている。東北日本のドングリは渋みが強く、食料とするには灰汁抜きが必要であるため、ドングリの出土は中期以降の後・晩期に集中し、1遺跡あたりの出土量も多くない。そのため、当遺跡で前期初頭の資料がまとまって出土した状況は、東日本の中では稀有な事例といえる。

貝塚上層からは4点の骨角器（図22）が確認され、2点は髪針と判断したが、残り2点は頂部が欠損していることから装身具か生産用具かの区別はつかない。人骨片は14点確認されたが、うち2点について炭素・窒素安定同位体比による食性分析を行ったところ、かなり強く海産物に依存していた特徴が示された（米田2017、図28）。



図22 出土した骨角器

(2)低地西部の調査成果

縄文時代後期の水辺遺構と捨て場が確認されている。水辺遺構は、水辺環境整備のためと考えられる敷石と打込杭列、木敷による大規模な構築物である。小山崎遺跡の縄文人は長期にわたる居住のために、環境変化に応じ積極的な水域利用を図ったと推測される（図23・24）。

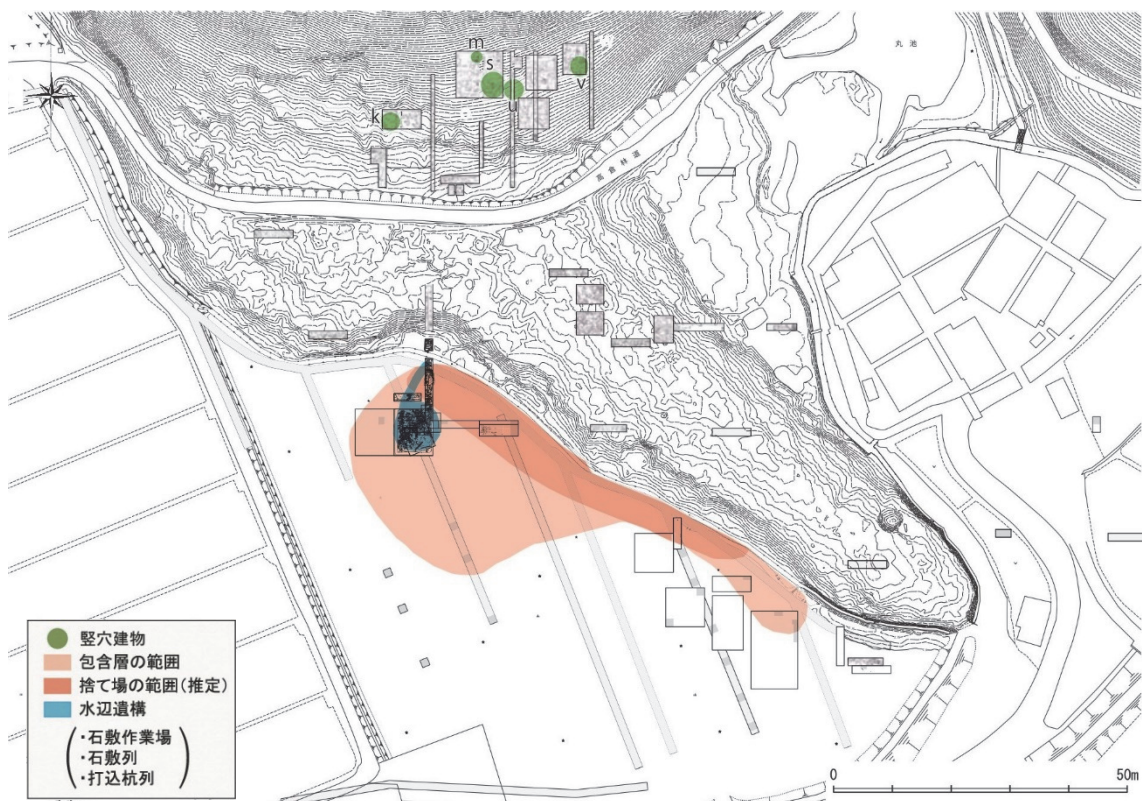


図23 価値の変遷図③（後期前葉）

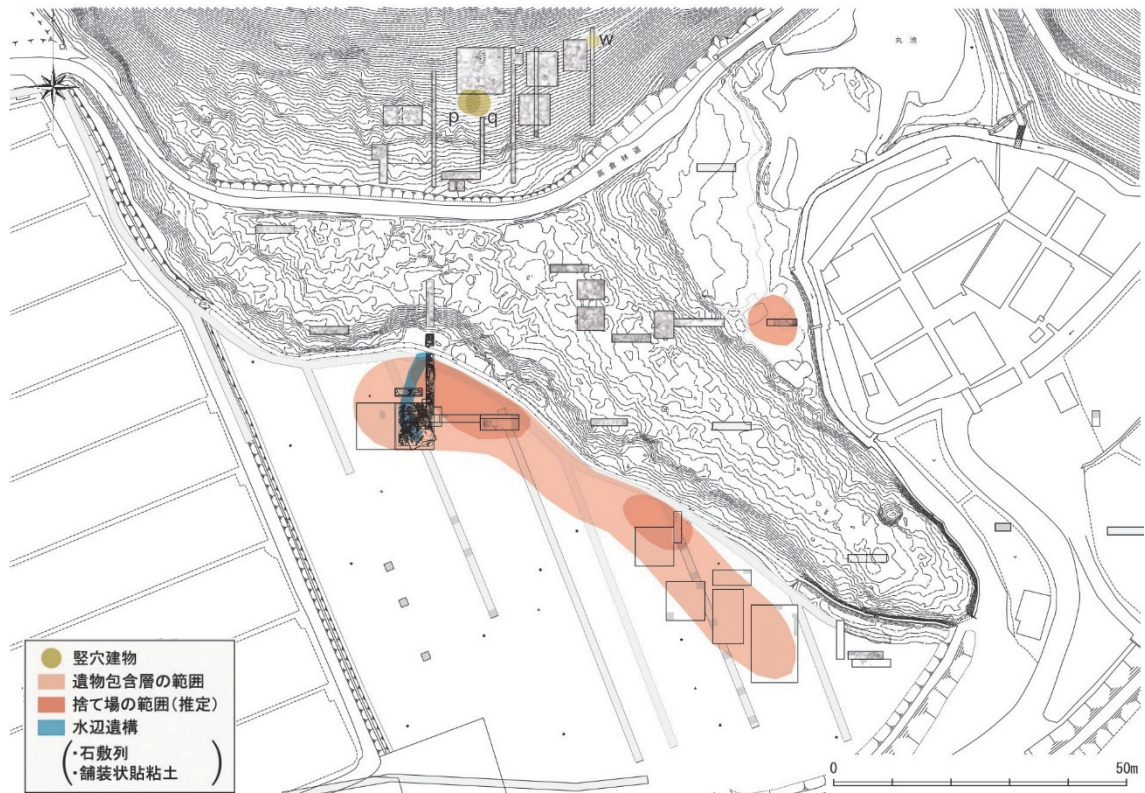
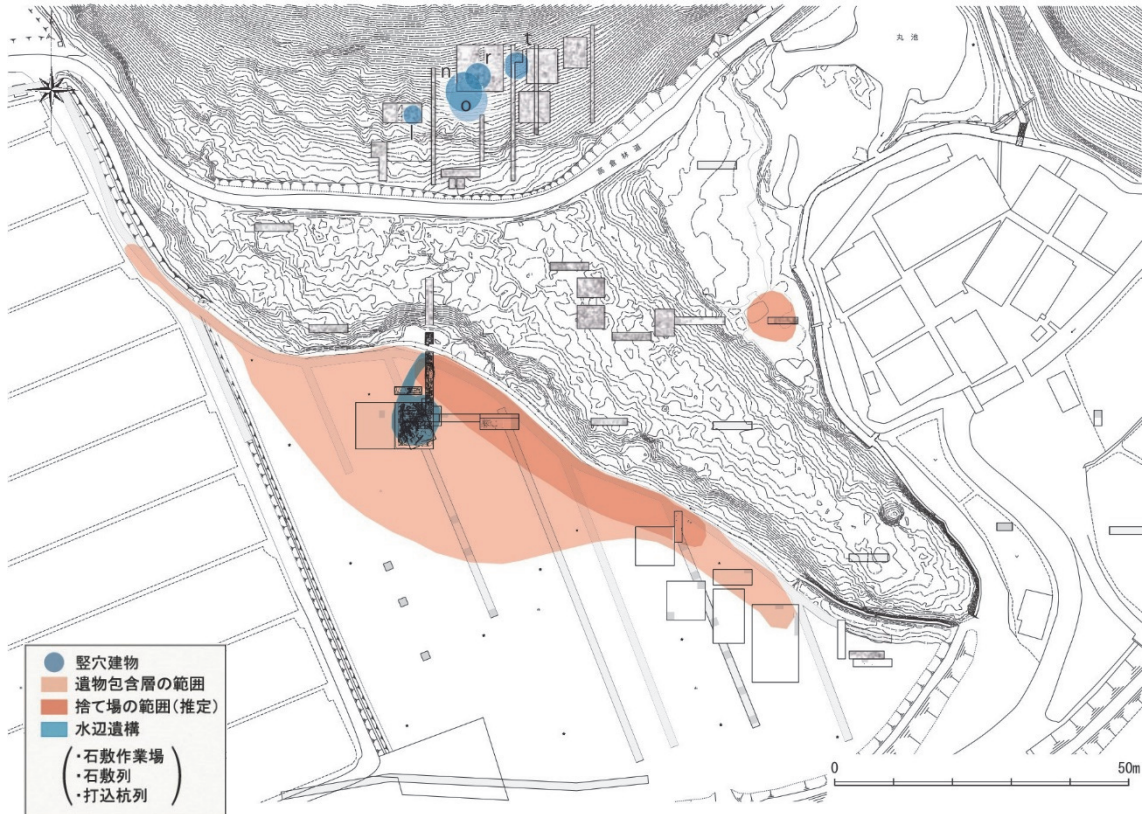


図 24 価値の変遷図④ (後期中葉・後葉)

①遺構

水辺遺構は主に、道路状遺構と石敷き作業場、木敷遺構、杭列により構成される（図 25）。

道路状遺構は、河原石の平坦面を上 にそろえて敷設された 2 列の敷石列である。現状約 23m の長さで検出され、幅は南端部で約 2 m、中央部では約 0.6 ～ 1 m を測る。一部では、敷石下に潜り込む木材や敷石上に厚さ 15 cm で貼られた粘土が確認されている。これは地盤を安定させるための基礎構造と、歩行上の措置としての舗装と考えられる。後述する敷石作業場と斜面の居住域をつなぐように伸びていることから、水辺作業域と居住域とを結ぶ道の機能を持つと想定される。

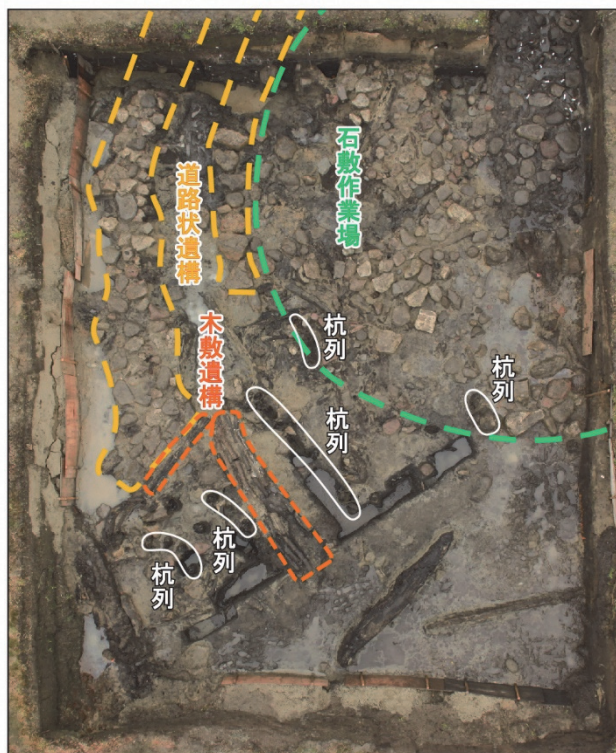


図 25 水辺遺構

敷石作業場は南北 11m・東西 8m 程に広がる敷石群である。一角では敷石下に複数の木材が確認され、道路状遺構と同様に基礎として敷かれた可能性がある。作業場付近で木製品の未成品が多数出土するため、この場の機能として木製品の水漬け保存が推測できる。また、磨石が載った状態の石皿が出土したことから、日常の生業活動も考えられる。いずれにせよ水辺・水を利用する作業が行われたと推定される。

木敷遺構は杭列に挟まれた丸太で、長さ 2.9m、幅約 0.6～0.7m を測る。比較的太さが揃い、直線的な丸太材が選択されている。遺構の大部分が砂質土層の直上にみられることから、流水部における足場と考えられる。

杭列は直径 10 cm 以上の太杭、10 cm 未満の細杭からなる。太杭は敷石列に添う、もしくは、旧河道を横切るように設置される傾向があり、道路状遺構の土留め・路肩補強の機能が推測される。細杭は比較的大型の材に接するように打込まれ、敷石や杭の固定・土留めなどの役目が考えられる。どちらもクリ材が多用されるが、特に太杭は 9 割近くの使用率となっている。意図的に水に強いクリ材を使用したことがうかがえる。

遺構は後期前葉に台地に近い地点から基礎構造の可能性がある木材や敷石の敷設により造られ始め、後期中葉に敷石作業場や道路状遺構に加え、打込杭等の整備が完了する。この時期の出土遺物は多量であり、最も盛んに利用された時期といえる。水辺遺構全体としては、晚期中葉まで保たれるが、湿潤な環境が消える時期に衰退、終焉を迎える。水辺遺構では湿地での作業が後期前葉以降、継続的になされていた。

周囲の遺物包含層に比べて、多量の遺物がまとまって出土する「捨て場」地点、特に動物遺存体と植物遺存体の両方を包含する層がある「低湿地捨て場」地点がある。「捨て場」は

トレンチ内では計17ヶ所確認され、そのうち「低湿地捨て場」は12ヶ所ある。これらは、低地部でも舌状台地寄りで確認されることから、舌状台地と低地部の境に、広く帯状に形成されていることが予想される。骨角器や漆製品、人骨、大量の動植物遺存体が発見された。捨て場の範囲の主な時代ごとの変遷は図26のとおりである。

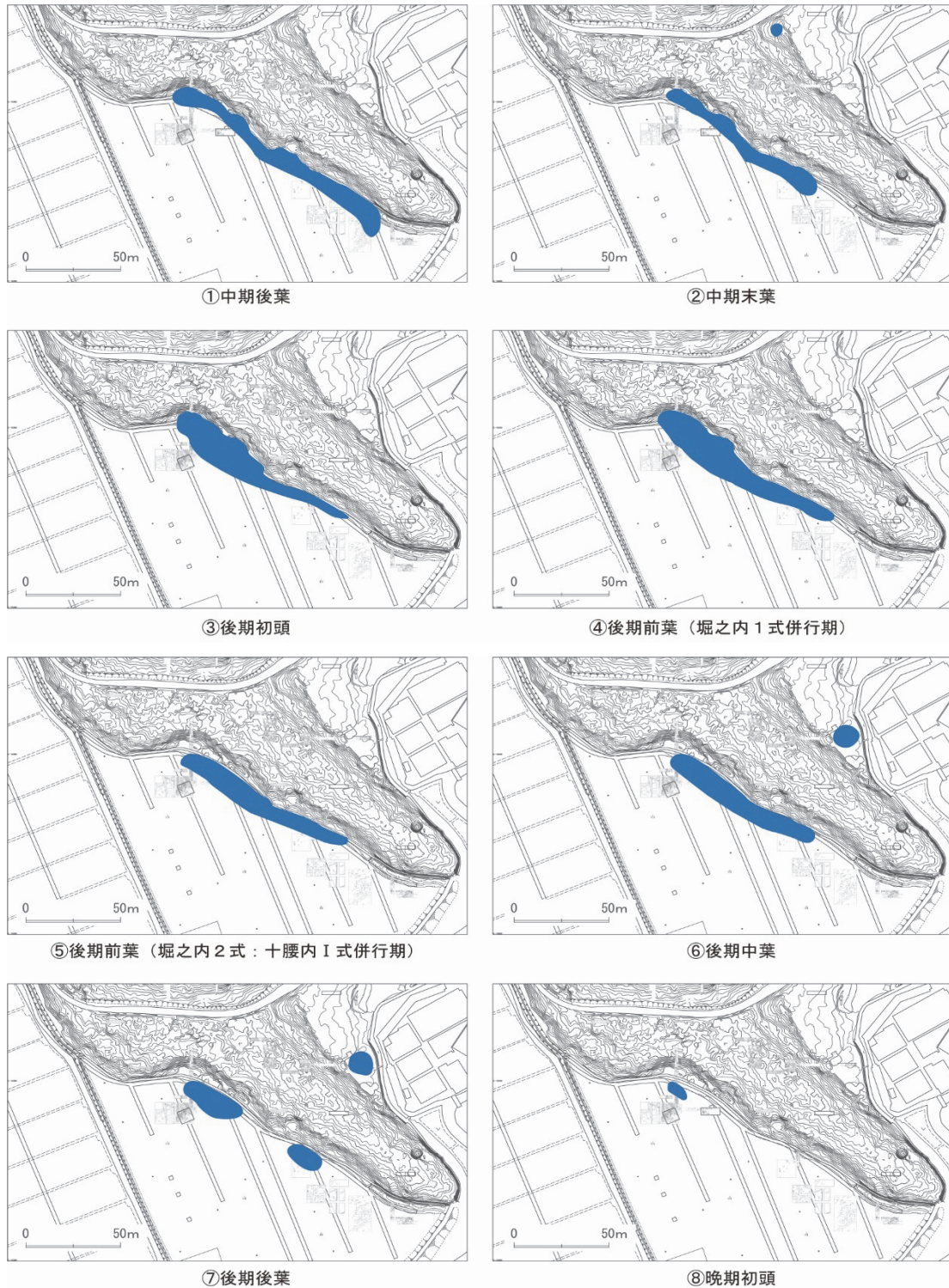


図 26 主な捨て場の変遷（推定）

②遺物

特筆すべき資料として、漆工関連資料や人骨片等が挙げられる。漆工関連資料としては、漆塗製品のほか、漆貯蔵容器やパレットなど、漆の精製から塗布の工程を示す一連の用具が出土した。遺跡内で塗料を精製し、塗布した漆器が製作・使用されていたとみられる。特に注目すべきは赤漆塗木製容器で、両側2ヶ所ずつにくびれを持つ特徴的な形状である(図27)。加えて、外面は生漆・ベンガラ漆・水銀朱漆で3層の重ね塗りが施され、内面はさらに水銀朱漆が1層重なる計4層の塗膜構成が確認された。石器で成形したとは思えないほど薄い作りで、最薄の箇所は3mmに満たない。他の遺跡ではみられない特異な形状であり、かつ、高い技術により製作されたことがうかがえる。



図 27 赤漆塗木製容器

また、捨て場やその周辺からは、縄文時代後期の人骨が複数確認されている。このうち3点について、炭素・窒素同位体比による食性分析を行った結果、前期人骨よりも陸上資源に近い特徴を示していた。加えて、イヌ骨の同位体比はヒトに近い結果が得られ、海産物を含んだ餌を与えられたか、人の残飯を食べていたと報告された(米田2019、図28)。

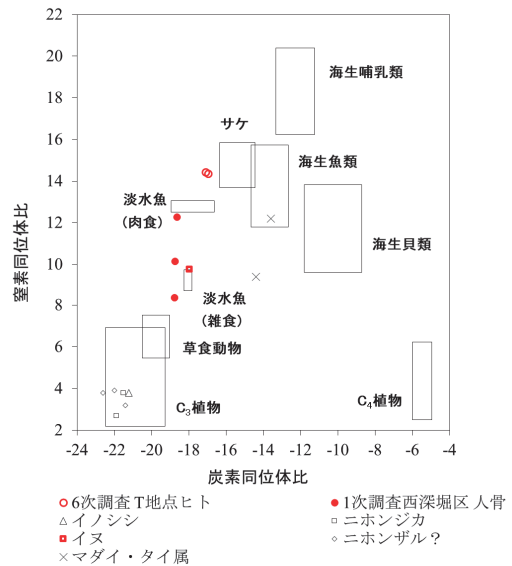


図 28 炭素・窒素同位体比分析(作成:米田穰)

(3)斜面部の調査成果

平均斜度 16 度の斜面部居住域では、中期末葉と後期前葉から後葉までの竪穴建物跡が確認された(図29)。狭い範囲で建替えながら、継続して居住していたと考えられる。

①遺構

計 510 m²の調査で中期末葉の竪穴建物跡が9棟、後期前葉が5棟、中葉が5棟、後葉が3棟と計 22 棟が確認されている。これらの中期と後期の遺構群の位置を比較すると、後期の遺構群がやや標高を落とし西方に移動する傾向が確認できる(図30)。



人が一人立っている場所に1棟の建物跡

図 29 斜面部居住域

それ以前に行われた分布調査では、隣接する柴燈林遺跡で中期中葉の竪穴建物跡と考えられる遺構や、土器捨て場が確認されている。これらを踏まえると、中期中葉から末葉にかけては柴燈林遺跡から小山崎遺跡の斜面部へ居住域を移動し、その後、水辺遺構の整備・利用が活発化する後期の集落については、水辺遺構の概ね正面にあたるさらに標高の低い西側へ展開する傾向をとらえることができる。居住域と水辺遺構が密接に関係したことを示している。

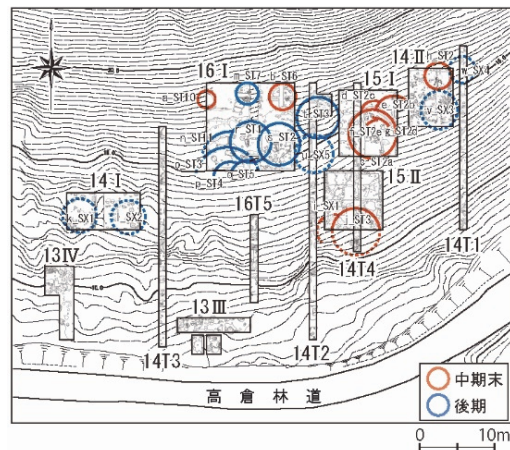


図 30 斜面部の遺構配置図

②遺物

斜面部では、土器・土製品・石器・石製品・動物遺存体（焼骨）が出土した。出土した土器は概ね竪穴建物跡に伴う中期末葉から後期後葉までの資料であるが、遺構に伴わない中期後葉（大木9式期）や晩期中葉の遺物も確認できる。14～16次調査全体を通して、標高の高い場所では中期末葉の資料が、低い場所では後期の資料が多く出土した。

(4)古環境分析と土地利用

低地部では古環境変遷を明らかにするために、採取した土壌の珪藻化石分析が行われた。低地の東部と西部では時期別に環境が大きく異なっている上、それぞれの内部でも微地形によって同じ環境ではなかった。

①低地東部

早期は海水が流れ込む河口付近のような汽水域であったと考えられる。前期から中期になると、「海水の影響を受ける沼沢地～湿地」→「周囲からの流れ込みの多い沼沢地～湿地」→「沼沢～湿地」と環境を変えている。同じ層準で、「表層が乾くこともある沼沢地～湿地が想定される地点」もある。これらは、微地形の違いがもたらした結果と考えられる（パリノ・サーヴェイ 1996）。また、遺物包含層の標高から、縄文時前期中葉では、土地利用が可能な陸地は、低地東部でも舌状台地の先端に近いところに限られていたと考えられる。後期になると、しばしば乾燥することもある湿地～沼沢地のような環境で堆積した様子がうかがわれる。河川の後背湿地などの環境が想定される。

②低地西部

早期には水深の浅い海域～干潟のような環境であった。種類ごとの珪藻化石の割合からは日本海に直接開いていたのではなく汽水干潟に類した環境が想定される。前期から中期においては、塩水湖のような水域が存在した可能性がある。海退と河川埋積が潟湖を縮小させたことも考えられるが、攪乱の影響の可能性もあり判断できない。5,000年から4,500年前頃と考えられる層では淡水化が進行し、池沼～沼沢地のような止水域を推測させる結果が出ている（パリノ・サーヴェイ 1999）。また、4,000年から3,000年前頃までに止水域は消滅し、河道に比較的近い後背湿地のような氾濫原での堆積環境が推定され（パリノ・サーヴェイ 1999）、かつ、地点によっては流水の影響を受ける池沼～沼沢湿地であったことが推

測される（パリノ・サーヴェイ 2011）。

また、縄文時代後期は低地西部に湿潤環境を利用した水辺遺構が構築されるが、遺物包含層の標高から見ると水辺遺構周辺は周囲よりやや低い。そのため、水辺遺構より東側、もしくは台地に近い場所は利用可能な地域であり、場所によっては時々乾くこともあったと予想できる。しかし、遺物の出土状況から、低地西部に活動の中心があることは明らかで、湿潤な環境を保った範囲を選択して活動していたことが推定できる。

③環境変化のまとめ

河口に近い本史跡では、縄文時代の気候変動の影響を直接的に受けた。水域の拡大・縮小により低地の環境が変化した、その変化は地点ごとに異なっていた。また、縄文時代後期の低地利用は、湿潤さを保った範囲で行われていた。

(5)遠隔地からもたらされた出土品(図 31)

史跡からは北陸系土器、山形県月山産のほか、長野県星ヶ塔産と秋田県脇本産の黒曜石、新潟県糸魚川産のヒスイ、漂着物と考えられる南海産のココヤシ片などが出土している。また、隣接する柴燈林遺跡からは、新潟県の信濃川流域に濃密に分布する火焰型土器が発掘されている。これらは、当時日本海に面し、ランドマークの役割を果たした鳥海山の麓での物流の実態、縄文時代日本海沿岸の海上交通をうかがい知る上で重要である。

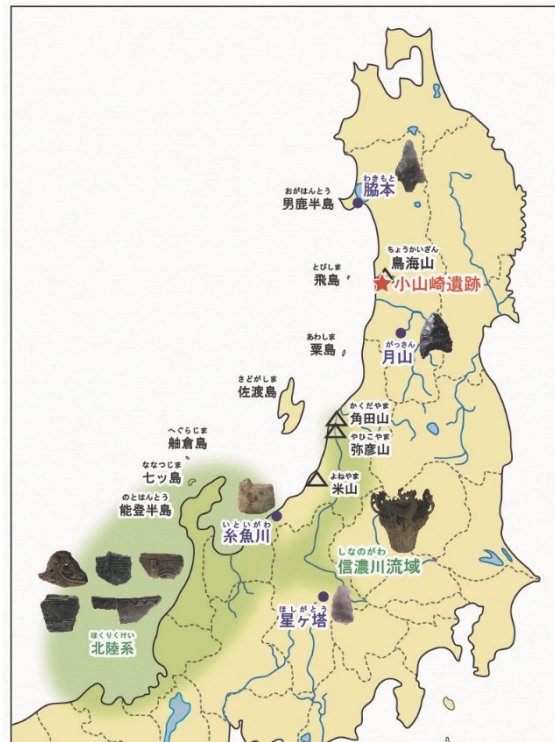


図 31 小山崎遺跡に運ばれてきた品々

(6)小山崎遺跡の本州日本海沿岸北部における位置づけ

本史跡は鳥海山麓に集中する縄文時代遺跡の中でも、長期にわたって営まれた遺跡である。早期～中期中葉までは低地東部での活動がみられ、早期は土器が少量出土するのみであるが、前期に入ると、初頭ではドングリ集積、中葉では地点貝塚が検出されるなど、活発な活動痕跡がみられる。中期中葉には隣接する柴燈林遺跡に居住域が形成されるが、低地部の環境変化により低地西部が利用可能になると、末頃には史跡斜面部へ居住域が移動し、捨て場が形成されるなど、低地西部の本格的な利用が開始する。後期は居住域に加え低地西部に水辺遺構が形成され、本史跡での活動が最も盛んとなる。晩期には湿地環境の乾燥化が進み、連動するように本史跡での活動は衰退し、終焉を迎える。

本史跡は縄文時代の気候変動を背景として、低地部の大きな環境変化を遂げている。河口に近い立地のため、潟湖から湿地へと水域の拡大・縮小を伴う変化が認められ、それに応じた土地利用変遷の重要な情報が提供された。特に、最温暖期（縄文時代早期末）以後の海退

に伴う低地部の変化-潟湖から湿地への変化-は、水辺遺構を作る契機となった。低地利用を開始する中期末以降の斜面居住域も水辺遺構の正面へと次第に移動し、水辺の利用最盛期を過ぎた後期末にかけて継続した。両者の一体性を示している。

また、水辺遺構では、地盤の状況に合わせて道や作業場が整備された。多量の礫や大型木材は、搬入と素材の選択・加工などに様々な技術を駆使し、多くの労働力が投下されたことを示す。遺構が集団的・組織的かつ計画的に構築されたものであったことを物語る。縄文時代の同種の遺構のなかでも、多様な環境とそれぞれの条件に応じた土地の改変方法を熟知した上での工事と評価でき、豊富な経験と知識を備えた高い技術があったことをよく伝えている。

さらに、常時一定の低水温を保った鳥海山の湧水は、有機質の遺物を良好な状態で保存した。食料残滓や水辺遺構の部材だけでなく、木製品、骨角器など多種多様な道具が出土している。土壌中には花粉・珪藻などの微化石も豊富に残り、その間の一連の環境変遷をたどることができる。1980年代以降、全国的に低湿地遺跡の調査が進み、動植物遺存体を出土する遺跡は増えつつあるが、その両者ともに多量に出土した縄文時代遺跡は十数ヶ所にとどまる。被熱痕が確認されない微小な魚骨までもが湿潤な環境で残る点は、貝塚の少ない北陸から東北地方日本海側の遺跡としてきわめて貴重である。

また、出土品には遠隔地からもたらされた資料が含まれ、広く他地域と交流したことがうかがえる。気候変動や沖積作用の影響を受けつつも、長期にわたって繰り返し利用されたことは、ランドマークとなった鳥海山の麓で、物流の大動脈である日本海にほど近い立地条件があつてのことであろう。

このように本史跡では、斜面部の居住域と低地部の水辺作業域が道によって結ばれ一体的な集落を構成し、これらが周辺の景観・環境と一緒に良好に残されている。また、環境変化とともに縄文時代の人々の歴史を捉えることができ、かつ、本州日本海沿岸北部における文化動態を解明する上で、欠くことのできない遺跡である。



図 32 小山崎遺跡の集落景観イメージ（後期）

2. 史跡の本質的価値

「保存活用計画」によれば、本史跡の持つ本質的価値は大きく以下の5点にまとめられる。

(1) 良好な保存状態の有機質遺構・遺物が豊富

地下水により有機質の遺構・遺物が良好な状態で保存されている。水辺遺構の部材のほか、漆工関連遺物、木製品・骨角器などの生活道具、動植物遺存体が出土し、花粉・珪藻の微化石も豊富である。これらの資料からは、当時の生活の細部や自然環境に関する情報を得るこ

とができる。

動物質および植物質の遺存体がともに多量に出土する縄文時代遺跡は全国でも少なく、被熱痕がない微小魚骨までも出土する点は貝塚の少ない北陸から東北地方日本海側において、きわめて貴重な遺跡といえる。

(2)古環境に連動して変化する人間活動の累積

史跡内では地点を変えつつ、早期から晩期にわたる遺構・遺物が確認され、長期にわたり繰り返し利用されていたことがわかる。中期末以降は活動の中心が低地東部から低地西部に移り、水辺遺構の構築・利用がはじまった。

また、史跡低地部は海進・海退の影響を受け、早期から前期までは潟湖もしくは干潟だったが、中期末以降に湿地に変化したと推定されている。

この環境変化が契機となり、居住域の移動と水辺環境の整備が行われたと想定され、古環境に連動して変化する人間活動を時期別に追うことができる。すなわち、海水準変動に縄文時代の人々がどう対応したかの実態を知る上で重要な遺跡である。

(3)居住域と水辺遺構、それらをつなぐ道などの一体的な残存

斜面部居住域には、中期末と後期前葉から後葉までの竪穴建物跡がある。一方、低地部の捨て場を含む水辺では、中期末から晩期前葉までの土器が出土している。このことから、居住域と水辺遺構とがその時期を通して同時に機能したことが明らかである。特に水辺遺構の整備が進むにつれ、居住域の中心が水辺寄りに移ることは両者の一体性を示している。

また、本史跡の水辺遺構は、斜面部の居住域と低地部の水辺を結ぶ道および付設する作業場という性格が明確であり、縄文時代の好例といえる。

(4)水辺における土木工事の実態

水辺遺構はその構造から地盤の状況に合わせて工事されたことがわかる。木材による基礎の上に石敷きの道と作業場を造成し、川の近傍では路肩補強・護岸のための木杭が打込まれていた。さらに道部分では、石敷きの上に一部舗装と考えられる粘土が確認されている。構築に必要な多量の石材や大型木材を集め、搬入するためには多くの労働力が必要である。加えて、規模や構造、居住域との関係からも水辺遺構が組織的かつ計画的な協働ともいえる集団行動により構築されたことが推定される。

(5)指定地内の良好な景観・環境

本史跡は舌状台地を中心として、縄文時代から存在する丸池、背景となる斜面地の山林、低地部には潜在的な水辺の風景を感じさせる湿地的な草原が広がっている。

本史跡には竪穴建物と水辺遺構などの主要な遺構とともに、一体的な集落景観を構成していた往時からの地形と湧水環境までもが良好に残されている。

3. 史跡の構成要素

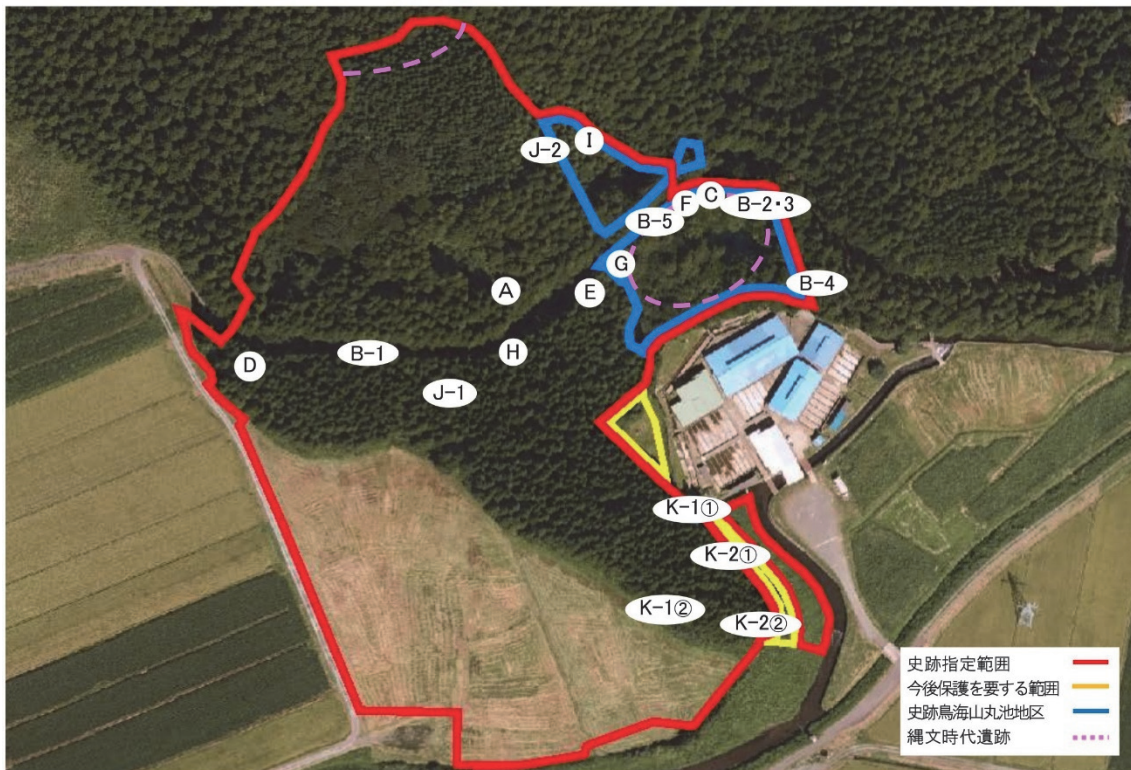
史跡を構成する要素について表9および図33・34に、史跡の周辺を構成する要素について表10および図35・36にそれぞれ示した。

表 9 史跡を構成する要素

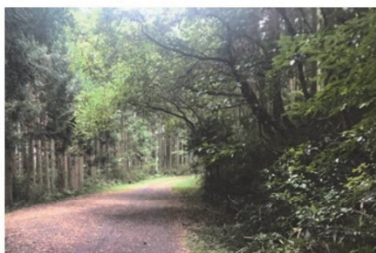
区分		要素	具体例
本質的価値を構成する要素		地下に埋蔵する遺構・遺物	遺構（水辺遺構・竪穴建物群・捨て場・地点貝塚・ドングリ（コナラ）集積） 遺物（土器・石器・木製品・漆製品・骨角器・動植物遺存体・微化石）
		地形・環境	地形、 丸池 （丸池遺跡）、 地下水位
その他の要素	史跡の価値に寄与する要素	柴燈林 2 遺跡（一部）	
		樹木	A：落葉広葉樹
		便益施設等	B：高倉林道、解説板、標柱等
		鳥海山大物忌神社末社 丸池神社の関連施設	C：境外末社丸池神社 本殿
			D：石灯籠
			E：社標（石柱）
			F：禁則地の杭
	G：手水場		
	参道の杉並木	H	
	古四王神社	I	
史跡の価値に寄与しない要素	植林など	J：スギ林、タケ林	
	人工物	K：旧水路、電柱	

※ 丸池 は史跡鳥海山丸池地区の構成要素と重複

※ A～Kは図33・34上での位置を示している



各要素の位置



A 落葉広葉樹



B-1 高倉林道



B-2 丸池様の説明板



B-3 町指定天然記念物の標柱



B-4 動植物採取禁止の注意書き



B-5 裸地化対策のロープと注意書き

図 33 構成要素配置図①



C 場外末社丸池神社 本殿



D 石灯籠



E 社標 (石柱)



F 禁足地の杭



G 手水場



H 参道の杉並木



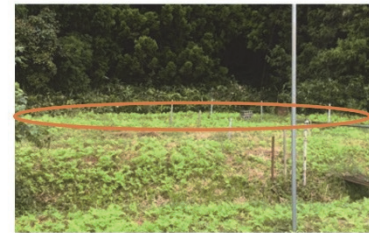
I 古四王神社



J-1 スギ林



J-2 竹林



K-1① 旧水路 (ふ化場側)



K-1② 旧水路 (低地側)



K-2① 電柱



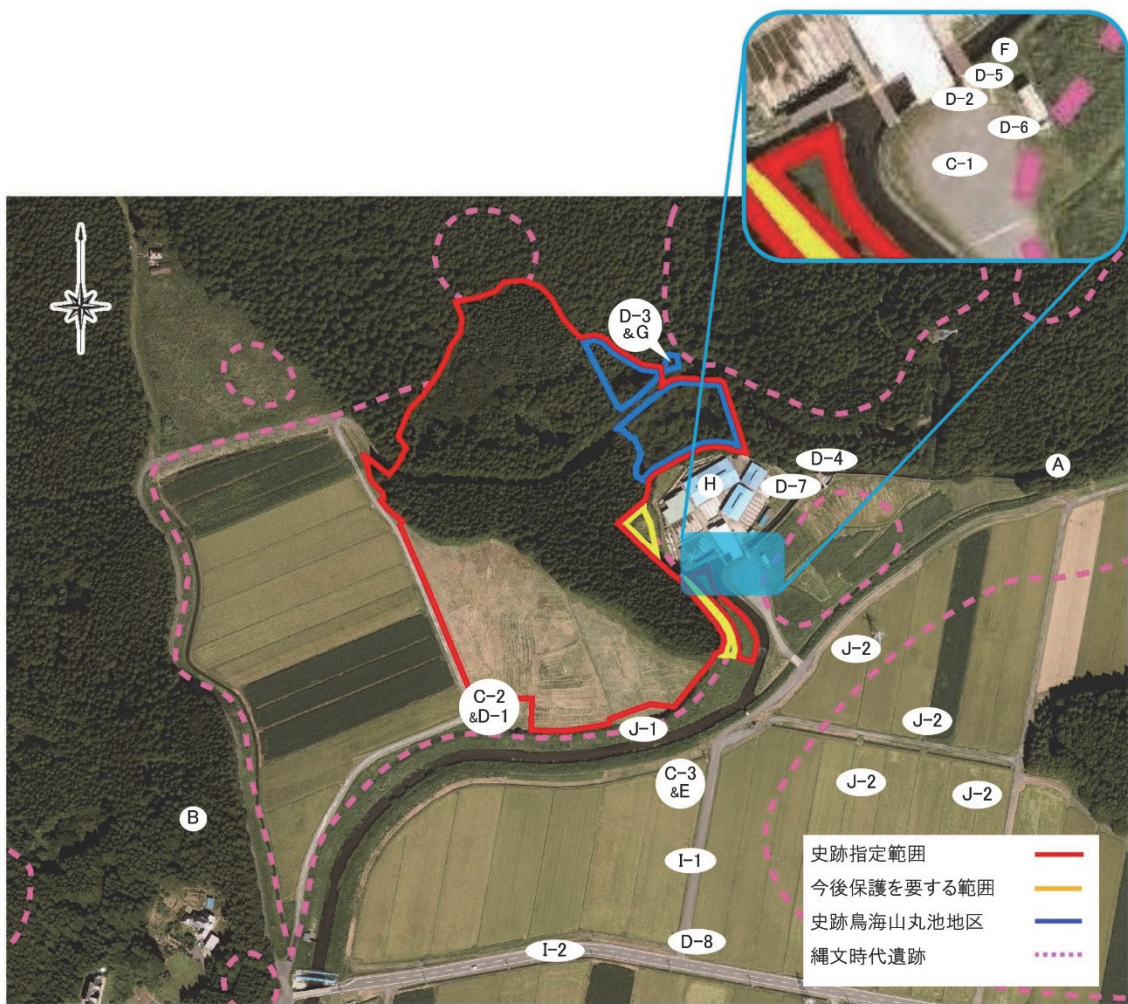
K-2② 電柱

図 34 構成要素配置図②

表 10 史跡の周辺を構成する要素

区分	要素	具体例
史跡の価値に寄与する要素	縄文時代遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地外の小山崎遺跡 ・ 指定地外の柴燈林2遺跡 ・ 柴燈林遺跡 ・ 七曲道ノ上遺跡 ・ 物見峠C遺跡 ・ 物見峠遺跡 ・ 舟森遺跡 ・ 物見峠B遺跡 ・ 荒川遺跡 ・ 牛渡1遺跡
		※各遺跡の位置については図8参照
	地形	A：牛渡川 B：物見峠
	便益施設	C：駐車場 ①箕輪鮭漁業生産組合駐車場：個人所有地 ②遺跡低地側駐車場：町有地 ③バス駐車場：町有地 D：看板・標柱等（小山崎遺跡、牛渡川、ジオパーク、周辺案内、丸池様等） E：仮設トイレ F：赤外線カウンター（来訪者数のカウント）
	鳥海山大物忌神社末社 丸池神社の関連施設	G：境外末社丸池神社 拜殿
	関連施設	H：箕輪鮭漁業生産組合
史跡の価値に寄与しない要素	耕作地	水田
	道路及びその他の人工物	I：町道箕輪・赤坂線、町道船森線、農道、日本海沿岸東北自動車道（予定） J：牛渡川堤防 鉄塔・電線・電柱

※A～Jは図35・36上での位置を示している



各要素の位置



A 牛渡川



B 物見峠



C-1 箕輪鮭漁業生産組合駐車場



C-2 遺跡低地側駐車場



C-3 バス駐車場

図 35 周辺構成要素配置図①



D-1 小山崎遺跡説明看板



D-2 県選定名水標柱



D-3 県選定景観看板



D-4 牛渡川への誘導看板



D-5 ジオパーク説明看板



D-6 周辺案内図看板



D-7 丸池様への誘導看板



D-8 誘導看板



E 仮設トイレ



F 赤外線カウンター



G 場外末社丸池神社 拜殿



H 箕輪鮭漁業生産組合



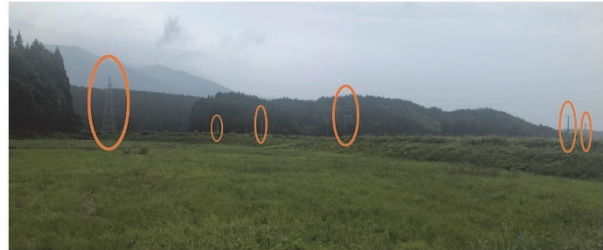
I-1 町道船森線



I-2 町道箕輪赤坂線



J-1 牛渡川堤防



J-2 遺跡低地部から見える鉄塔・電線・電柱

図 36 周辺構成要素配置図②

第3節 現状と課題

1. 保存に関する現状と課題

(1)史跡の追加指定と町有地化

令和2（2020）年に国の史跡に指定されたが、調整が必要で未指定の場所があるため、継続した協議が必要である。また、史跡指定地の約54%が民有地であり、史跡の適切な保存と効果的な活用・整備の観点から、指定地内の民有地の町有地化が望ましい。

(2)出土品・調査記録の管理

出土品や調査記録は、調査主体が県教育委員会、山形県立博物館（山形市）、（公財）山形県埋蔵文化財センター（上山市）、遊佐町と複数の機関にわたり、それぞれの機関で保管されてきた。このうち、山形県立博物館所蔵分を除いた資料は、平成21（2009）年までに譲渡を受けた。山形県立博物館は史跡から134kmと距離が離れていることから、史跡の適切な保存と効果的な活用と併せ、当町に設ける保存活用施設でそれらの遺物や調査記録を集中管理することが望ましい。

(3)保存・活用のための調査・研究

18次にわたる調査やその後の分析等により、史跡の重要性が明らかになった。今後とも、史跡を適切に保存・活用していく上で、本質的価値を正しく把握し、より深く理解することが求められる。そのため、調査を継続していく必要がある。

また、史跡低地部の有機質遺構・遺物の保護のため、地下水位の現状を把握する必要がある。令和3（2021）年度に地下水位の観測機器を設置した。数年にわたって観測を継続する。

2. 整備に関する現状と課題

(1)保存のための整備

本史跡を確実に保存するために必要な、史跡の存在を周知させる標識、その内容に関する基本情報を伝達するための解説板、指定範囲を明示するための境界標は、保存施設と総称され、文化財保護法で設置が義務付けられている。史跡指定地の町有地化と併せて、これらの保存施設の設置が必要である。

史跡の維持管理は遊佐町教育委員会文化係によって行われている。維持管理の内容については、町有地である低地部及び隣接している法面の草刈りを、年3回程度シルバー人材センターに委託しているのみである。舌状台地や斜面部は民有地であることから、現状では草刈り等は行っていない。史跡指定地の町有地化や整備の進行に伴い、史跡全体の適切な維持管理について検討していく必要がある。

また、前述のとおり史跡内では地下水位の観測を行っているが、観測の結果によっては地下水位を維持するための設備の導入について検討する必要がある。

(2)遺構の表現

発見された遺構は全て地下に埋め戻しており、現状では正確な位置や遺構の内容を理解することができない。水辺遺構をはじめ、特徴となる遺構を地上に表現することが必要である。

(3)案内・解説板

史跡指定地は鳥海山・飛鳥ジオパークや文化財、自然環境の保護を目的とした様々な制度による指定・選定を受けており、構成要素配置図（図 33～36）に示した通り、複数の看板等が設置されている。しかし、史跡の内容について記載されたものは低地部側駐車場の 1 基のみであり、遺構ごとの解説板や誘導板等は設置されていない。現状では来訪者の史跡への理解に支障をきたす可能性があることから、これらの状況を整理した総合的な案内板や見学者のための誘導板、遺構解説板等の設置が必要である。

(4)植生環境

史跡からは多くの植物利用の痕跡が出土しているが、現在の植生環境は大半がスギ植林による代償植生域となっている。縄文人と自然との関わりを理解し、追体験できることを目指した植生環境の整備と育成が課題となる。

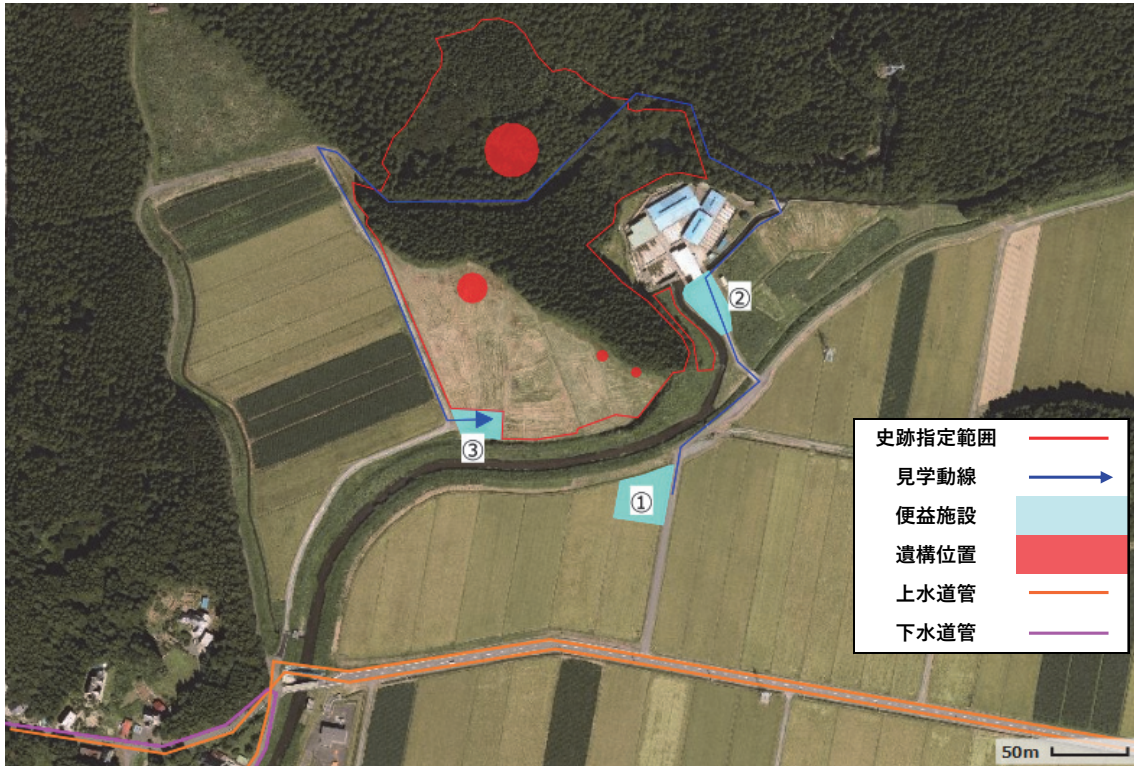
(5)便益施設と見学動線(図 37)

史跡周辺には低地側駐車場と箕輪鮭漁業生産組合の駐車場、及び牛渡川南側のバス駐車場がある。低地側駐車場は場所が分かりづらく、現状ではほとんど利用されていない。また、駐車場までは見通しが悪く車のすれ違うことができない農耕車優先の農道を通ること、駐車台数も 7 台程度と少ないことから、一般向けの駐車場として利用が難しい。一方、箕輪鮭漁業生産組合駐車場は、丸池・牛渡川や史跡を見学に来た観光客が利用しているが、あくまで生産組合の敷地であり、生産組合側の協力により利用させていただいている状況である。また、秋から冬にかけて鮭漁やふ化作業が行われるため、時間帯によっては一般客が駐車できない場合がある。さらに、バス駐車場には大型バス用の駐車枠が設置されているのみで、一般車用の駐車枠は設置されていない。このことから、別途一般車用駐車場の整備が課題となっている。

史跡内には遺構を見学するための園路は整備されていない。遺構は湿地や急斜面の林内に所在しているため、見学の際は現状、史跡内を通る高倉林道や低地側駐車場に隣接する農道を通りながら、遠目に位置を確認できるのみである。既存の林道や農道のみでは十分に見学を行うことができないこと、また、整備を進めることで増加する日常の維持管理作業にも支障が懸念されることから、見学・管理用の園路整備が急務となっている。

トイレについては、現在はバス駐車場に仮設トイレを 1 基設置しているのみである。史跡の整備により団体見学数や滞在時間の増加が見込まれるが、現状では一度に多人数の対応ができない。このことから、来訪者が快適に見学できるよう、複数人に対応したトイレ設備の設置が必要である。

その他、現状では資材置き場や水道等、維持管理作業を行うための施設が設置されておらず、整備後の適切な維持管理のため、これらの設置が必要である。なお、インフラの整備状況について、上下水道管はいずれも現在の各駐車場までは整備されておらず、トイレ等の設置と併せて延伸の検討が必要である。電気については箕輪鮭生産組合の孵化場まで整備されている。



写真上段:①(バス駐車場・トイレ)



写真左:②(箕輪鮭生産組合駐車場)

写真下段:③(低地側駐車場)



図 37 便益施設と見学動線

(6)出土品の展示施設

史跡の出土品を展示している埋蔵文化財調査室は、文化系の埋蔵文化財担当職員が案内を行う関係上、対応が難しいことから常時一般開放はしておらず、事前に見学申し込みがあった場合のみ受け入れを行っている。また、史跡から11kmの場所に位置しており、車で15分程度と距離が離れている。史跡と調査室間を結ぶ公共交通機関も存在しないことから、来訪手段も限られている。これらのことから、より史跡の近くに来訪者が自由に見学できるガイダンス施設の設置が必要である。

3. 活用に関する現状と課題

(1)史跡への誘導

史跡への交通アクセスについて、現状では有効な公共交通機関が無く、自家用車をはじめとした車やレンタサイクル、JR吹浦駅から徒歩での移動が中心となる。しかし、いずれの交通手段も史跡までの道順が分かりづらく、さらに道幅が狭く観光バス等の大型車が通行できないルートも存在する。今後の活用に向けて、JR吹浦駅や主要道路から史跡までの誘導表示のほか、観光バス向けのルート案内が必要である。

(2)活用事業と情報発信

活用事業について、これまでシンポジウムや展示会の開催のほか、火起こし体験や土器等を用いた調理体験を行ってきた(表11、12)。また、町内の小学校による遺跡見学等、学校教育での利用も毎年行われている。しかし、大半が町民向けのものであり、さらにリピーターは多いが新規参加者が少ない等の課題がある。

情報発信について、これまで町のホームページや広報で行ってきた。しかし、情報量が少ない、町内の人しか目にしない等の課題があり、多様な情報発信形態を検討する必要がある。

(3)他の文化財や観光分野との連携

本史跡のある吹浦地区は、縄文時代遺跡が密集している上、史跡鳥海山などの知名度の高い文化財も多い。また、史跡内の「丸池」や隣接しているサケ遡上の河川「牛渡川」、「箕輪鮭漁業生産組合」は観光やサケ加工品購入目的での来訪者が多く、宿泊施設や建設中の道の駅も近い。これらの連携による面的な活用が望まれている。

表 11 活用事業一覧①

活用内容	活用概要	実績				
		年度	テーマ・事業名	参加者数	場所	主催
出土品 展示	・埋蔵文化財調査室での施設見学者向けの展示 ・公民館等の公共施設での出張展示	平成28 (2016)	鳥海山麓・日本海沿岸部の縄文文化～縄文時代の由利本荘市と遊佐町～		修身館 (由利本荘市)	秋田県埋蔵文化財センター、由利本荘市、遊佐町
		平成29 (2017)	現代に伝わる縄文のくらし・風景展		遊佐町生涯学習センター	遊佐町
			出土品が語る鳥海山麓の縄文文化～にかほと遊佐～		にかほ公民館 (にかほ市)	秋田県埋蔵文化財センター、にかほ市、遊佐町
		平成30 (2018)	縄文時代遺跡の宝庫・吹浦展		吹浦まちづくりセンター	遊佐町
			小山崎縄文人の食卓展		遊楽里	遊佐町
		令和元 (2019)	縄文時代の庄内展		松山文化伝承館 (酒田市)	松山文化伝承館、遊佐町
		令和2 (2020)～	鳥海山・飛鳥ジオパーク インフォメーションセンター(出土品展示)		遊楽里	鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会
令和5 (2023)	沓澤重吉氏・小松昌一氏 寄贈コレクション展		旧青山本邸	遊佐町		

表 12 活用事業一覧②

活用内容	活用概要	実績				
		年度	テーマ・事業名	参加者数	場所	主催
シンポジウム	小山崎遺跡の研究 成果や情報を町民 等に周知	平成28 (2016)	～鳥海山麓 小山崎遺跡から～現代に伝わる縄 文の風景・くらし	160	遊楽里	遊佐町
		平成30 (2018)	縄文時代の”遊佐ごっつお”	83	遊楽里	遊佐町
講座 ・ ワークショップ	・小山崎遺跡をテ マとした文化財関連 講座やワークショップの開催 ・諸団体の依頼によ る出張講座等への 講師派遣 ・町民を対象とした まちづくり出前講座	平成28 (2016)	縄文人からの伝言を聞こう！ (行政関係者対象)	33	遊佐町役場	遊佐町
		平成28 (2016)	縄文人からの伝言を聞こう！ (児童対象)	69	吹浦小学校	遊佐町
			意外や意外！縄文人からの伝言を聞こう！ (一般対象)	70	遊佐町生涯学習セ ンター	遊佐町
		平成29 (2017)	主役はあなた～小山崎遺跡の保存と活用に向け て～	64	遊佐町生涯学習セ ンター	遊佐町
			出土品が語る鳥海山麓の縄文文化 南麓・遊佐 町	27	にかほ公民館 (にかほ市)	秋田県埋蔵文化財セン ター、にかほ市、遊佐町
		平成30 (2018)	私たちは縄文時代からサケを食べてきた	56	遊佐町生涯学習セ ンター	遊佐町
			遊佐ごっつおのルーツをたどって～小山崎遺跡 からわかる縄文時代の郷土料理～	75	遊佐町生涯学習セ ンター	遊佐町
		令和元 (2019)	小山崎遺跡と豊水の山・鳥海山	69	遊楽里	遊佐町
			縄文食体験講座	20	しらい自然館	遊佐町
		令和4 (2022)	「縄文時代の庄内展」ギャラリートーク	43	松山文化伝承館 (酒田市)	松山文化伝承館、遊佐町
			縄文講座「鳥海山麓に営まれた低湿地遺跡～山 形県遊佐町・小山崎遺跡～	51	仙台市縄文の森広 場	仙台市縄文の森広場
		令和5 (2023)	飽海地域史研究会講座「史跡・小山崎遺跡」	25	酒田市文化セン ター	飽海地域史研究会
			是川縄文館考古学講座「小山崎遺跡における縄 文人の食について」	50	是川縄文館 (八戸市)	是川縄文館
令和5 (2023)	ワークショップ「縄文に触れよう」(拓本作業体験)	15	埋蔵文化財調査室	トリウミヤマアカデミー、 遊佐町		
随時	鳥海山・飛鳥ジオパーク出前講座メニュー「縄文 人ってすばらしい！」		各依頼先	鳥海山・飛鳥ジオパーク推 進協議会		
随時	生涯学習まちづくり出前講座メニュー「小山崎遺 跡から見えてくる縄文の風景・くらし」		各依頼先	遊佐町		
学校 関係	・町内等の学校を対 象とした遺跡及び出 土品の見学 ・教員を対象とした 教育素材発掘研修 会の開催、研修受 け入れ	平成28 (2016)	地域の教育素材発掘研修会(教員対象)	14	遊佐町生涯学習セ ンター	遊佐町
		平成30 (2018)～ 令和3 (2021)	小学校6年生校外学習 出土品・遺跡見学(町内・酒田市)		埋蔵文化財調査室 小山崎遺跡	町内小学校
		令和4 (2022)	遊佐高等学校地域デザイン学科 見学学習	20	小山崎遺跡	遊佐高等学校
		令和5 (2023)	地域の教育素材発掘研修会(教員対象)	25	埋蔵文化財調査室 小山崎遺跡	遊佐町
			教員10年経験者研修(史跡関連業務)	1	埋蔵文化財調査室 小山崎遺跡	遊佐高等学校
令和5 (2023)	小山崎遺跡をテーマとしたメディアリテラシー講座	80	遊佐小学校	山形テレビ		
見学	一般団体等の遺跡 及び出土品見学の 受け入れ	随時	町内外団体、市町村他		埋蔵文化財調査室 小山崎遺跡	地域団体等

4. 運営・体制に関する現状と課題

(1)担当部局の体制

本史跡の管理団体は遊佐町である。文化庁・山形県庁のほか、学識経験者から指導を受け、運営は遊佐町教育委員会教育課が主管し、実務は文化係が担当している。職員不足のため、開発行為への対応と史跡等の活用・整備事業が並行して行える状態になく、体制強化が求められている。

(2)地域住民等との協働

史跡の草刈りは委託業者が、見学時のガイド等の活用事業や運営に関わることは町職員が行っており、現状では維持管理・公開活用の双方において地域住民との協力体制はできていない。

一方、活用事業として史跡や出土品の見学受け入れを行っているが、地域団体の視察研修や行事の際に、史跡や出土品の見学を取り入れてもらう事例が近年増加している。

地域住民との協働を実現するためには、史跡が認知され、愛着を持ってもらうことが重要である。活用事業を継続することで、より多くの人から史跡への関心を持ってもらうとともに、地域の宝として保存活用を図るため、将来的に史跡の維持管理や運営に住民が関わり、協働で運営していくための仕組みづくりが必要である。

第4節 広域関連整備計画

第1章第5節において、計画対象範囲を史跡から半径3kmとしたが、史跡周辺には多くの文化財や公共施設が所在している。

特に、小学校統合により空き校舎となった旧吹浦小学校は、史跡のガイダンス機能を含んだ展示施設として整備予定であり、史跡現地と相互に補完することで、来訪者に史跡の本質的価値の理解を深めてもらうことができる。同時に、周辺文化財等を含めた地域文化を学ぶための拠点としての役割が期待される。そのため、現地との役割を明確化し、それぞれの強みを活かした整備を行う必要がある。

また、現在建設中の高速道路の開通に合わせ、令和8年度に開業予定である新道の駅は、鳥海山をはじめとした周辺の観光拠点としての役割が期待されている。新道の駅を拠点とした周辺の観光・文化資源のネットワーク化は、史跡を含めた周辺施設等の連携強化や回遊性の向上が見込まれる。そのため、新道の駅や周辺施設への来訪者が史跡に興味を持ち、足を運んでもらえるような取り組みが必要となる。

その他、史跡内の「丸池」をはじめ、史跡内及び周辺の自然環境は鳥海山・飛鳥ジオパークのジオサイトと密接な関係を持つことから、鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会や、ジオパークを構成する酒田市、にかほ市、由利本荘市との連携を深めていく必要がある。

第4章 基本方針

第1節 本史跡整備のストーリー

本史跡は鳥海山の裾野、日本海から 1.5km の場所に位置し、鮭の遡上する湧き水豊かな牛渡川や縄文時代からある神秘的な丸池様など、良好な自然環境に囲まれている。さらに縄文時代には、あたりには水辺環境が広がり、海と程近い位置にあった。この優れた立地環境において、縄文時代早期～晩期の非常に長い期間、継続的に人々の生活が営まれ、低地東部で発掘された縄文前期の貝塚やドングリ集積、低地西部の縄文後期の水辺遺構、斜面部の中期～後期の竪穴建物などが、環境変化に伴う時代ごとの縄文人の活動範囲の変遷や、集落が長期にわたり営まれた背景などを理解する上での重要な要素となっている。

また、出土した多様な植物遺体や花粉分析などの結果から、小山崎縄文人は周囲にある自然環境の仕組みを理解し、森に手を加え、積極的に利用していたと考えられている。これは、今日の「里山づくり」に通じるものであり、森づくりは現代的な視点から縄文文化を再発見する大きな手掛かりとなろう。

当地は自然豊かな反面、洪水などの災害危険性の高い場所でもある。そのため施設整備や遺構表現などには制約があるが、小山崎遺跡で営まれた縄文人の暮らしを理解するためには、当時の技術に対する探求とあいまって、森づくりや自然環境観察などの具体的体験を通じ、縄文時代の人々が自然をどのように捉え利用していたのかなどに思いを巡らすことも重要である。また、縄文以降も、自然とともにある地域の人々の暮らしが育んできた地域の民俗文化の再発見や、将来に向けた自然回復の取り組みなどを、縄文文化を基盤とした体験活動を通じて考えていくことが、地域において遺跡を活かしていくことにつながるものと考えられる。そうした活動を通じて地域内外に交流が広がる場として整備し、地域の活性化にも貢献したい。

第2節 整備の理念

地域の“源流”を体感できる小山崎遺跡整備

史跡小山崎遺跡整備は、当遺跡の本質的価値の概要を示すとともに、ウェブサイトやガイダンス施設で提供する情報と結びつけて縄文時代の人々の生活像が浮かび上がるようにする。また、周囲の環境に照らして生活空間の広がりや当該地の果たした役割などを理解できるようにする。さらに森づくりなどを通じて縄文の人々の自然観に思いを馳せたり、縄文文化の今日的意味を考えるなど、私たち、あるいはこの地域の歴史的・精神的源流にあるものを問いかける文化的意味ある場所とする。

第3節 整備の基本方針

①運動型の史跡整備とする

史跡内に回遊性を持たせ来訪者のための様々な施設を設ける従来の史跡整備を公園型とすると、当史跡整備は運動型と言えよう。それは大がかりな施設整備ではなく、活動や体験プログラムなどを中心に活用に重点を置くもので、期間を区切って目標を定めつつ、活用に関する成果を上げていく。当史跡は洪水などの災害危険性の高い場所にあり、恒設的な施設整備等は難しく、また地形条件等から回遊性を持たせることも難しい。代わりに、周囲の豊かな自然環境を活かし、森づくりや体験プログラム、あるいはイベントなどを通じて関心ある人々の深い体験や縄文文化理解の広がりを期待するもので、そうした活動を継続的・発展的に展開していくものとする。

②ガイダンス施設、ウェブサイト、フィールドとしての史跡を一体的に運用する

史跡指定地を活動や体験のためのフィールドとして位置づけ、本史跡から約 2.3 km離れた場所に位置するガイダンス施設（旧吹浦小学校）との物理的距離をウェブサイトの情報で有機的に繋ぎ、人々の史跡理解を支援する。また、ウェブサイトを通じて広く情報発信するとともに、データベースを育み、様々な人々の幅広い学習需要・情報需要に応えるものとする。また、森づくりなどの活動や体験の中から生まれた情報や内外のサポーターの寄せる情報を取り込み、皆で小山崎遺跡を核とした文化蓄積を行っていく。

③観光分野と史跡の活用連携をはかる

毎年 10 万人以上の登山客が訪れる鳥海山や、湧水が多く清流に恵まれた牛渡川や神秘的な丸池などこの近辺に立ち寄る人も多い。さらに地域の原風景を説明する小山崎遺跡が加わることによって、週末レクリエーション客の増加が期待される。ジオパークに指定され史跡でもある鳥海山や小山崎遺跡周辺に関連遺跡などとの連携をはかり、ネイチャーツーリズム、カルチュラルツーリズム、さらには地域で期待されるアグリツーリズムなどを通じた幅広い交流の広がりを目指す。

④継続的・発展的な管理運営とその初動期のためのハード、ソフトの整備

活動や体験プログラムなどを中心にした運動型の整備とすることにより継続的・発展的な管理運営が必要となるが、まずは第一歩を踏み出す必要がある。早期の公開活用が期待されており、本整備計画においてはハードな物的整備、ソフトなシステムの整備、運営していく仕組みの整備、それぞれにおいて基盤的ないし骨格的な整備を行うものとする。その後の運営やマネジメントには、参加者を巻き込みながら幅広く展開していくことを目指す。

第4節 短期計画目標

本史跡は森づくりをはじめとした諸活動プログラムの場とし、活動に応じて徐々に整えていくが、その初動のために以下の目標を設定し、本計画の実施期間中にその達成を目指す。

①遺跡の保存をより確かなものとする

- ・地下水位の維持や遺構表示に際しての保護層の確保等、遺構保護に努める。
- ・車両の通る道や高木植栽に際しては必要な厚さの覆土をする。

②遺跡へのアクセスを改善する

- ・入口部分に自家用車、バイク、自転車用の駐車場を整備する。
- ・本史跡までの案内サインを整備する。

③観賞を容易にし、多様な来訪者が楽しめる場所とする

- ・骨格的な動線を整備する。
- ・眺望点を整備する。
- ・ランドマークとなる緑陰を設ける。

④遺構・遺物、当時の場所の状況、周囲の環境等が理解できるようにする

- ・水辺遺構や竪穴住居跡など主要な遺構を表現する。
- ・表示サイン、説明サイン、案内サインなどからなるサインシステムを整備する。
- ・ウェブサイトを設け、現地のサインと情報を連動させる。

⑤様々な体験活動を展開できるようにする

- ・トイレ、水道、東屋、倉庫、園路等の便益施設を整備する。
- ・イベントが行えるスペースを確保する。

⑥町民や関心ある人々が史跡の保存整備活用に関わりを持てるようにする

- ・史跡での活動や管理に携わる団体の仕組みをつくる。
- ・ガイダンス施設を拠点とし、活動企画や体験プログラムの構築を行う。

⑦史跡を学ぼうとする人々が理解を深められるようにする

- ・ガイダンス施設で出土品の展示をはじめとした史跡の詳細な情報提供や、講師を招いた講座やワークショップを行う。
- ・ガイダンス施設に埋蔵文化財調査室の機能を移転し、調査や研究の拠点とする。

- ・ 出土品のデータベース等、ウェブサイトニーズに応じた情報提供の仕組みをつくる。

⑧ 幅広く当遺跡の魅力や現況を発信し、交流のネットワークを拡げる

- ・ 季節などの情報発信がなされるようウェブサイトの管理の仕組みをつくる。
- ・ 活動及び体験の記録や個人提供の情報を集約し、ウェブサイトに載せていく仕組みをつくる。

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1. 全体計画

本史跡は、縄文時代早期～晩期にわたって営まれた集落遺跡である。豊富な地下水により、遺構が良好な状態で保存され、本史跡周辺は、往時の自然や景観をよく残している。

そのため、史跡整備では大規模な地形改変を行わず、自然地形・環境を活かした整備を行う。整備対象とする時期は、遺構の規模が大きく、活動が最も活発になったと考えられる縄文時代後期とする。その年代から外れる遺構については、解説板等で説明を行い、集落の営みの変遷についても周知していく。

現在、本史跡には解説板1基、低地部内の駐車場、バス駐車場、仮設トイレ1基が整備されているのみであるため、便益施設・管理施設を整備し、快適に見学できるような環境を整える。また、史跡整備を行うにあたり、関係者・団体の役割や情報発信の方法を明確にすることで、円滑な整備事業の推進や、適切な維持管理ができる体制を構築する。

2. 地区区分計画

本計画では、遺構の性格や適切な公開・活用の観点から、複数のエリアに区分して整備を行う(図38)。

史跡指定地内のうち、生活の拠点であった竪穴建物が集中する「斜面居住地エリア」と、水を利用した活動の拠点となる「水辺エリア」では遺構の顕在化を行う。「斜面居住地エリア」では、縄文時代後期の竪穴建物跡1基の建物範囲と炉跡の表示を行う。「水辺エリア」では道路状遺構・敷石作業場の遺構表示と木敷遺構、杭列・捨て場・地点貝塚・ドングリ集積の解説を行う。「水辺エリア」のうち、整備を実施しない範囲については、最小限の植生管理により現状維持とする。

「斜面居住地エリア」と「水辺エリア」を繋ぐ位置にある舌状台地部分には道や住居が存在したと考えられるが、後世の土取りによって削平され残っていないため、「縄文の里山エリア」として縄文時代の植生を再現し、自然環境を体感できる場とする。

最盛期に竪穴建物と水辺遺構とともに一体的な集落景観を構成していた丸池が存在する「丸池エリア」では、既刊の『史跡鳥海山保存管理計画書』(2011)に従った整備を行う。

史跡指定地を囲む南北500m・東西700mの範囲(図39)は、往時の地形・景観をよく残しているため、「景観保護エリア」として今後もこの地形・景観の維持に努める。「景観保護エリア」のうち、「縄文の里山エリア」の東側に隣接する2区域(図38橙色点線内)は、集落に関連する遺構が確認されており、早急に追加指定の手続きを進め、遺構保護に努める。

「景観保護エリア」のうち、整備範囲は「視点場・管理用エリア」と「エントランスエリア」である。「視点場・管理用エリア」では、管理車両用の駐車場と視点場を整備する。「エントランスエリア」では、史跡見学の導入部として、ガイダンスコーナー、駐車場、来訪者の受け入れに必要な便益施設を整備する。新たに整備する各施設は、現在の地形・景観を損なわないよう、高さや意匠に配慮した仕様とする。また、エントランスエリアから史跡指定地内へ誘導するための誘導板を設置する。

表 13 地区別整備内容

地域区分		整備内容
史跡指定地内	斜面居住地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竪穴建物跡 1 基の建物範囲と炉跡を遺構表示する（図44参照）。 ・ 往時の生活やその他の竪穴建物跡は、遺構解説板にて説明する。 ・ 各エリアへの眺望を確保するため、一部の樹木を伐採する（図66参照）。 ・ 高倉林道から竪穴建物跡に至る園路②、及び広場を整備する（図42参照）。
	水辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路状遺構の範囲にウッドデッキを整備する（図47参照）。 ・ 敷石作業場を立体表示する（図47参照）。 ・ 木敷遺構、杭列は透明なサイン板にて解説を行う。 ・ 捨て場、地点貝塚、ドングリ集積は遺構解説板にて説明する（図64参照）。 ・ 往時の山際に沿った園路④、ならびに視点場・管理用エリアと縄文の里山エリアに至る園路⑤・⑥を整備する（図48参照）。
	縄文の里山エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縄文の里山エリア内を周遊する園路⑦、水辺遺構に至る園路③を整備する（図48参照）。 ・ 縄文時代の植生を再現するための森づくりを行う。 ・ 視点場①、②を設ける（図53参照）。 ・ 北東側に標柱を配置する（図64参照）。
	丸池エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『史跡烏海山保存管理計画書』（2011）に従った整備を行う。
景観保護エリア	視点場・管理用エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理用駐車場を設ける。 ・ エリア内の一部を盛土造成し、視点場③を設けヤマザクラを植栽する（図54参照）。
	エントランスエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイダンスコーナーを設け、総合解説板と案内板を設置する。 ・ バス駐車場（5台）の南側に一般車両及び二輪車の駐車場を整備する（図70参照）。 ・ トイレや東屋等の便益施設を整備する。
	その他の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 往時の地形・景観をよく残しているため、今後もこの地形・景観の維持に努める。

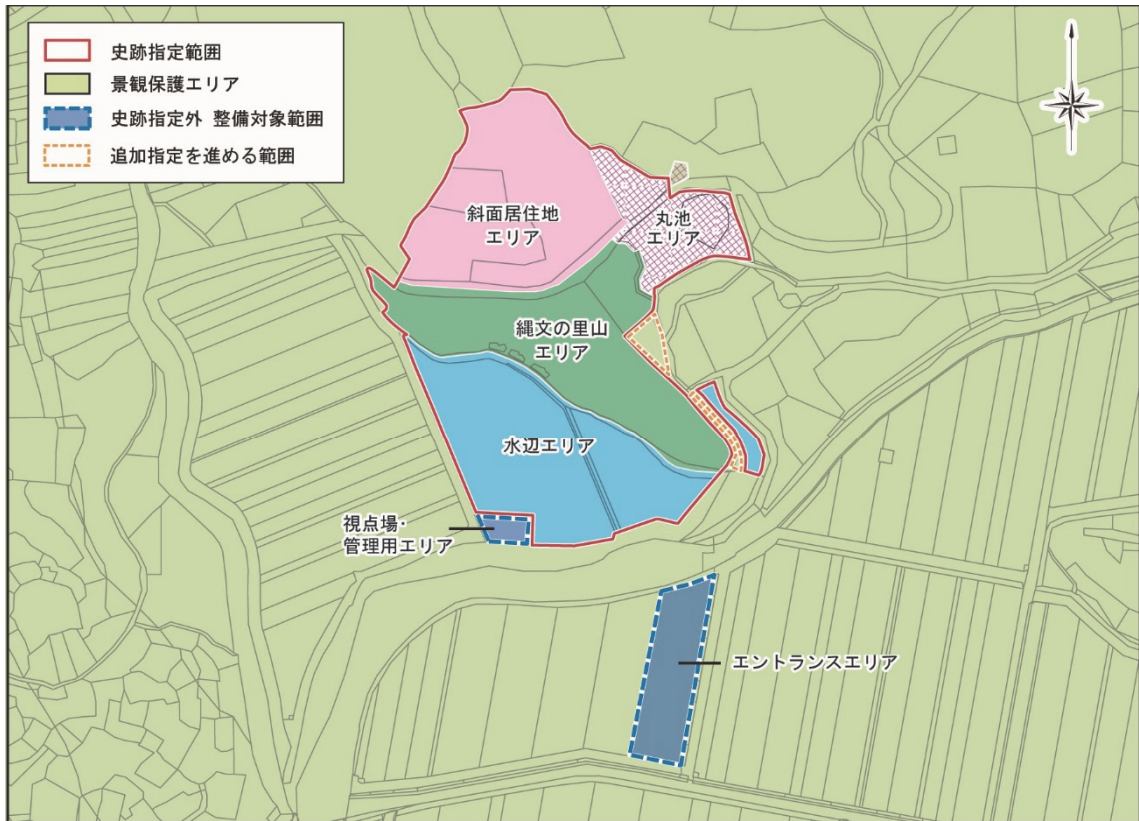


図 38 地区区分図

0 200m

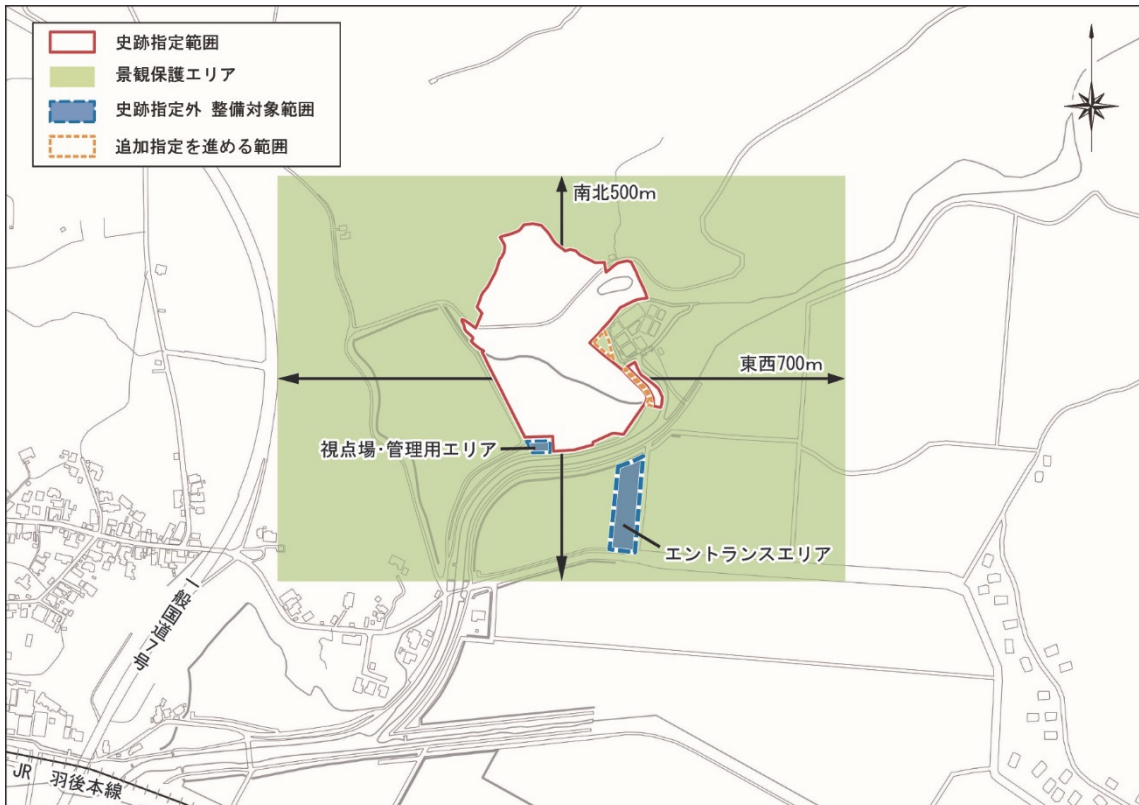


図 39 景観保護エリア対象範囲図

0 200m

3. 地形造成

本史跡は、縄文時代の地形をよく残している。地形は、本史跡の理解に必要不可欠な要素であることから、必要最低限の範囲のみ地形造成を実施する。

地形造成が必要となる範囲について、史跡指定地内では斜面居住地エリアの竪穴建物跡と広場、水辺エリアの水辺遺構、園路④・⑤・⑥、視点場・管理用エリアの視点場となる。史跡指定地外では、一般車両用の駐車場を想定している既設バス駐車場の南側である。

また、遊佐町は積雪寒冷地域であることから、凍上による損傷を抑制するため、地形造成を行う際は凍上抑制層を設ける。



図 40 地形造成想定図

第2節 遺構保存に関する計画

1. 地下水による保護

水辺エリアでは、豊富な地下水により木製品等の有機質の遺構・遺物が良好な状態で保存されている。これらの状態を維持していくため、水辺エリアに2ヶ所の観測孔を設置し、令和3（2021）年12月より地下水位の観測を行っている。

令和5（2023）年段階の観測結果では、水辺エリアの遺構面はおおむね水没しており、地下水により遺構は適切に保護されている。今後も継続的に地下水位の観測を行い、その結果によっては地下水位を維持するための方策を検討する。令和8（2026）年度開通予定の日本海沿岸東北自動車道の建設前後で地下水位の変動に大きな変化がないと判断された時点で観測を終了するが、観測孔は撤去せず、再観測できる状態を維持する。

2. 盛土による保護

現在、遺構は地中に埋設保存されている。斜面居住地エリアの竪穴建物跡は、遺構面深度が65～155cm、水辺エリアの水辺遺構は遺構面深度が55～125cm確保されていることから、さらなる盛土による保護は実施しないこととする。遺構面から上部30cmの間は保護層とし、整備に伴う掘削においては、保護層に抵触しないよう留意する。ピン基礎等の掘削を伴わない場合においても、原則として保護層に抵触しない範囲の大きさまでとする。未発掘範囲に解説板等の構造物の設置を行う際は、事前に発掘調査を実施する。

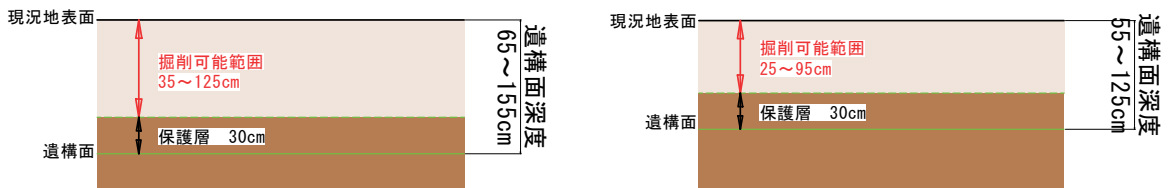


図 41 竪穴建物跡（左）及び水辺遺構（右）整備断面模式図

第3節 遺構の表現に関する計画

遺構表示にあたって、雑草等が繁茂している場合は、草刈りを行った上で防草対策を図ることとする。

1. 竪穴建物跡

斜面居住地エリアのうち、発掘調査により建物範囲が明らかになっており、炉跡も検出されている竪穴建物跡 r（図 42）（『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編 2-』で付したアルファベットに準拠）の遺構表示を行う。

往時は斜面上に竪穴建物が営まれていたことから、往時の造営手法に準拠した地形造成を行う。地形造成においては、掘削可能範囲（図 41 左）に留め、整形した法面には土砂流出対策を行う。遺構表示面は可能な限り検出位置や建物範囲等に準拠させ、石囲炉を立体表示する（図 44）。

他の竪穴建物跡等の遺構や出土遺物は、デジタルコンテンツと遺構解説板を用いて説明する。

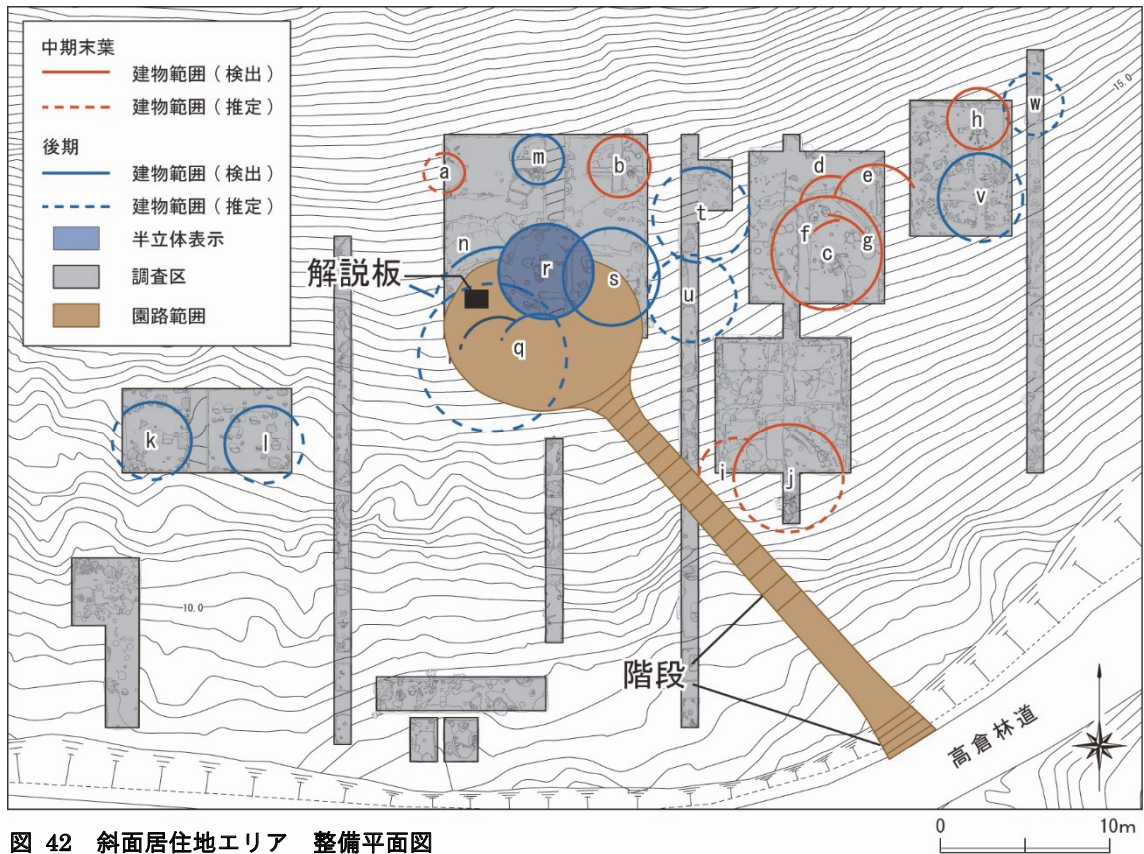
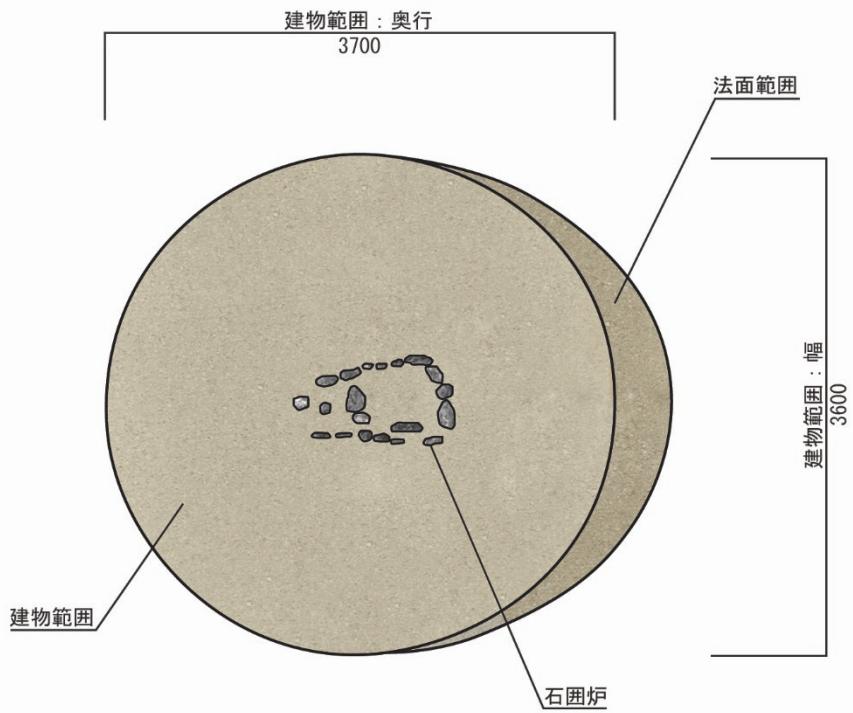


図 42 斜面居住地エリア 整備平面図



図 43 竪穴建物跡 整備イメージ図

平面図



断面図

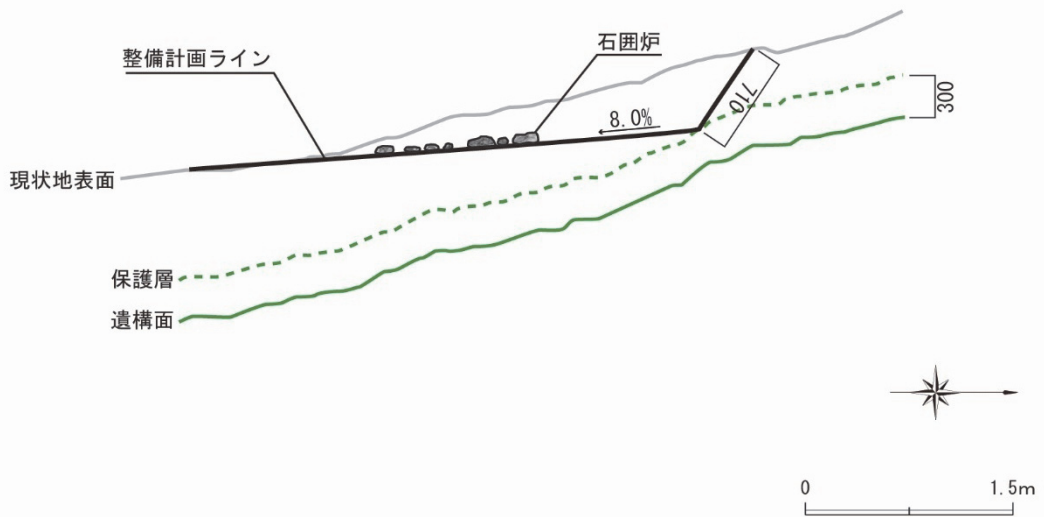


図 44 竪穴建物跡 整備詳細図

2. 水辺遺構

水辺遺構は、以下の5項目に分けて遺構表示の整備を行う。

古地形

往時の山際に沿った園路④で水辺エリアと縄文の里山エリアの境を表現する（第4節「動線計画」図48参照）。なお、現在両エリアの境に設置されている既設側溝は、機能していないことから、表14のとおり法定外公共財産の払い下げの手続きを行った上で取り外すこととする。

表 14 法定外公共財産の払い下げ手続き

現地復元測量	当該法定外公共財産の面積を確定して登記するため、当該法定外公共財産の測量を行う。
境界立会作業	申請者は、境界立会申請書を提出し、当該法定外公共財産と隣地との境界を確定するために、隣地所有者と日程を合わせて境界立会を行う。
境界承諾作業	申請者は、境界立会后、立ち会った隣地所有者から境界の承諾を貰い、町に「境界承諾申請書」を提出する。
用途廃止申請	申請者は、「法定外公共財産用途廃止申請書」を提出する。 ※添付書類：「位置図」「公図」「実測平面図」「境界承諾書」「現況写真」「利害関係者の同意書」「区長の同意書」
登記申請1	申請者は、土地表示登記申請書類を町に提出する。
登記申請2	町は、「土地表題登記」「所有権保存登記」を法務局で行う。
登記申請3	申請者は、付け替えを行う土地について「分筆登記」を行う。 ※測量及び境界立会が必要になる可能性がある。
売払申請	町に「普通財産売払申請書」を提出する。 ※添付書類：「住民票（本籍の記載のあるもの）」「印鑑登録証明書」
売買契約	売買契約を町と申請者で行う。
登記申請	「所有権移転登記（交換）」を行う。

道路状遺構

道路状遺構を木道として整備する。来訪者の安全確保の観点から、東と西に分岐する道路状遺構は1本の木道として整備する。木道の北端は園路④と接続させる（図47）。

木道の整備は、検出状況に準拠した範囲及び高さの盛土造成を行い、その天端に木板を設置する。木板はアンカーでの固定等の横ずれ対策を図る。



図 45 木道の事例
(妙見山古墳・愛媛県今治市)

敷石作業場

道路状遺構と同様に、検出状況に準拠した範囲及び高さの盛土造成を行い、盛土上に石材を敷き立体表示を行う（図47）。盛土造成する際は、碎石層を設けて石材が沈まないようにする。石材は、発掘調査で検出された「平均直径27cm程度の安山岩で扁平な亜円礫」に準じたものを周辺の河川等から採取して用いる。

木敷遺構・杭列

木道の終点に透明なサイン板を設置し、遺構の検出位置ならびに出土状況を特定の位置からサイン板を透かして眺められるような整備を行う。



図 46 透明なサイン板の事例
(安満遺跡・大阪府高槻市)

捨て場・地点貝塚・ドングリ集積

遺物の出土地点の分布も土地利用の状況や自然環境を知る上で重要な情報であるため、遺物が特に集中して出土している捨て場の範囲とその変遷、地点貝塚、ドングリ集積は遺構解説板で示す。各遺構解説板は、園路④沿いかつ各遺構の検出位置の近くに設置する（第6節「案内・解説施設に関する計画」図64参照）。また、デジタルコンテンツを活用して出土状況の表示を行う。

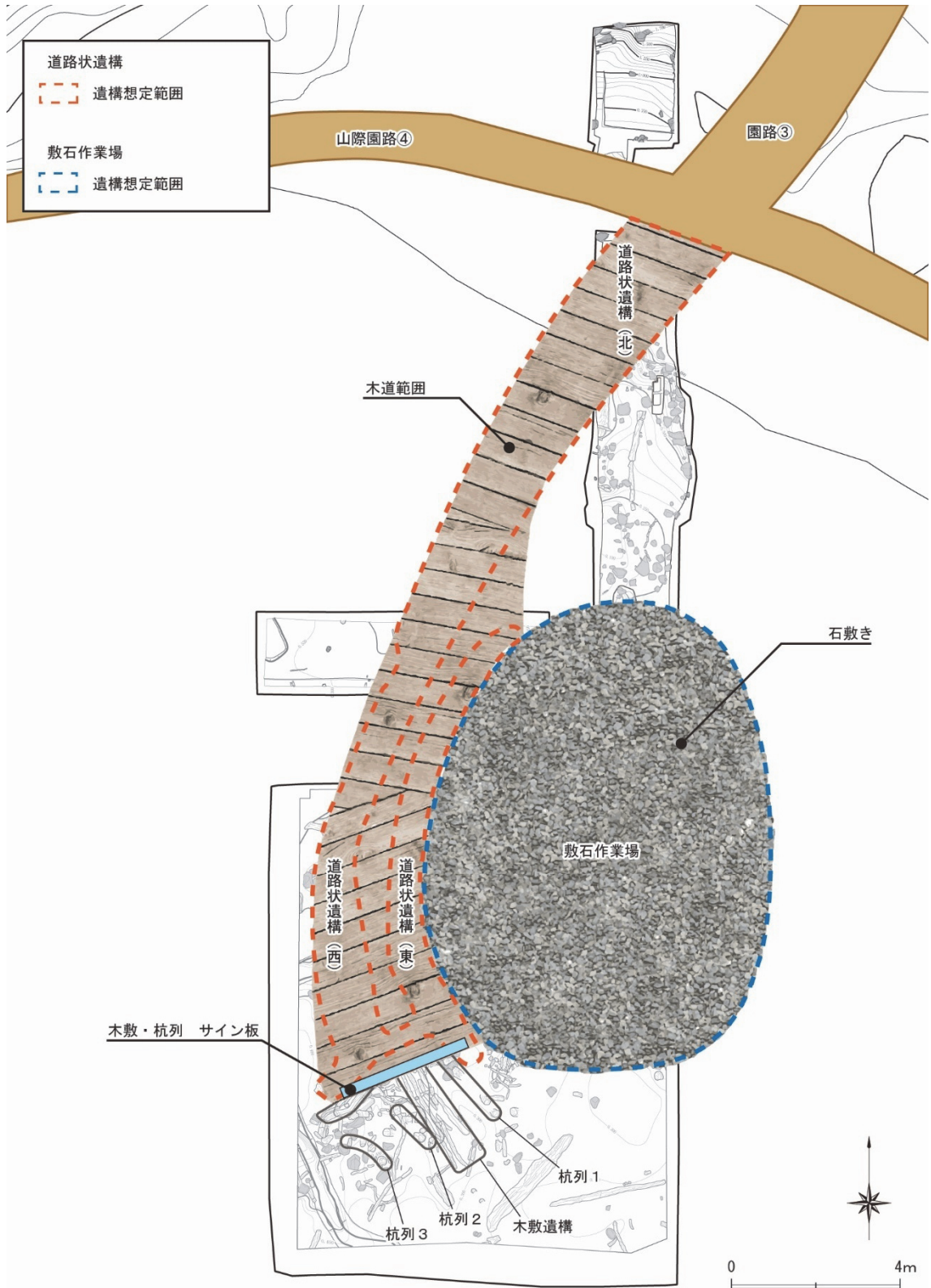


図 47 水辺遺構 整備平面図

第4節 動線計画

1. エントランスエリア及び史跡指定地内の動線

来訪者の動線はエントランスエリアから始まり、ガイダンスコーナーに設置する案内板や総合解説板にて本史跡の概要を学んでもらう。エントランスエリアから史跡指定地内への動線は、箕輪鮭ふ化場の脇を通過して丸池を見学し、高倉林道に至る（図48点線）。

史跡指定地内の動線は、高倉林道から斜面居住地エリアと縄文の里山エリアへの分岐に繋がる。斜面居住地エリアの動線は竪穴建物跡に至り、縄文の里山エリアの動線は、水辺エリアの水辺遺構に至る。また、水辺エリアの外周に園路を設定し、本史跡内を周遊できる動線としている。

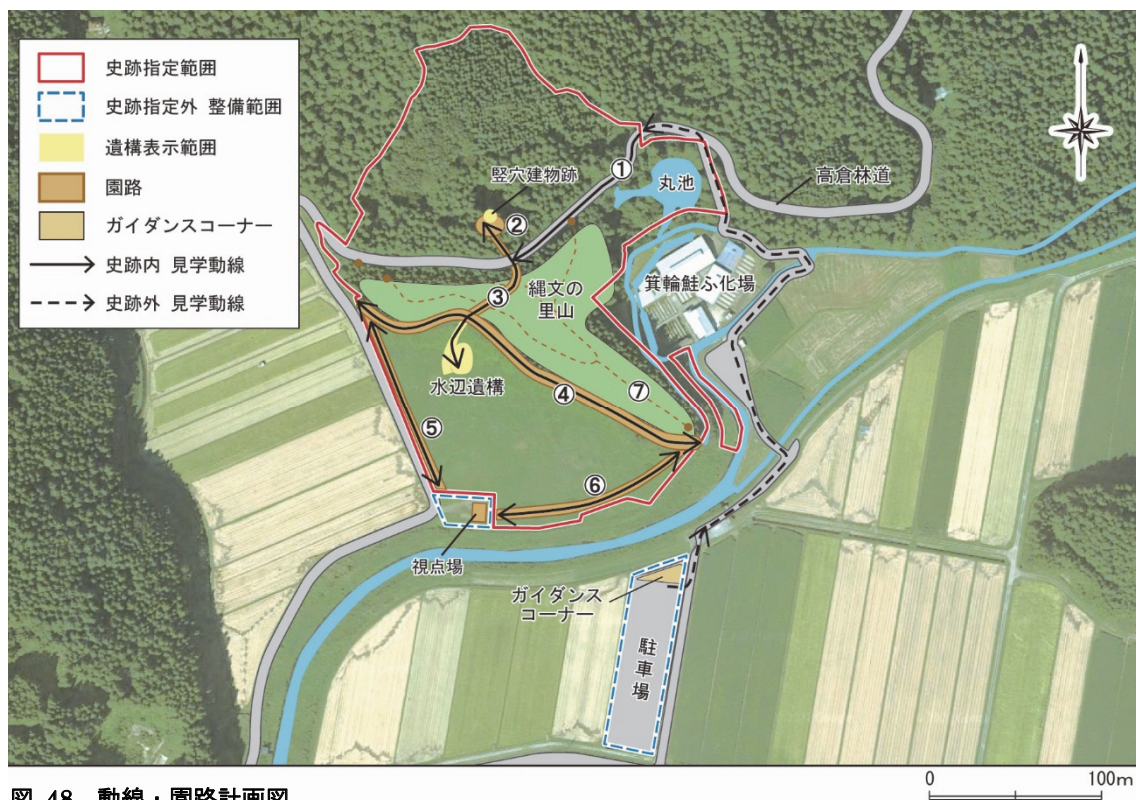


図 48 動線・園路計画図

2. 園路

「1. エントランスエリア及び史跡指定地内の動線」に基づいて、以下の表15のとおりに園路を設ける。

園路は原則として舗装整備は実施しないが、雑草対策として防草シートの敷設及び木質チップの敷き均しを行う。敷設にあたっては、傾斜や雨水の影響による木質チップの流出に留意して実施する。

表 15 園路表

園路	整備位置	動線種類-対象者
園路①	高倉林道を通る園路	見学動線-来訪者 ※高倉林道は管理動線-車両
園路②	高倉林道から斜面居住地エリアに至る園路	見学動線-来訪者
園路③	高倉林道から縄文の里山エリアを通過して水辺エリアに至る園路	見学動線-来訪者
園路④	往時の山際に沿った園路	見学動線-来訪者 管理動線-車両
園路⑤	園路④の西端から視点場・管理用エリアへ至る園路	見学動線-来訪者
園路⑥	視点場・管理用エリアから園路④の東端へ至る園路	見学動線-来訪者
園路⑦	縄文の里山エリアを散策する園路	見学動線-来訪者



図 49 防草シートの整備事例
(竹田城跡・兵庫県朝来市)



図 50 木質チップの整備事例
(キウス周堤墓群・北海道千歳市)

園路①

本園路は既設道路を流用するため、新たな整備は行わないこととする。また、管理動線として位置づけ、管理車両の通行を想定する。

園路②

本園路は、勾配約30%の急斜面を約10m以上登る形となるため、階段を設置する。園路の幅は1m程度とする。

また、来訪者が竪穴建物跡を見学しやすいよう、本園路の北端に地形造成を行い平坦面に整備する。



図 51 階段の整備事例
(大安場古墳・福島県郡山市)

園路③

園路の幅は1 m程度とし、園路幅に併せて地表面からU字状にやや掘り下げ、地形形状と木質チップにより歩行者を誘導する。縄文の里山エリアと水辺エリアの境界付近は急勾配となるため、階段を設置する。

園路④

往時の山際に沿って東西約200mの範囲に盛土造成を行い、縄文の里山エリアと水辺エリアの境を明確にする。本園路は、管理用道路を兼ねることから、管理用車両の通行を考慮して幅員を2.5m以上とし、凍上抑制層を設けた上でアスファルト舗装等の車両の通行に耐えられる舗装を行う。



図 52 園路舗装の整備事例
(大安場古墳・福島県郡山市)

また、水辺遺構の遺構表示の1つである木道の接続部分については、階段を設置する。

園路⑤・⑥

園路の幅は1 m程度とし、水辺エリアの滞水を考慮した措置を行う。

園路⑦

縄文の里山エリアは、スギの人工林の伐採後、将来的に本エリア内を周遊できる園路を検討する。園路の幅は1 m程度とし、園路幅に併せて地表面からU字状にやや掘り下げ、地形形状と木質チップにより歩行者を誘導する。

第5節 視点場に関する計画

本史跡は鳥海山を始め山・川・平地と多様な地形を有する恵まれた立地に位置しており、それが植物・動物の多様性をもたらすとともに、他地域との交流が促されたと考えられる。例えば、本史跡に隣接する牛渡川は、現在、サケが遡上する河川として保全されている。縄文時代の地層からも焼けたサケ骨が確認されており、縄文から現在までのサケとの関わりを伝えている。

これらの立地・環境は本史跡がこの地に営まれた背景を理解する上で重要であることから、史跡指定地内の遺構表示ならびに周辺地形を眺望できる視点場を整備する(図53)。現状では縄文の里山エリアと斜面居住地エリアにスギの人工林が生育しているが、樹木の剪定・伐採を実施することにより、各視点場からの眺望確保を図る。

①縄文の里山エリアの園路付近

本視点場は、縄文の里山エリア内に設ける園路③付近に位置しており、水辺エリアの水辺遺構、斜面居住地エリアの竪穴建物跡を眺望することができる。

②縄文の里山エリアの東端

本視点場は、縄文の里山エリアの東端に位置しており、鳥海山と水辺エリアを眺望することができる。

③視点場・管理用エリア

本視点場は史跡指定地外に位置しているが、水辺エリア、斜面居住地エリア、鳥海山を眺望することができる。

本視点場を整備するにあたり、本史跡全体を一望できるよう、高さ1.5m程度の盛土造成を行う(図54)。視点場範囲を検討する際は、各眺望方向への見学のしやすさや園路⑤・⑥との接続部分、本エリア内に整備する管理車両の駐車スペースについて考慮する。また、盛土形状や法面勾配については自然景観に配慮して緩やかにする。



図 53 視点場・眺望位置図



図 54 視点場・管理用エリア 整備平面図

第6節 案内・解説施設に関する計画

1. 案内・解説板の構成

本史跡に設置する案内・解説板の構成は、表16のとおりとする。新設する案内・解説板の色やデザインは統一し、版面内容は多言語対応を行う。材質は耐久性が高くランニングコストを削減できるタイプを採用する。

表 16 案内・解説板の構成

種類	機能	配置場所
①案内板	全体案内	エントランスエリア
②総合解説板	本史跡の概要を伝える	エントランスエリア
③標柱	本史跡であることを示す	縄文の里山エリア
④境界標	本史跡境界の明示	本史跡境界の屈曲点
⑤遺構解説板	遺構の解説	各遺構
⑥眺望案内板	眺望の解説	各視点場
⑦誘導板	見学動線の誘導	動線の分岐点、各遺構周辺

2. 案内・解説板の内容

①案内板

エントランスエリアのガイダンスコーナーに案内板を設置する。案内板には、本史跡の見学ルートや各視点場、便益施設の位置等、来訪者が本史跡の全体像を理解し、快適に周遊するための情報を記載する。版面は、地図やイラストを使用し、平易な文章表現とする等、分かりやすい内容にする。



図 55 案内板の事例
(能登国分寺跡附建物群跡・
石川県七尾市)

②総合解説板

エントランスエリアのガイダンスコーナーに、本史跡の概要を伝えるための総合解説板を設置する。

史跡指定地内には、鳥海山や鳥海山・飛鳥ジオパーク等の指定・選定範囲と一部重なっており、本史跡の周辺にはそれらの解説板が点在している。

そのため、総合解説板には本史跡の概要に加えて周辺地形や関連文化財等の位置を示した図とともに、それらを紹介する内容を記載する。

なお、史跡指定地外に設置されている既設解説板は撤去する。



図 56 総合解説板の事例
(陸奥国分寺跡・宮城県仙台市)



図 57 撤去予定の解説板

③標柱

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に従い、本史跡の管理に必要な指定名称・「文部科学省」の文字・指定年月日・建設年月日を記載した石造の標柱を設置する。設置位置は、斜面居住地エリアが眺望でき、かつ各遺構表示からの景観を阻害しない、縄文の里山エリアの北東端に設置する。

④境界標

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に従い、本史跡の管理に必要な史跡境界を示す境界標を設置する。設置位置は、史跡指定範囲の境界線が屈曲する位置とする。



図 58 標柱の事例
(陸奥国分寺跡・宮城県仙台市)



図 59 境界標の事例
(慧日寺跡・福島県磐梯町)

⑤遺構解説板

各遺構付近に、遺構の性格・用途等を説明するための遺構解説板を設置する。本史跡の景観を損なわないよう、版面規模は最小限とし、背を低くした上で手前に傾斜した仕様とする。また、冬季の積雪荷重に耐えうる石製の台座タイプを採用する。

遺構解説板に掲載する情報量を補完するため、版面に二次元コードを表示する。スマートフォンやタブレット端末で二次元コードを読み取り、インターネット上で遺構の出土状況・出土遺物等の詳細な情報が閲覧できるようにする。



図 60 遺構解説板の事例
(伊勢国分寺跡・三重県鈴鹿市)

⑤眺望案内板

各視点場(図53参照)に、各位地点から望むことができる風景について説明する案内板を設置する。



図 61 眺望案内板の事例
(関ヶ原古戦場・岐阜県関ヶ原町)

⑥誘導板

エントランスエリアから史跡指定地内に入るまでの道路沿い、ならびに園路の分岐点に誘導板を設置する。

また、JR吹浦駅や「鳥海温泉 遊楽里」等の周辺から本史跡へのアクセスとしては、車・自転車・徒歩の3通りがあり、JR吹浦駅から本史跡までの間に3ヶ所の既設誘導板(図65)が設置されている。しかし、既設誘導板の版面には本史跡に関する誘導がなされていないため、本史跡への誘導板として更新する。



図 62 誘導板の事例
(岡城跡・大分県竹田市)



図 63 本史跡付近の既設誘導板

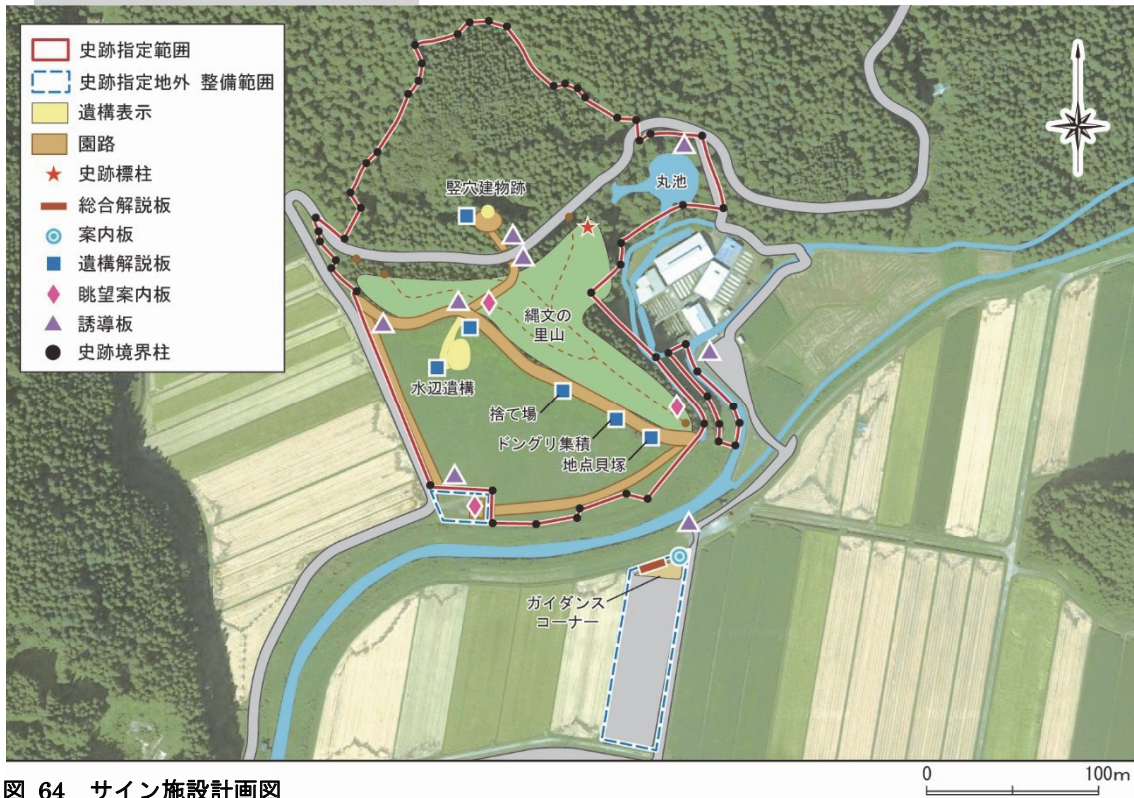


図 64 サイン施設計画図



図 65 本史跡周辺の既設誘導板位置図

第7節 修景及び植栽に関する計画

1. 縄文の里山エリア

本エリアでは、整備と活用の一体化を目的とした、体験型の森づくりによる「縄文の里山」の整備を行う。

本エリア内のスギを皆伐し、斜面居住地エリア及び水辺エリアへの眺望を確保する。スギの伐採にあたっては、遺構の損傷や土砂の流出に十分留意する。

スギの伐採後は、梅津勘一氏の報告書（巻末資料参照）による手法に基づいて選木した樹木を育成し森づくりを行う。対象範囲が広く長期的事業になることから、始めは本エリアの西側に20m四方の試験範囲を設け、試験的に森づくりに取り組む。

樹木は、発掘調査成果に基づき必要に応じて、クリ・クルミ等特定の樹種の苗木育成・植樹を実施する。ただし、縄文時代には生育しない樹種や外来種等が侵入する可能性があるため、定期的な下草刈りを実施し、外来種等の早期発見・除去に努める。また、各視点場からの眺望を樹木が阻害しないよう、支障木を伐採するとともに間伐等により樹間を調節する。

整備手法等の詳細については、第6章「縄文の森づくり－整備と活用の一体化－」に記載する。

2. 斜面居住地エリア

斜面居住地エリアのうち、竪穴建物跡の周囲に自生している樹木を皆伐することで、縄文の里山エリアと水辺エリアへの眺望を確保し、竪穴建物跡と水辺遺構を一体的に感じられるように整備する。樹木の伐採にあたっては、遺構の損傷や土砂の流出に十分留意する。

なお、縄文の里山エリアで行う森づくりの結果を踏まえた上で、将来的に本エリア全体での森づくりの実施を検討する。

3. 水辺エリア

環境保全の観点から、水辺エリアでの大きな植生改変は行わず、基本的には現状の草地を維持する。

4. 視点場・管理用エリア

本エリア内に整備する視点場の盛土上に、緑陰の確保のため植栽を行う。本史跡から出土した漆器にヤマザクラが使用されていたことから、植栽する樹木は本史跡と関連のあるヤマザクラとする。



図 66 修景・植栽計画

第8節 管理施設及び便益施設等に関する計画

1. 管理施設

本史跡の維持管理として、定期的な草刈りや清掃等の作業が必要となる。そのため、エントランスエリアの駐車場内に、資材置き場としての倉庫と、資材の洗浄や手洗い用の水道栓の設置を検討する。倉庫は10~20㎡程度の規模を想定し、水道栓も含めトイレ等の便益施設内に組み込むことも併せて検討する。

また、視点場・管理用エリア内に管理車両用の駐車場を整備する。駐車可能な台数は3台程度とする。

2. 便益施設等

駐車場・東屋・トイレ

現在、本史跡周辺の駐車場は、一般車両の場合は視点場・管理用エリア（7台駐車可能）及び私有地である箕輪鮭生産組合駐車場（20台駐車可能）、大型バスの場合は本史跡から牛渡川を挟んだ南側のバス駐車場（5台駐車可能）である。

整備後は、視点場・管理用エリアへの一般車両の乗り入れは禁止とし、バス駐車場の南側に、一般車両及び二輪車の駐車場を整備して見学動線を統一する。駐車可能な台数としては、一般車両が30台程度、自転車やバイク等の二輪車は、10台程度を想定している。駐車場の周囲には、必要に応じて柵を設置することで、来訪者の安全確保を図る。

駐車場内には、来訪者の休憩スペースとして東屋の設置を検討する。東屋は団体での利用

等を考慮した30～40㎡程度の規模を想定し、本史跡からの景観や冬季の積雪を考慮した仕様・設置位置とする。

また、バス駐車場に設置している仮設トイレは撤去し、駐車場内にトイレを設置することも併せて検討する。トイレは20～30㎡程度の規模で、男子トイレ（大1・小2）、女子トイレ（大2）、多目的1程度の数を想定する。現在、本史跡周辺の下水道管は、エントランスエリアの南西から約300m離れた吹浦浄水場以西まで整備されており、上水道はエントランスエリアに接する道路まで埋設されている。トイレの整備や水道栓の設置にあたっては、それぞれ既設の上下水道管に接続する。

その他の詳細な整備計画については、駐車場南側の土地の公有地化後に検討する。



図 67 東屋の事例
(大安場古墳・福島県郡山市)



図 68 トイレの事例
(成沢城跡・山形県山形市)

車止め

駐車場とガイダンスコーナーの間に車止めを設置し、車両の乗り入れを防ぐことで、来訪者の安全確保を図る。車止めは、景観に配慮した仕様とする。



図 69 車止めの事例
(関ヶ原古戦場・岐阜県関ヶ原町)

フリーWi-Fi

来訪者が本史跡のデジタルコンテンツを快適に利用できるよう、フリーWi-Fiを整備する。本体機器はトイレや東屋等、風雨がしのげる場所に設置し、鍵を付ける等の安全管理を行う。



図 70 エントランスエリア計画図

第9節 ガイダンス施設に関する計画

本町には5校の小学校があったが、年少人口の減少により、令和5（2023）年4月に遊佐小学校の1校に統合した。同年1月には、4校の小学校の閉校に伴い、空き校舎の利活用を進めるための方針を定めた『遊佐町空き校舎利活用基本計画』を策定している。この計画において、本史跡から東に約4kmの位置にある旧吹浦小学校（第11節「地域全体における関連文化財等との有機的な活用に関する計画」図77参照）では、空き教室を本史跡のガイダンス施設として活用する方針が示された。



図 71 旧吹浦小学校校舎

旧吹浦小学校は、校舎の大部分を本町内の歴史を総合的に学ぶことができる資料館として整備し、この中に本史跡のガイダンスのための展示室を設ける。展示室では、本史跡の出土品やパネル・模型・動画等を活用した情報発信を行う。

第10節 公開・活用に関する計画

1. 教育機関との連携

現在、本町内の小学校・中学校・高等学校を対象に、校外学習として本史跡や出土品の保管施設の見学を実施している。しかし、見学時間は本史跡が30分程度、保管施設が30分～1時間程度と短く、本史跡の概要説明のみに留まっている。

そのため、より充実した校外学習にするため、教員向けの説明会を開催することで本史跡の価値を周知し、教員の理解・協力を求める。教育機関と連携することで、本史跡を学習教材として取り上げる機会を



図 72 小学校の校外学習の様子

拡充する。また、縄文の里山エリアで行う森づくりを併せて教育プログラムに導入する。クリやクルミ等の広葉樹を自らの手で植栽・生育させて実を収穫する取り組みや、縄文時代の体験学習等を現地で行い、本史跡来訪の機会を創出する。

2. 地域住民との連携

第4節「動線計画」及び第7節「修景及び植栽に関する計画」に記載した通り、縄文の里山エリアに自生しているスギを伐採し、園路上に木質チップを敷き均すこととしている。そのため、伐採木を木質チップに加工して園路に敷き均す整備を町民参加型で行う。また、本史跡に設置するベンチやテーブルの材料としても伐採木を利用し、ベンチ等の製作も町民参加型で行う。耐用年数が短い木材施設を数年ごとに撤去して作り直すことで、地域住民と協働で行う史跡整備の機会を創出する。

第3節「遺構の表現に関する計画」では、水辺遺構のうち、敷石作業場は立体表示とし、使用する安山岩は周辺の河川等から採取して整備することとしている。敷石作業場の整備においても、町民参加型で周辺の河川から安山岩を採取する。

また、ボランティア団体と連携した事業も展開する。具体的には「小山崎遺跡サポーターの会(仮称)」を設立し、活動内容は縄文の里山エリア内で実施する森づくりの維持管理や、イベント開催時の補助等を想定している。「小山崎遺跡サポーターの会(仮称)」の活動は、本史跡のウェブサイトや広報等で情報発信を行いながらメンバーを募集し、サポーター向けの講座を開催する等、本史跡の維持管理に必要な情報共有・技術力育成を行う。

3. イベントの開催

「縄文の里山」を活かし、食用植物の採取・調理体験や、間伐材を利用した薪割りや小物の制作体験等のイベントを定期的で開催し、参加者が楽しく、かつ気軽に縄文時代の暮らしを学ぶことができる機会を創出する。

また、本史跡のガイダンス施設となる旧吹浦小学校では、一般向けの考古学講座を開催し、本史跡に関する学術的な内容を学ぶ機会を設ける。発掘調査や整備期間内では、現地見学等を行うことで、地域住民の本史跡への興味・関心と文化財行政への理解を深めて貰える取り組みを実施する。



図 73 縄文食の調理体験の様子



図 74 考古学講座の様子

表 17 公開・活用事業の例

教育機関との連携	地域住民との連携	イベントの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員向けの説明会を開催 ・ 児童生徒に向けた教育活動 (広葉樹の観察プログラム) (堅果類の収穫プログラム) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民参加型での遺構表示の整備 ・ 町民参加型での園路、ベンチの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食用植物の採取・調理体験 ・ 間伐材を利用した薪割りや小物の制作体験 ・ 考古学講座の開講 等

4. 情報発信

現在、本史跡のことを広く伝え、関心を持ってもらうためにパンフレットを配布しており、本町のホームページでも本史跡に関する情報を公開している。

更なる情報充実と認知度向上のため、本史跡の情報をまとめた特設ウェブサイトを開設する。本史跡で検出された遺構や遺物について多言語でインターネット上に公開することで、本史跡の魅力を広範囲にわたって発信することが可能となる。その他、本史跡を紹介する動画作成やSNSの活用等、より多くの人々に魅力を伝える手法を検討する。

現地・ガイダンス施設・ウェブサイトといった様々な媒体を通じた情報発信を行うことで、本史跡の魅力向上を図るとともに、本史跡に関わる人々を増加していく。



図 75 パンフレット

第11節 地域全体における関連文化財等との有機的な活用に関する計画

本史跡から半径3kmの範囲内には、県指定史跡「吹浦石器時代遺跡」をはじめ、縄文時代の遺跡が数多く分布している。その他、国指定史跡「鳥海山」に含まれる大物忌神社境内や、ユネスコ無形文化遺産「来訪神：仮面・仮装の神々」に登録されている重要無形民俗文化財「遊佐の小正月行事」が実施されている集落、多くの県・町指定文化財を有する「永泉寺」、観光名所としても知られる町指定有形文化財「十六羅漢岩」等、多くの文化財が所在している。また、文化財の関連施設として、本史跡のガイダンス施設となる旧吹浦小学校が挙げられる。



図 76 「鳥海温泉 遊楽里」のレンタサイクル駐輪場

観光分野では、「牛渡川」や「釜磯の湧水」等のジオサイト、吹浦西浜地区の海水浴場やキャンプ場等のレジャースポット、さらには令和8（2026）年度の日本海沿岸東北自動車道の開通に合わせた道の駅の新設等、多くの観光スポットも所在している。さらに、本史跡周辺には宿泊施設「鳥海温泉 遊楽里」があり、ここでは自転車を無料で貸し出しており、自転車にて本史跡を含めた周辺施設へ散策することができる。

整備方針として、周辺文化財や観光分野と連携して観光パンフレットの配布や案内標識の設置・更新等、地域一帯での魅力向上と回遊性を高めていく。観光パンフレットには、本史跡を含めた周辺文化財を自転車や車で周遊するモデルコースの記載を検討する。また、本史跡とともに周辺文化財やジオサイトを巡るツアー等、様々なイベントの開催を検討する。



図 77 関連文化財等位置図

第12節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

1. 発掘調査

本史跡について未確定な部分を明確にするため、発掘調査を行う。本史跡に関する遺構が検出された場合は、整備内容に反映させる。調査にあたっては、大学をはじめとした研究機関と連携して行うことを検討する。また、整備に伴う掘削が必要な場合は、埋蔵文化財担当者の立会の下、遺構面の確認を確実に行うことで保護を図る。

2. 測量調査

基本設計・実施設計における検討及び図面作成のため、史跡指定地の現況地形等の測量を実施する。

3. 水位調査

第2節「遺構保存に関する計画」に記載した通り、本史跡は地下水により遺構・遺物が良好な状態で保存されている。地下水位の観測終了後も、観測孔は撤去せず、再観測できる状態を維持する。

4. 古環境調査

往時の地形や植生等の自然環境を活かした整備を実施するため、縄文時代の環境変遷や地形形状に関する情報を得るための花粉分析・ボーリング調査等を行う。

5. 植物調査

縄文の森づくりの実施のため、史跡指定地内の保存対象木や有用植物の分布調査を行う。また、スギの伐採後は定期的に生育状況の記録調査を行う。

6. 出土遺物の整理・研究

検出された出土遺物の整理研究を継続して行う。研究成果は、遺構解説板やガイダンス施設、特設ウェブサイトの展示内容等に反映させる。

第13節 管理・運営に関する計画

本史跡の管理・運営は、遊佐町教育委員会文化係が事務局となり、観光・建設・防災・建設部局等、庁内関係部局との連携を強化し、行政一体となって進める。また、学校教育現場や社会教育関係団体との活用連携を図るため、教育委員会内での連携をより一層強めていく。加えて、鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会や遊佐鳥海観光協会等、外部団体との情報共有や事業連携を行い、また、地域住民やまちづくり協議会をはじめとした地域団体とも連携し、官民一体となって本史跡の適切な保存管理を行っていく。

史跡整備については、専門家や有識者からなる「史跡小山崎遺跡整備委員会」を設立し、専門的見地から検討を行うとともに文化庁や山形県等から指導・助言を受けて適切な手法によって整備を行う。

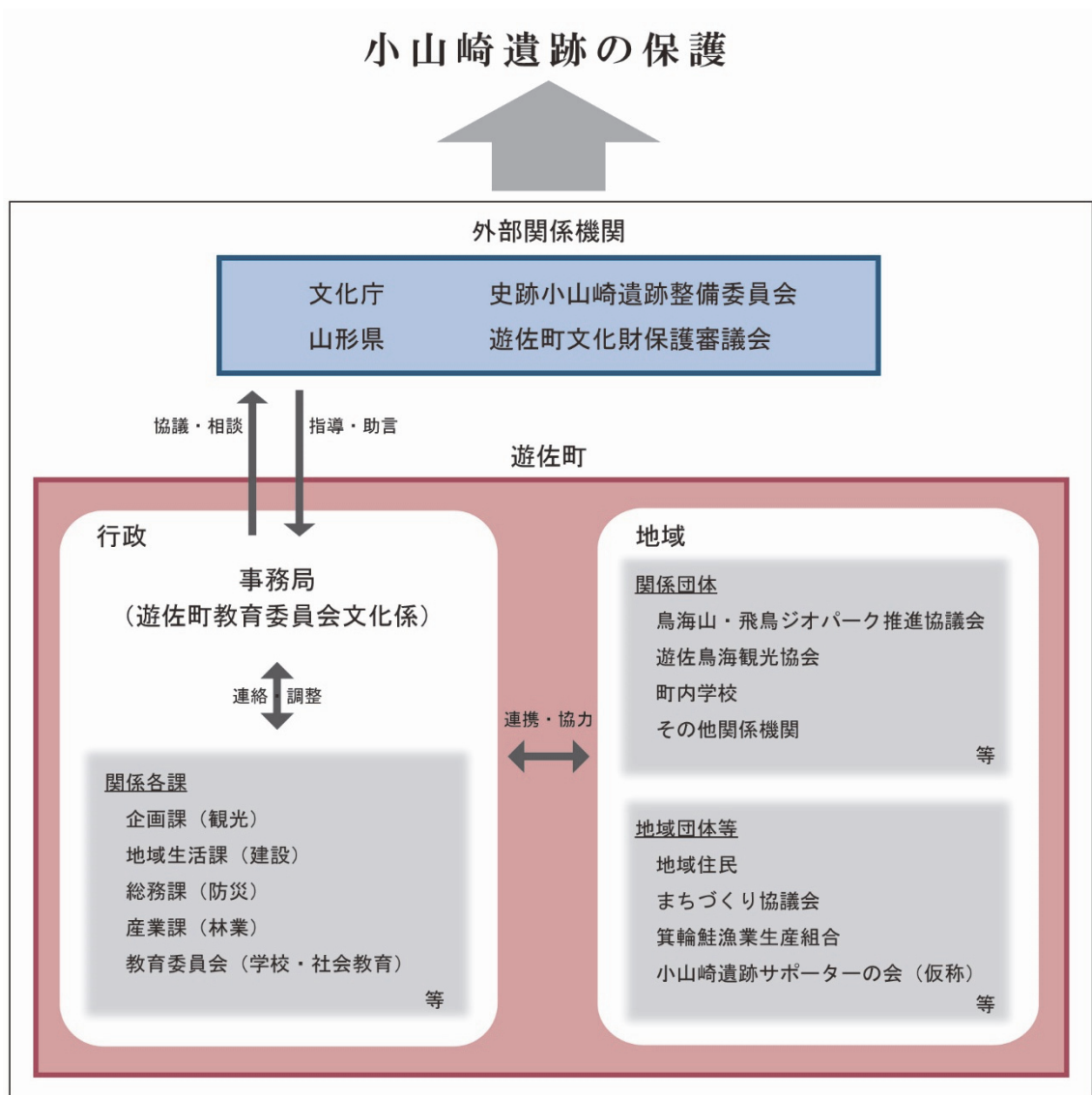


図 78 小山崎遺跡の管理・運営体制

第14節 事業計画

本史跡の本質的価値を将来にわたって適切に保存・活用していくための整備は、調査・研究、研究成果の反映、遺構復元等多岐にわたり、計画は長期間に及ぶものである。そのため、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までを短期計画期間とし、前後半に分けて以下の事業を行う。

1. 短期計画前半(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)

保存管理

- ・集落に関連する遺構が確認されている地域の追加指定・公有地化に取り組む。
- ・本史跡の全容や地形を明確にするため、資史料調査や発掘調査等を継続的に行う。

活用

- ・本史跡の情報等をまとめたウェブサイトを作成し、広く情報を発信する。
- ・デジタルコンテンツ等を作成して本史跡の価値を顕在化することで、来訪者の本史跡に対する理解を促す。
- ・地域住民と協働してイベントを定期的を開催する。

整備

- ・整備に向けた現況調査を行い、設計に向けて条件整理を行う。
- ・斜面居住地エリアの竪穴建物跡、水辺エリアの水辺遺構について、遺構表示のための整備を行う。
- ・史跡指定地内の園路整備を行う。
- ・本史跡内に遺構解説板、誘導板、眺望案内板を設置する。
- ・各エリア同士の眺望を確保するため、斜面居住地エリアと縄文の里山エリア内に自生する樹木の伐採・剪定を行う。
- ・視点場・管理用エリアにて視点場を整備する。

2. 短期計画後半(令和11(2029)年度～令和15(2033)年度)

活用

- ・継続してパンフレット等を配布する。発掘調査により新たな価値が判明した場合は、情報の更新を図る。
- ・周辺地域と連携した活用に取り組むことで、本史跡に興味関心を持つ人を増やす。
- ・縄文の里山づくりについて、動植物の観察記録や活動記録を作成し、発表していく。

整備

- ・前半に続けて水辺エリアと視点場・管理用エリアの整備を行う。
- ・来訪者の活用に供するエントランスエリアを設置する。
- ・縄文時代の自然環境を体感できるよう、縄文の里山エリア内の森づくりに取り組む。
- ・周辺地域から本史跡へアクセスしやすいよう、既存の誘導板を更新する。

表 18 事業スケジュール

		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度～	
史跡小山崎遺跡整備基本計画		計画策定	短期計画前半					短期計画後半					長期計画	
保存管理	追加指定													
	公有地化													
	日常管理													
活用	調査・研究													
	情報発信													
	デジタルコンテンツ													
	旧吹浦小学校の活用													
	地域連携													
	社会教育													
整備	周辺地域連携													
	基本設計													
	整備事業報告書													
	現況測量調査													
	境界柱設置													
	広域整備等													
	エントランスエリア													
	縄文の里山エリア (森づくり)													
	斜面 エリア 居住地	実施設計												
		遺構表示												
		園路												
		案内・解説施設												
		伐採												
	水辺 エリア	実施設計												
		遺構表示												
案内・解説施設														
園路4														
視 点 場 ・ 管	実施設計													
	視点場													
	園路5・6													
	案内・解説施設													

第6章 縄文の森づくり—整備と活用の一体化—

第1節 森づくりの基本的な考え方

1. 森づくりが目指すもの

本史跡では、縄文時代後期における人為的なクリ林の存在をはじめとし、かつてこの地で暮らした縄文人たちが、自然の仕組みを知り、働きかけ、利用していたことが調査成果によって明らかとなっている。すなわち本史跡周辺の森は、遷移しようとする森に人為的な圧力をかけ続け、利用と管理が自ずと一体となった、いわゆる「里山」と呼べるものであった。

そもそも里山は、里山というものをつくろうとしてできたのではなく、集落周辺の森を日常的に利用することがそのまま維持管理に繋がり、自ずと形成されていったものである。それは現代に見られるレクリエーションや憩いの場である公園として整備された森ではなく、人々にとって必要不可欠の資源を得るための場であった。すなわち、人々が生活のために行った「森づくり」が、徐々に里山を形成していったのである。

例えば、かつての庄内砂丘のクロマツ林は、燃料や焚き付けとしての松毬や松葉を得るために人が日常的にクロマツ林に入り、自ずと利用と維持管理が一体となった暮らしに欠かせない里山であった。しかし、燃料が薪炭から化石燃料に移行するにつれ必要とされなくなり、遠くまで見通せた緩やかな起伏のクロマツ林は、やがて入るのがためられるほどの藪となっていった。人為的な圧力を加え続けることが、里山を成立させていたのである。



図 79 庄内砂丘のクロマツ林

本史跡では公園のような森をつくるのではなく、縄文人たちがどのようにして自然の森に働きかけ、維持管理して暮らしていたのかを体感し、学べる場としての森づくりを行う。言い換えれば、整備としての森づくりに関わることによって、縄文時代の森と人々の暮らしを感じ取れる活用の場ともなるような、すなわち、縄文の森をつくるという整備の過程自体が史跡活用の展開の場ともなる森づくりを目指す。

2. 対象エリアと優先順位

本計画における史跡指定地内の地区区分のうち、森づくりの対象とするエリアは縄文の里山エリア、斜面居住エリアとする。両エリアはスギの植林による代償植生となっており、縄文時代にはスギの群落は存在しなかったことから、スギを伐採した上で森づくりを行う。

なお、水辺エリアには森林部が存在しないことから、また丸池エリアは史跡鳥海山の指定区域でもあり保存に関する現状維持の方針から、いずれも対象外とする。高倉林道に接し比較的平坦であることから着手しやすい縄文の里山エリアを当面の森づくりの場とし、全面的な植生の転換を目指す。次に斜面居住地エリアに着手する。実施にあたっては、丸池エリアの景観や植生に影響を与えることのないよう十分に配慮する。

3. 森づくりの担い手

(1) 地域の現状

個々の集落では、集落自治会の活動だけでなく、古くからの神社や寺等の地域の活動でさえ担い手確保が困難となってきた。さらに、定年延長やライフスタイルの変化から、高齢者が仕事を続けることも今や当たり前となり、仕事をリタイアした人たちが動ける期間は短くなっている。地域づくりの担い手の高齢化はもとより、既存の団体の後継者の確保も難しい状況である。

一方、学校では少子化による児童・生徒数の減少に加え、小学校の統合により、これまで各校が総合学習等の時間を利用し独自に参加していた地域の活動も、カリキュラムの調整等から従来までのような参加が難しい状況である。

(2) 担い手の確保と育成

前述のような現状にあって、本史跡の森づくりの担い手を確保するのは容易ではない。しかし、既存の地域団体の活動が難しくなっている一方で、地縁や血縁等の旧来の枠組みを超えたボランティア団体や市民団体等、種々の集まりが生まれてきている。庄内砂丘のクロマツ林では、複数のボランティア団体が、互いに緩やかに連携をとりながら維持管理活動に携わっており、そこに子どもたちも参加している。また、町内には採石跡地の森林を維持管理する共存の森づくり事業がある。

本史跡の縄文の森づくりは、このような既存の森林整備ボランティアに声掛けし、協力を求めることから始める。森づくりの活動状況はウェブサイト等で町内外に広く発信し、さらに単発的な森づくりの体験プログラムを実施することで、興味を持った人が気軽に情報を知り、活動を体験できるようにしながら、徐々に参加者の輪を広げていく。併せて、専門知識と経験を有する指導者を確保し、実践的学習会も開催していく。

第2節 森づくりの手法

1. 基本的手法

縄文の森づくりを計画するにあたって、樹木医の梅津勘一氏から所有地での整備事例を基にした手法を指導いただいた。各手法の内容については巻末掲載の「史跡小山崎遺跡 縄文の森づくりに関する報告書」を参照されたいが、其中で示された以下の基本的手法に基づき、本史跡における森づくりを実施していく。

- ①ゾーニングと苗木の準備
- ②保存木の選木
- ③作業路の設定
- ④スギの伐採搬出
- ⑤自然林再生による森づくり
- ⑥植栽による森づくり



図 80 整備事例視察（第2回委員会）

2. 試験的森づくり

森づくりは長期的な事業である上に、面積が広ければ作業量も大きくなる。そこで、作業量の分散を図り、途中経過を観察し、ときに軌道修正し、より取り組みやすい森づくりとなるように、初動期は小さな規模で試験的に取り組む。

縄文の里山エリアの西側に四方 20m 程度に区切ったエリアを設け、試験的に森づくりに着手する。およその手順は次のとおりである。

- ①試験エリアの植生を確認し、図面に記す。
- ②スギをはじめとした不要な樹木を伐採する。伐根はしない。
- ③自然に生えてくる樹木のうち、必要なものを残して下刈りする（選択的下刈り）。
- ④年に2～3回の選択的下刈りを3年程度継続する。
- ⑤縄文時代の植生に欠かせない樹木の生育が見られない場合は、近隣から種を採取し苗木を育て、植栽を行う。
- ⑥定期的に生育状況の記録をとり、観察会を開催する。

なお、⑤の植栽を行う上では、近年増加傾向にあるクマやイノシシによる獣害を考慮し、樹種やゾーニングを慎重に検討することとする。植栽する樹種は、本史跡の調査成果から将来的な用途等を考慮して選択する（表 19）。同時に、遺構破壊を防ぐため、植樹地点の試掘調査を実施し遺構の有無を確認する。遺構が確認された範囲については 50 cm 程度の盛土を行い、その上に植樹を行うこととする。

その後は試験エリアでの森づくりの進捗や成果を踏まえながら、縄文の里山エリア全体の森づくりに着手する。また、必要に応じてエリア内に材木置き場や作業場等のスペースの確保や設置を検討する。

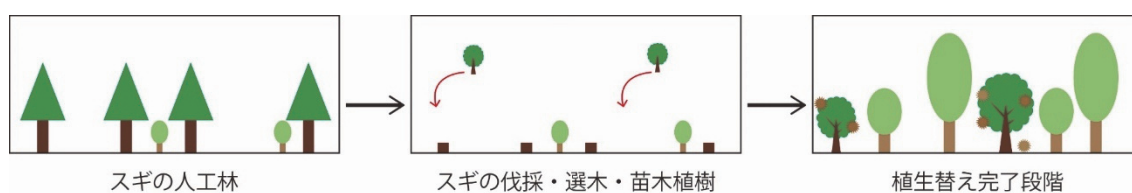


図 81 森づくり工程イメージ

表 19 主な植物遺存体

	木材遺体		種実遺体		花粉分析結果に基づく 推定植生
	自然木	加工木	利用の可能性あり	その他	
前期	エノキ属、ブナ属、カエデ属、コナラ属コナラ節、ケヤキ、トチノキ、ヤブツバキなど	クリ、スギ	コナラ、オニグルミ、ブナ、クリ、トチノキ、ハクウンボク、ツバキ、サクラ属など	カボチャ近似種	ブナ属とコナラ属コナラ亜属が最も優先する時期
中期	—	—	ヒエ属、オニグルミ、クリ、コナラ、トチノキ、エゴノキ、ハクウンボク、ニワトコ属など	ホタルイ属、ハンノキ、サワラ、モミ属、ケヤキ、ブナなど	コナラ亜属を主としクリとケヤキを伴う落葉広葉樹林期
後期	コナラ節、ハンノキ節、ヤブツバキ、ブナ属、クリ、カエデ属、ケヤキ、トネリコ属など	クリ、コナラ節、ケヤキ、トネリコ属、ヤブツバキ、カエデ属、ハンノキ節、トチノキなど	ヒエ属、アサ、ゴボウ近似種、オニグルミ、クリ、コナラ、トチノキ、ニワトコ属、エゴノキ、クワ属、ヤマブドウなど	ブナ、イイギリ、フジ属、マツ属、ケヤキ属、エノキ、ホオノキ、バラ属、サクラ属など	クリ林の優勢とトチノキ林の拡大期
晩期	—	—	オニグルミ、トチノキ、クリ、クワ属、ブドウ属、サルナシ、イイギリなど（極少量）	—	ハンノキ湿地林とトチノキ林期

第3節 森づくりの展望

縄文の森づくりは、本計画期間や地域にとどまらず、長期的・広域的な視野をもってあたらなければならない事業である。樹木の生育には幾年もの歳月がかかり、様々な資源を得るための縄文の森として機能させるためには多大な時間や労力を要する。しかし、森づくりは本史跡の整備と活用の両方において、根幹となる欠かすことのできない活動である。

整備の面では、現在の植林されたスギ林が広がる景観が、広葉樹を中心とした景観へと変わっていくことで、縄文時代当時の姿へと近づいていく。縄文の森というフィールドは、表示された遺構とともに、史跡の本質的価値を来訪者により深く伝える重要な要素となる。

活用の面では、森づくりの体験のみならず、将来的には縄文の森から採取した資源を利用したワークショップ等を開催することで、森づくり、採取、ものづくりまでの一連の縄文文化体験が可能となっていく。

本史跡では、初動期における試験エリアでの森づくりを通してノウハウを蓄積し、やがて全面的な森づくりに着手していく。その過程の中で、参加者の輪を広範なものへと徐々に広げていき、縄文文化を土台とした交流の場として地域活性化へと繋げていく。そして10年後、20年後と徐々に「縄文里山」へと変化していく森の中で、来訪者が縄文時代の風景を想像し、かつて小山崎遺跡に暮らした人々に思いを馳せることができる場所を目指していきたい。

第7章 完成予想図



俯瞰図



縄文里山エリア

水辺エリア



図 82 完成予想図

卷末資料

史跡小山崎遺跡「縄文の森づくり」に関する報告書

樹木医 梅津勘一

1. 自宅(遊佐町吹浦字小野曾地内)の森づくりについて

(1) 移住に至った経緯

2021年の春、私は酒田市内から鳥海山麓の小野曾地区に新居を構え移住した。それは定年退職後の残された人生を、自分が思い描いていた暮らしを実践するためである。

私は40年近く山形県職員(林業職)として勤め、森林行政に携わってきたが、地域材による家づくりや、木質バイオマス利用、荒廃した里山の再生など、行政担当者としてさんざん旗振りして推進してきたものの、自身は新興住宅地でハウスメーカーの家に住み、石油ストーブに頼って暮らしていた。人に勧めるだけでなく、自分もやってみたく思っていたが、なかなか実行に移せないでいた。そして県を定年退職後、地元の森林組合に3年勤め、主に庄内海岸林のマツ枯れ対策に携わりながら、土地探し、家の設計と移住計画を進めてきた。

移住地探しのポイントは、長年山地災害を担当してきた経験から、地すべり、山崩れ、土石流などの土砂災害が起きないこと、洪水や津波の被害が及ばない土地であることであった。

その上で鳥海山が眺められ、畑にできる土地があり、手入れを必要とする荒廃森林が身近にあることというものであった。そして各地を訪ね歩いてたどり着いたのが当地である。

(2) 目指した生活様式

家づくりの方針は、合板、集成材、石膏ボード、ビニルクロス、グラスウールなどを使わない無垢の木造建築である。そして暮らしの方針は、停電しても生活が可能なように石油や電気に頼らず、野菜を作り山菜を採るなど、ある程度の食料自給の暮らしである。

暖房は薪ストーブのみ、給湯は太陽熱温水器と薪ボイラーの組合せで、灯油は使わずに燃料を自給する。炊事も薪ではハードルが高いので、調理はプロパンガス。そして、テーブルや本棚等の家具もできる限り手作り、薪小屋等の造作、外構、造園も極力自分ですると決め、大工、土木作業員、森林作業員、造園士のような暮らしを続けてきた。1年目の冬は薪が不足して林業仲間から譲ってもらったが、2年目からは何とか薪を自給できる目処がついた。

薪の調達は、敷地内の不要木の伐採や、林業仲間からの情報で伐採現場からの調達。そして、個人事業主として行っている伐採や庭仕事で発生する伐採材や剪定枝等である。集落内でも我が家の薪暮らしが認知され、剪定枝を自分で運んでくれる人や、邪魔になった木をいらなくと声をかけてくれる人も現れるようになった。

薪ボイラーは、燃やせるものならば、長さ1m以内であれば形状は問わず、剪定枝でも、落ちている枯枝でも、建築廃材(合板や集成材は不可)、残材でも何でも燃やすことができる。そうすると、身の回りのいろいろな木質資源は何でも燃料に思えてくる。マツやスギの枝葉、タブノキ、ツバキなどの常緑樹の枝葉なども、ある程度乾燥すれば本当によく燃える。

当地は戦後の開拓地で、入植者は人力で森林原野を切り拓き、電気も水道もなく、笹小屋

を建てて暮らした。当時は生きていくために、日々燃やせるものを集めたという。しかし、今はみな石油やガス、電気が変わり、薪を使っている家は数えるほど。我が家に枝等をくださる方々は、私が移住してからこの辺の山がきれいになってきたと言ってくれる。枝を運んでくれる方には、私は灰にして返す。そうすると石灰の代わりになり、山菜のあく抜きにも利用できる。私も灰は自分の畑などに還元し、無農薬、化学肥料無しで野菜を育てている。こうして地域の木質資源が循環し、燃料代も肥料代も節減でき、山がきれいになっていくだけでなく、移住者である私と地域の方々とのつながりが生まれてきたのである。

(3)取得した土地の状況

取得した土地は、耕作放棄地の畑地を分筆するなどして約 1,700 坪である。うち約 1,100 坪が地目「原野」の現況森林である。そこは胸の高さまでのササに覆われ、灌木やつるが生い茂り、全く中に踏み込めない状態であった。

整備前の敷地に生育していた主な樹木は下記のとおりである。

【針葉樹】 スギ、クロマツ、アカマツ

【落葉広葉樹】(高木) オニグルミ、クリ、コナラ、ホオノキ、コブシ、アカメガシワ、ミズキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、エノキ、ヤマモミジ、イタヤカエデ等

(低木～亜高木) オオバクロモジ、サンショウ、ヌルデ、ヤマウルシ、タラノキ、ムラサキシキブ、ネムノキ、オクチョウジザクラ等

【常緑広葉樹】(高木) タブノキ、シロダモ

(低木) ヤブツバキ、アオキ、ツゲ

【つる性植物】 フジ、ツタウルシ、ミツバアケビ、サルトリイバラ、キヅタ等

当地の樹木はどのようにして成立してきたのか、航空写真(出典:国土地理院ウェブサイト)によりこの土地の変遷を示す。



1946 の入植から 15 年目、原野が切り拓かれ農地に生まれ変わっている。当地にはかつてスギの苗畑があったといわれている。



入植から 30 年目、当地は菅里中学校造成のための土砂採取が行われたという。立木は伐採され裸地化している。岩石が多く、採取跡の地形は不規則である。



写真3 2015

入植から70年、土砂採取から39年目。裸地化した土地には実生で育った樹木が繁茂している。

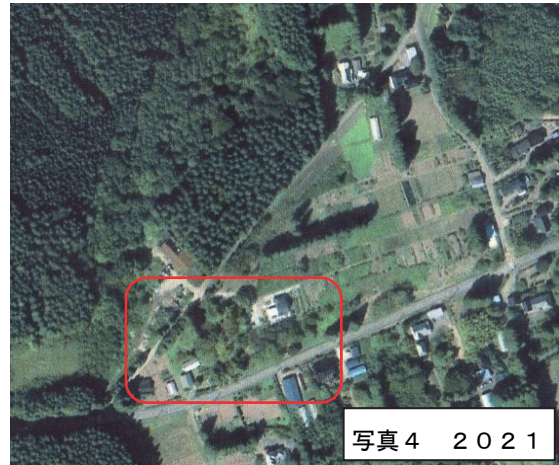


写真4 2021

土砂採取から45年目。新築移住後、森林整備後の状況。クルミやコナラ、ヤマザクラ等がかなりの大木に成長していた。

(4) 森づくりの方法

① 下刈り

土地取得時は、中に踏み込めない藪で、特に南側斜面はササが一面に生い茂り、地面が全く見えず地形が分からない状況であった。このため最初の作業は刈払い機で灌木も含めて下刈りし、地形を現わすことから始めた。刈ってみたところクレーター状の凹地や、隣接地との境界付近の段差などがある非常に凹凸のある地形が現れた。このことは元地主の方に聞いたところ、かつて土砂採取したが、岩石が非常に多く、途中まで掘り進めて止めたような跡が残っているとのことであった。

針葉樹以外の木本類は、強く刈れば強く反発し、切口から一斉に萌芽する。また密生していたササも刈ることにより光環境が改善され、新しいササが吹き出す。ササが優先すると植生の遷移や更新も阻害されるため、まずササを駆逐することを優先した。ササの駆逐には年3回程度の刈り払いを数年継続し、とにかく光合成生産させずに衰退させることである。このため、木本の萌芽処理もあわせて年3回以上の刈り払いを3年間継続してきたところ、ササはかなり衰退させることができた。

むしろいくら刈っても駆逐が難しいのが、フジ、アカメガシワ、ヌルデなどである。おそらく、光環境の改善により埋土種子の発芽も相当にあるものと思われる。



写真5 下刈り、除伐状況

② 除伐

植生は、外部から見ると樹種の区別のつかない藪であったが、刈り進めるとスギ、クロマツ、クルミ、ヤマザクラ、コナラ、ホオノキ、コブシ等の立派な成木が出現してきた。生存競争に生き残り、樹冠を光環境の良い上層に伸ばしたものが成長したとみられる。

また下層はクルミ、アカメガシワ、ヌルデ、オオバクロモジ、タラノキなどの稚樹や若木

が密生しており、前に進めない状況であった。したがって①の下刈りと除伐は別々の作業ではなく、ほぼ同時進行で行わなければならない作業であった。刈払機で切れないものはチェーンソーで切り、その伐採材を片付けながら前に刈り進むという作業である。

なおこの場合の下刈り・除伐は、全て刈るのでなく、残すべきものを見極めながら行う、いわゆる「選択的下刈り」である。例えばサンショウ、オオバクロモジ、タラノキなどの有用樹や紅葉が美しく大木にならないモミジ等は、配置を考えながら切り残している。

③伐採

下刈りと除伐で、林内の見通しを確保した上で、将来的に残す木、除去する木を選木しながらチェーンソーで伐採を進めた。選木の方針は以下のとおり。

- (1) 広葉樹を主とした潜在的植生による樹林とする。(外来種、園芸種の排除)
- (2) スギとマツは基本的に伐採する。(マツ材線虫病の発生を防ぐ目的もあり。)
- (3) 区域をゾーニングし、それぞれに核となるシンボルツリーを残す。
- (4) 将来的な枝張りの空間を考慮し、残すべき木と競合する近接木は除去する。
- (5) 常緑広葉樹(高木)は、植生分布上貴重なので、配置を考えながら極力残す。
- (6) 彩りのよい樹林とするため、モミジ、サクラ類は極力残す。
- (7) 維持管理の支障となる、フジ、ヤマウルシ等は徹底除去する。

当地に生育していた樹木は、土砂採取跡地への自然発生とすると古いもので約45年生である。その中で、オニグルミ、コナラ、ヤマザクラ、コブシ等は堂々とした大木となっているものがあり、それらはシンボルツリーとして将来的な生育空間を確保するため競合木を極力伐採した(写真12)。特に南側斜面のコブシは、藪の中にあっただとは思えないような、まれに見る良い自然樹形を呈しており、将来的に我が家だけでなく小野曽地区のシンボルツリーの一つとなり得ると思われた(写真14)。

また西側斜面にはスギ、クロマツ、アカマツの実生が非常に多く、過密林分となっており、日照不足で枯死したマツも多くあった(写真15)。元地主の方の話では、スギの実生が多いのは、かつて苗畑をしていた時期があったためではとのことであった。小野曽地区では、防風林や境界木として多くのスギが植栽されており(写真1~4参照)、開拓当初は相当にスギ苗の需要があったものと思われる。スギは将来的に大木となり、また林内も暗くなるので相当に太いものもほとんど伐採した。マツ類も、海岸林を中心にマツ材線虫病(いわゆる、「マツ枯れ」「松くい虫」)の被害が多いため、予防を兼ねてほとんど伐採除去したが、西側入口付近のアカマツ1本は、樹高も高く樹形もよいのでシンボルツリーの一つとして残した(写真12)。



写真6 下刈り、除伐状況(手前部分が刈払い済み)



写真7 除伐、伐採後



写真8 南側斜面(県道沿い) 整備前



写真9 同左 整備後(シンボルツリーのオニグルミ)



写真10 同上 整備前



写真11 同上 整備後



写真12 シンボルツリーの例 (左から コブシ、ヤマザクラ、アカマツ)



写真 13 南西側斜面(コブシ) 整備前



写真 14 南西側斜面(コブシ) 整備後



写真 15 西側斜面(スギ、マツ過密林分) 整備前



写真 16 西側斜面(スギ、マツ過密林分) 整備後

④今後の保育管理

- (1) 下刈りの継続 (選択的下刈り)

萌芽のコントロール、ササヤフジの駆逐、セイタカアワダチソウ等の駆除

- (2) 枝打ち、除伐 (= 燃料の調達)

枯枝の除去、隣接木とのコントロール、生育空間の確保

2. 小山崎遺跡森林部踏査の所見

2022年12月6日、「縄文の森づくり」を計画する舌状台地部の踏査を行った。(図1)

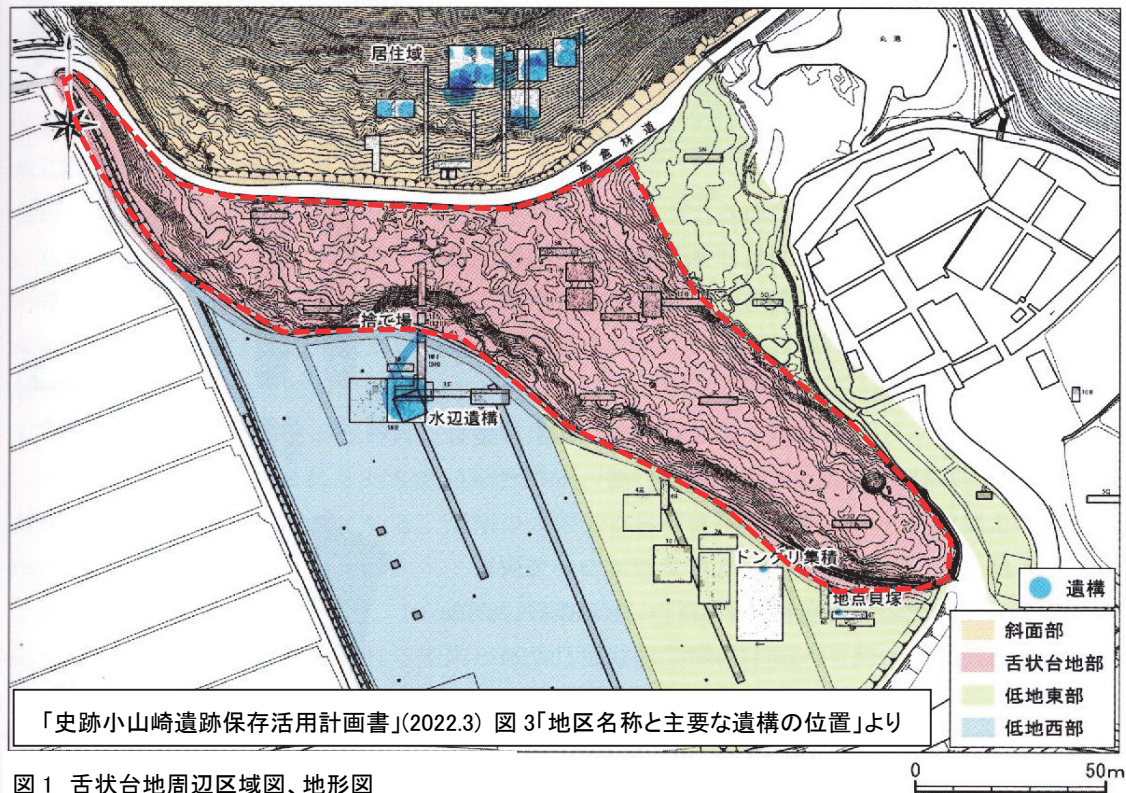


図1 舌状台地周辺区域図、地形図

(1) 舌状台地部の植生変遷の考察

「史跡小山崎遺跡植生調査報告書」(2022.1)によれば、当地区は常緑広葉樹林帯のヤブツバキクラス域の北限地であり、人為的影響が加わる前の潜在的植生はタブノキの原生林であったが、30年ほど前に皆伐されてスギ植林地になったと記されている。

以下、当舌状台地部及び周辺地区の土地利用、植生の変遷を航空写真で見てみたい。

(出典：国土地理院ウェブサイト)



写真 17 1949 (S24)

舌状台地部及び斜面部も伐採跡地である。舌状台地部は林縁部の斜面だけに樹木が残されている。林道北側斜面部のスギ植林地はまだ幼木。丸池神社周辺のスギ植林地はすでに成林している。物見峠付近の台地は全面畑地である。



写真 18 1952 (S27)

舌状台地部は伐採跡地のままであるが、林道北側斜面部のスギ植林地はだいぶ成長してきている。現存植生でカスミザクラ-コナラ群落とされた部分は当時も植林されていない。



写真 19 1961 (S36)

舌状台地部の伐採跡地には樹林が形成されているが、樹冠の配列が不規則であることからスギ植林地ではなく、広葉樹の二次林と思われる。林道北側斜面部のスギ植林地は、まだ林齢が 20 年生程度であったが、林道沿いの一部が伐採されている。(当時は稲杭、足場丸太等小径木の需要があったためか?)



写真 20 1976 (S51)

舌状台地部の二次林は 27 年生程度に生長している。林道北側斜面部の伐採跡地も再生林がなされている。物見峠付近の台地は、畑地がスギ林に変わりつつある。



写真 21 1986 (S61)

舌状台地部に成立した二次林が林縁部まで皆伐されている。林道北側斜面部のスギ再生林は成林している。物見峠付近の台地の畑地はほぼ消失し、スギ植林地に変わっている。また吹浦バイパスの工事が始まっている。



写真 22 1996 (H4)

皆伐された舌状台地部に植林されたスギが 10 年生に成長している。林道北側のカスミザクラ-コナラ群落の部分も皆伐されている。この年、国道 7 号吹浦バイパスが開通した。



写真 23 2015 (H27)

舌状台地部に植林されたスギは約 30 年生に成長している。皆伐された林道北側のカスミザクラ-コナラ群落の部分も植生が回復してきている。

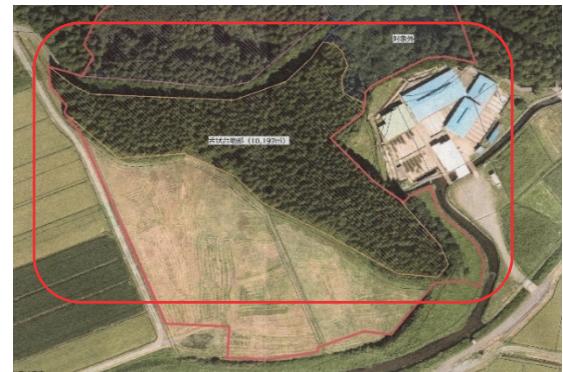


写真 24 現況 史跡区域図

1949年からの航空写真により、舌状台地部の植生の変遷を見てみると、少なくとも1949年時点では林縁の斜面部を除き伐採跡地である(写真17)。伐採前の植生がスギ林であったのか広葉樹林であったのかは不明である。

そしてその後に広葉樹の二次林が成立したと思われる。この二次林はタブノキの純林はなく、コナラ、クリ、クルミ、カスミザクラ等の落葉広葉樹とタブノキ、シロダモ等の常緑広葉樹、スギやクロマツ等との混交林であったのではと推察する。

タブノキは吹浦漁港、女鹿、三崎等で純林を形成しているが、それはいずれも冬季の北西季節風の風背地である南東向き斜面である。飛島においてもタブノキの純林は風衝地の西海岸には成立せず風背地の東海岸の谷筋等の斜面に多い。

当史跡は、区域全体が吹浦溶岩流の末端台地を楯にした風背地であるとも言えるが、微地形的にみれば舌状台地部の西側と東側では気象条件が異なる。またタブノキは陰樹であって日照のよい伐採跡地であれば、真っ先にマツ類やナラ類などが優先して成長し、日陰になったところにタブノキやヤブツバキ、ヤツデ、アオキなどの常緑広葉樹が侵入してくると考えられる。したがって、1986年以降にスギが植林される前の舌状台地部の植生は、西側林縁部では落葉広葉樹が優先し、東側に行くほど常緑広葉樹が侵入していたのではと推察する。このスギ植林以前の植生は航空写真では判別できないので、当時の状況の分かる地域住民や森林所有者がいれば確認すればよいと思われる。

これらの航空写真から分かる舌状台地部の植生の変遷は、1949年と1986年に皆伐されたと仮定すれば(その数年前に伐採された可能性もあるという前提で)、スギ植林前の広葉樹林は37年生、そして現況のスギ林も37年生であると推定できる(伐採時に伐根で確認可)。

(2)スギ植林地の現況

当植林地はこれまで数度の除間伐が行われてきたと見られ、比較的手入れが良く、林内に大きく成長した広葉樹も見られない。コナラ、サクラ、クリ等の大きな広葉樹は南西及び北東の林縁部の斜面部にあり、フジ等も絡んでマント群落を形成している(写真25-27)。そして林内には、最後に下刈りや除伐が行われた後に成長したと思われる、落葉・常緑の広葉樹の若木が生育し(写真28)、特に常緑樹は丸池に近い東側に多く生育している。

植生については「史跡小山崎遺跡植生調査報告書」(2022.1)に網羅されているが、落葉期に当林内を歩いて目についた常緑広葉樹は、高木がタブノキ、シロダモ(写真29, 30)。低木～亜高木がヤブツバキ、ヒサカキ、アオキ、ヒメアオキ、ヤツデ、ツゲ、ヤブコウジ等であった。

やはり、夏緑広葉樹林帯である東北地方において、高木性の常緑広葉樹が生育できるということが、県の内陸部や秋田県以北ではあまり見られないこの地域の植生の特徴である。

地形については、高低差5m程度の急斜面に囲まれた舌状の台地であり、これまで大規模な土工は入っていないと思われ、小規模な凹凸の地形が多く転石の露出も多い(写真31)。区域北東部、丸池寄りの部分には沢地形の凹部が見られる。



写真 25 スギ林相(東側)



写真 26 スギ林相(西側)



写真 27 林縁斜面部の広葉樹



写真 28 スギ林内への広葉樹侵入状況



写真 29 高木性常緑広葉樹の稚樹(タブノキ)



写真 30 高木性常緑広葉樹の稚樹(シロダモ)



写真 31 転石の露出状況

3. 小山崎遺跡における「縄文の森づくり」の手法について

(1)「縄文の森 = 縄文里山」の考え方

縄文時代にはスギの一斉林は存在しないため、植林されたスギは皆伐し、広葉樹林を育成する。縄文時代の森林と人との関わりは、食料、燃料、建築用材や各種材料を得る場として暮らしに密接に結びついていたはずである。

したがって当遺跡における「縄文の森」も、森林レクリエーションを目的とする公園的なものでなく、人々はこのように森林を維持育成し、利用して暮らしてきたのだということを認識し、体感し、学べる場にすべきであろう。

縄文時代、例えば食料や建築用材、燃料として有用だったクリ、クルミやナラ等は、切り

尽くすのでなく、萌芽更新や播種により増殖し、循環利用してきたものであろう。もちろん、下草や灌木、つる、枯木枯枝等も無駄なく利用してきたと思われる。それは燃料革命以前の、里山と結びついた日本人の暮らしの原型といえるものであろう。人々は美しい森林にするための手入れをしようと山に入ったわけではなく、日々の糧を得るために山に入った。いわば森林の利用と管理が表裏一体の関係であって、その結果として美しく気持ちの良い林相ができあがったのである。

庄内の場合、砂丘地の海岸林も同様の里山であって、防風防砂だけでなく、燃料採取等利用の場として造成、維持された結果、白砂青松的な美しいマツ林ができあがったのである。それが燃料革命以降の生活様式と管理意識の変化により、人々と森林の関わりが薄れ、森林の荒廃と病虫害の蔓延につながってきている。飛島の森林も同様、それは全国の里山が抱える共通の問題である。

里山の原型である「縄文の森 = 縄文里山」は、整備した後は植生遷移に任せる森林ではなく、実際に利用（管理）し続けていくことが前提となる森林なのであろう。それは人為的な関わりをもって植生遷移を一定のステージで止めるものであり、あるいは人の暮らしに有用な植物を維持増殖して、本来の自然植生とは違う樹種構成になるものであるかもしれない。

例えばクロマツの海岸林やスギ造林地のような単純一斉林は自然状態では存在しない。それは、人為的に遷移をコントロールしてきた結果である。しかし、いったん人為的な圧力がなくなれば、森林は加速度的に遷移していく。それは一般的に「荒廃森林」「管理放棄森林」と表されるが、人為的に造成された森林が、本来の潜在的植生の自然林に回帰する過程とみることもできる。

したがって、「縄文の森 = 縄文里山」を作るのであれば、いかに人為的な圧力をかけ続けるか、それを支える人的な仕組みづくりと、管理行為に伴う発生材利用の検討が不可欠になると思われる。

(2) 縄文の森づくりの手法の提案

①ゾーニングと苗木の準備

全面的に多種多様な樹木がランダムに混交する雑木林ではなく、適地適木を基本としてゾーニングを行う。例えば、食料供給に有用なオニグルミやトチノキは湿地を好むため林縁の水路沿いに、居住区近辺にクリやコナラ、そしてタブノキやシロダモの常緑樹は丸池周辺のタブノキ群落に連続するように風背地となる東側にといったように区域分けを行う。

②保存木の選木

現況のスギ林内、あるいは林縁部に自生している広葉樹で、将来的にその場所に生育させたいものを選木して、誤伐しないように目印のテープを巻く。通常伐採前には作業空間を確保するために伐採木周囲の刈払いを行うが、その際も刈り残す目印となる。

選木したものを一切痛めずに近隣のスギを伐倒することは実際には困難であるが、極力保全するという意識で伐採作業を行う。またたとえ損傷したとしても、剪定でコントロールすることはできる。

③作業路の設定

スギの伐採、搬出作業のためにはある程度の林業機械が必要である。そのための作業ルートをおおまかじめ設定し、それ以外の林地は極力重機で踏み荒らすことのないようにする。その場合、将来的な動線となる遊歩道の路線を検討し、それに作業路を重ねる。すなわち伐採搬出作業が終わった後には、そこがそのまま遊歩道のルートとなる。

林業機械の走行は、ある程度障害物や段差のない走行しやすいルートを選ぶことになるので、遊歩道の設定とは矛盾しないと思われる。機械のない時代の踏分け道のようにはないが、将来的な維持管理や入込者の歩行を考えれば、いざという時に小型の機械や軽トラック程度の車輛が走行できる幅 2m程度の道は確保しておいた方がよいと思われる。参考までに、作業路兼遊歩道のルート案の例を図2に示す。

④スギの伐採搬出

なるべく林床を荒らさないように、現在主流のクローラタイプの高性能林業機械でなく、基本的に伐採はチェーンソーによる。なるべく地際に近い低い位置で伐採し、伐根はそのままとする。搬出は上記作業路を使い、小型のグラブとキャリアダンプ等（写真 32, 33）を使用し、なるべくウィンチや小型の林内作業車（写真 34）等で作業路まで引き出す。また当地は高倉林道沿いの平坦地なので、搬出等の作業条件はとても良い。

伐採した材について、今は製材だけでなく、合板、集成材、バイオマスチップと用途があるので、丸太は全部搬出する。また枝条は移動式チップパーで現場破碎してチップ化し、幅 2m程度で作業路に敷き均せば、それがそのまま遊歩道となる（写真 35-37）。

この場合、発生した梢端材などの小径木を縁木にすると効果的である。

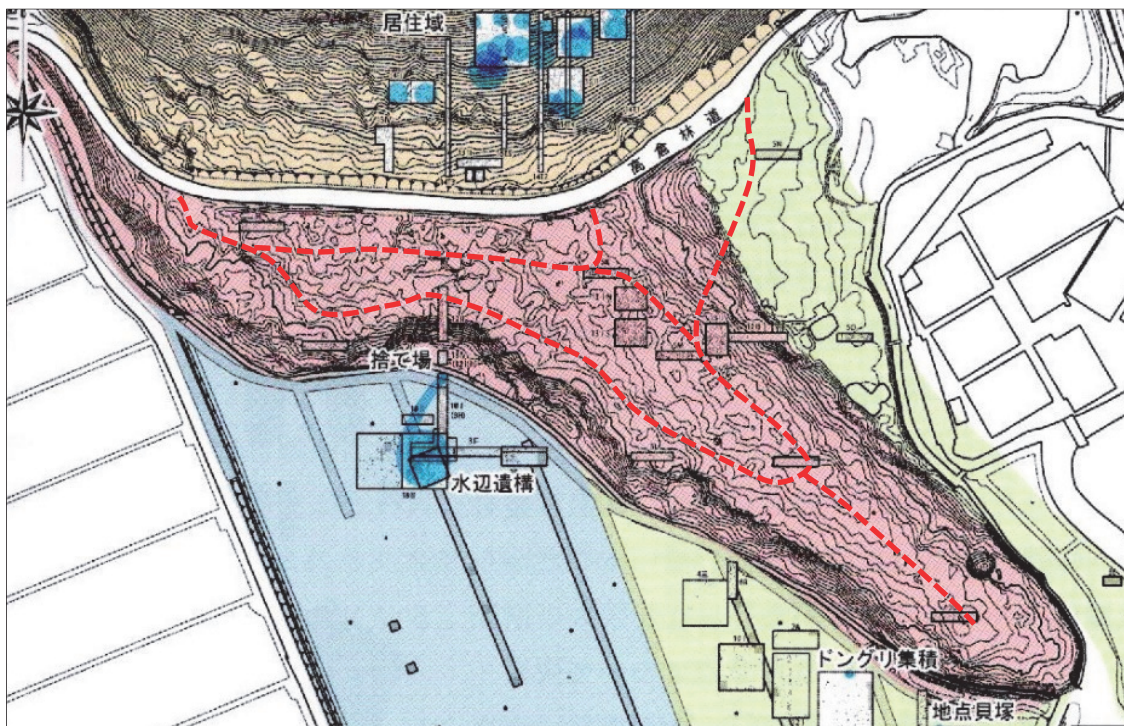


図 2 作業路ルート案



写真 32 グラップルによる積み込み



写真 33 キャリアダンプ等による運搬



写真 34 ウインチ付き林内作業車による運搬



写真 35 移動式チッパーによる枝条の現場破碎



写真 36 チップ敷き歩道づくり(稲川小 2003)



写真 37 チップ敷き歩道づくり(万里の松原 2017)

⑤自然林再生による森づくり

2-(1)で、当地には 1986 年以前までは 37 年生程度の広葉樹二次林が存在していたと推察した。そして現地踏査の結果、現況のスギ林の林床にも多くの広葉樹の稚樹や若木が生育していることが確認できた。したがってスギを皆伐すれば、実生や萌芽により多種の広葉樹が侵入、成長し、植生遷移が進行していくと思われる。

侵入樹種は、針葉樹のスギやマツの実生も発生してくるだろうし、外来種のニセアカシアやセイタカアワダチソウ(低地西部山際に群落あり)等が侵入してくる可能性もある。その植生の推移を観察しながら、樹種を見極めた上で選択的下刈りを継続し、樹種や密度をコン

トロールしていくことにより、植栽によらない森づくりが可能である。樹木は、苗畑で肥培養成された苗よりも、実生の方が絶対に強く成長がよい。それは夥しい種子散布の中から、生存競争を生き抜いて成長したエリートであり、根張りが良いからである。特に多くの稚樹のあるタブノキなどの常緑広葉樹は、選択的下刈りだけで対応でき、植栽の必要性は全くないと考えられる。

なお、この将来の林相や樹木配置を見越しての「選択的下刈り」は、特定樹種の単純一斉林を作るための保育作業の下刈りと違い、住民参加の要素は低く、相応の知識と技術をもった人材によらなければならないだろう。

⑥植栽による森づくり

3-(2)-①のゾーニングにより、例えばクリ、クルミ、トチノキ等の群落を設定する場合は、その区域では、他高木性樹種は全部刈払い、植栽しなければならないと思われる。ただし、急いで苗木を植栽するのではなく、スギ皆伐後の植生の変化を観察し、クリやクルミの萌芽が多い場所があれば、そこをクリ林、クルミ林に仕立てていくという方法も考えられる。植栽する場合、苗木は他県で生産された購入苗ではなく、種の遺伝子攪乱を防ぐ意味からも、近隣の自生木から種子を採取し、播種して養成した苗木を用いるべきである。吹浦地区だけでもクリ、クルミ、カシワ、コナラ、ミズナラ等の種子は十分に採取可能である。

苗木の養成について、ポット苗にすれば根鉢を崩さず植栽時期を選ばないというメリットはあるが、小さいポットでは巻き根になり根張りが良くないという弊害もある。露地で直播きして2年程度育てた苗の方が、根系がしっかりしている。その場合苗畑から掘り上げるために、いわゆる「ふるい苗・裸苗」となり、休眠期の早春か晩秋に植栽する必要が生じる。この苗作りと植栽はプロでなくともできる、住民参加の要素が多い作業である。

史跡小山崎遺跡 整備基本計画書

令和6年3月31日 発行

編集・発行 山形県遊佐町教育委員会

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202

印刷 鶴岡印刷株式会社 酒田印刷

